

香川県農業・農村基本計画

～ 県民が安心して暮らせる元気な農業・農村の実現 ～

素 案

平成23年6月

香 川 県

目 次

	(ページ)
序 章 計画の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格と役割	
3 計画の期間	
4 計画の進行管理	
第1章 本県農業・農村を取り巻く現状と課題 ・・・・・・・・	2
1 農 業	
2 担 手	
3 農 村	
第2章 本県農業・農村の目指すべき方向 ・・・・・・・・	16
1 基本目標	
2 基本方針	
3 施策体系	
第3章 施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第1節 県産農産物の確保 ・・・・・・・・	20
第2節 食の安全への対応 ・・・・・・・・	27
第3節 売れる農産物づくり ・・・・・・・・	30
第4節 戦略的な流通・販売 ・・・・・・・・	46
第5節 担い手の確保・育成 ・・・・・・・・	53
第6節 生産条件の整備 ・・・・・・・・	64
第7節 多面的機能の維持 ・・・・・・・・	70
第8節 地域資源を活用した農村の活性化 ・・・・・・・・	77

序章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県においては、農業・農村の振興を図るため、平成 17 年 7 月に「香川県農業・農村基本計画（目標年度：平成 22 年度）を策定し、その基本目標である「独創性豊かで、多彩な香川型農業の確立」と「みどり豊かで、うるおいと活力のあるむらづくり」の実現に向け、地域の实情に即した総合的な施策の展開に努めてきたところです。

しかしながら、農業・農村をめぐる情勢は、農業者の減少や高齢化の進行などに伴い、県民の食生活に欠かせない農産物の安定供給をはじめ、県土・自然環境の保全など農業・農村の有する多面的機能の低下が懸念されるとともに、国内外の産地間競争の激化、食の安全・安心や食生活の変化への対応など新たな課題が生じています。

折りしも、国においては、食料・農業・農村政策の基本指針となる新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、本県としても、こうした動向を踏まえ、本県の特徴を最大限に生かした農業・農村の振興を図っていく必要があります。

このようなことから、現行の「香川県農業・農村基本計画」策定後の変化を踏まえ、新たな本県農政の基本指針として、この計画を策定するものです。

2 計画の性格と役割

この計画は、社会経済情勢の変化や国における農政改革の取組みを踏まえ、「香川県次期総合計画（仮称）」との整合性を図りつつ、本県農業・農村の振興方向と目標を明確にするとともに、その目標実現に向けた基本的な各種施策を明らかにする基本指針であり、次のような性格を持ちます。

- 農政に関するすべての分野を対象とし、農政の総合性を確保するとともに、特に重点的に取り組む施策を明らかにするものです。
- 食料・農業・農村基本法に基づき、国との適切な役割分担のもとで、本県の实情に即した振興方向と目標を明らかにすることにより、その実現に向けた施策を総合的かつ効率的に推進し、本県農業・農村の一層の振興を図ろうとするものです。
- 農業者に対しては、農政の基本方向を明らかにするとともに、主体的かつ積極的な取組みを期待するものです。
- 県民に対しては、本県農業・農村の役割について理解を深め、本県農政に対する理解と協力を期待するものです。
- 市町や農業関係団体に対しては、県との役割分担のもと一体的な取組みにより、地域の視点に立った施策展開を期待するものです。

3 計画の期間

平成 23 年度を初年度として、平成 27 年度を目標年度とする 5 か年計画とします。

4 計画の進行管理

この計画の進行管理は、香川県農業・農村審議会において実施します。

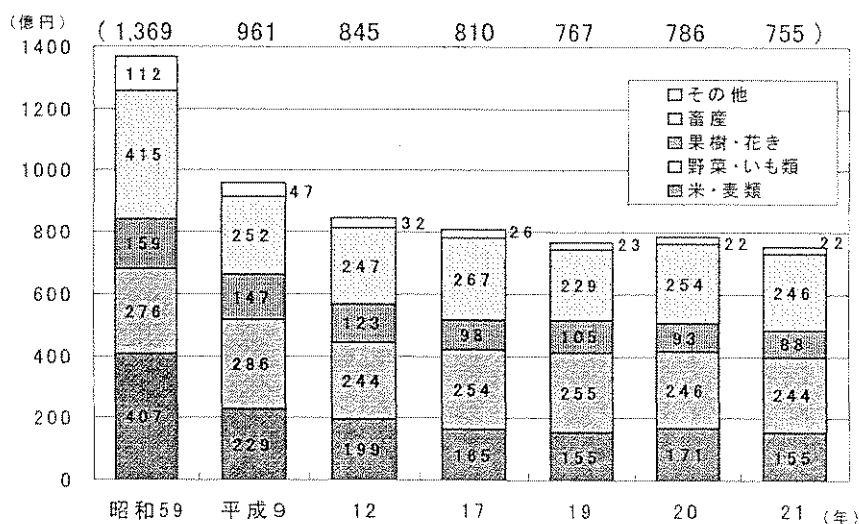
第1章 本県農業・農村を取り巻く現状と課題

1 農業

農業生産

- 農業産出額は、農業従事者の減少や高齢化、農産物価格の低迷などに伴い、昭和 59 年の 1,369 億円をピークに減少しています。
- 平成 21 年は、ピーク時の 55% まで落ち込んでおり、5 年前と比べ 7.8%、前年から 4% 減少しており、減少に歯止めがかかっていません。
- 過去 10 年間の部門別の状況は、野菜や畜産はほぼ現状を維持しているものの、価格の下落が続いている米、売行きや価格が景気に左右されやすい果樹や花きは減少が続いており、全体が下落する大きな要因になっています。

農業産出額の推移



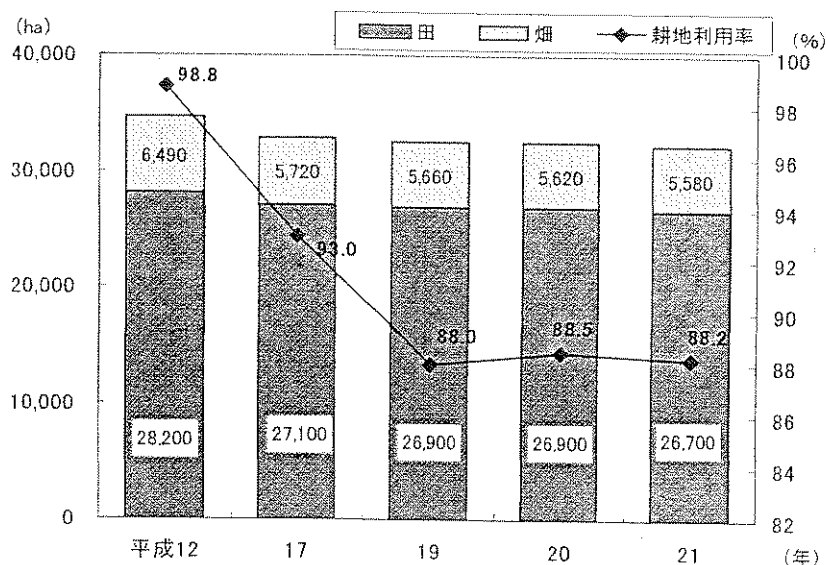
資料：農林水産省「第 57 次香川農林水産統計年報」

- ◆ このため、付加価値の高い農産物の生産拡大とそのブランド化、消費者に支持される農産物の生産・流通を進めるとともに、多様な流通販売システムの構築と販売ルートを確認するなど、生産、流通、販売を総合的に捉えた振興策を展開する必要があります。
- ◆ また、これらの農産物づくりを支える担い手の確保や生産条件の整備とあわせて取り組むことにより、農業生産の維持・拡大に取り組むことが課題です。

農地の利用

- 人口密度の高い本県においては、農業上と農業外の土地利用の混在化が進んでおり、宅地や道路などの農業利用以外での土地需要の増加により、平成 22 年の耕地面積は 32,000ha で、5 年前より 800ha、前年より 200ha 減少しています。
- 本県の農業は、経営規模の零細性を補う農地の効率的な利用や経営の複合化などにより、生産性の高い農業が営まれてきましたが、近年の農業従事者の減少や高齢化などを背景として、耕作条件の悪い中山間地や島嶼部のみならず、比較的条件に恵まれている平坦部においても農地の遊休化が進んでいます。
- 平成 21 年の耕地利用率は 88.2% で、ここ 3 年間横ばいにあるものの、5 年前に比べ 6.7 ポイント、10 年前からは 10.4 ポイント減少するなど農地の利用が縮小しています。

耕地面積と耕地利用率の推移



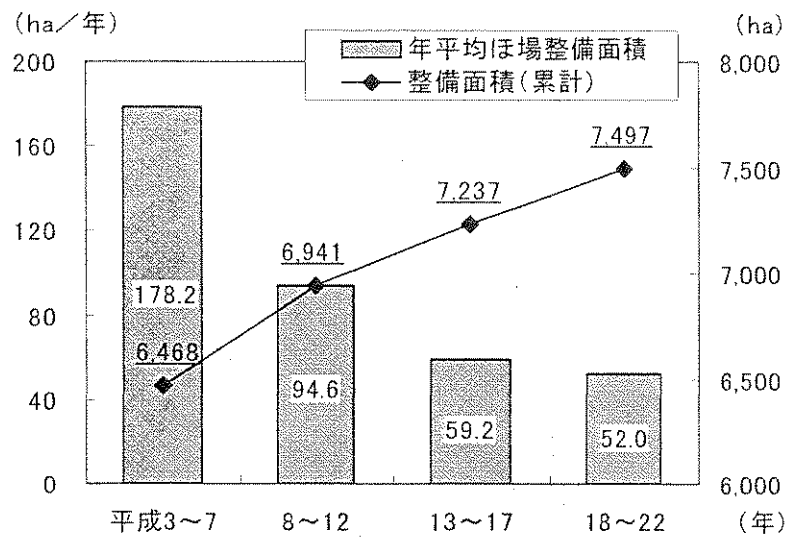
資料：農林水産省「耕地面積調査」「農作物調査」

- ◆ このため、生産性の高い優良農地を確保するとともに、農地の効率的な利用が図られるよう、担い手などへの農地の利用集積の促進や、担い手のニーズや地域の特性を生かした生産基盤の整備を促進する必要があります。
- ◆ また、担い手が不足している地域や兼業・高齢農家が多い地域においては、地域ぐるみで行う集落営農組織を担い手と位置づけ、その組織化を促進するとともに、集落での話し合いや共同作業の活発化などを通じ、水稻を中心に継続した農業生産活動の展開や耕作放棄地の発生防止などを図り、農地の有効活用を進めることが課題です。

ほ場の整備

- 生産性の高い農業と活力ある農村の実現を図るため、これまで、ほ場整備をはじめ各種の生産基盤整備を進め、平成22年度末のほ場整備率は34%となりました。
- 最近5カ年間の年平均ほ場整備面積は52haで、10年前と比べ55%に減少しています。
- 生産基盤が未整備な地域においては、経営が成り立たない小規模な農家が大半を占め、農業従事者の高齢化などに伴い、農地の遊休化が進んでいます。

ほ場整備の進捗状況



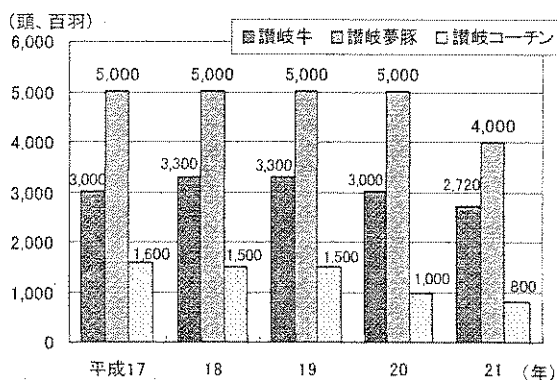
資料：土地改良課調べ

- ◆ このため、担い手の経営規模の拡大による生産性の向上や農地の有効利用を進めることが重要であり、担い手のニーズや地域の特性を生かした生産基盤の整備に取り組む必要があります。
- ◆ また、中山間地域の特色を生かした農業を展開するため、地形条件に即した生産基盤の総合的な整備に取り組み、ほ場の整備を促進することが課題です。

ブランド農産物

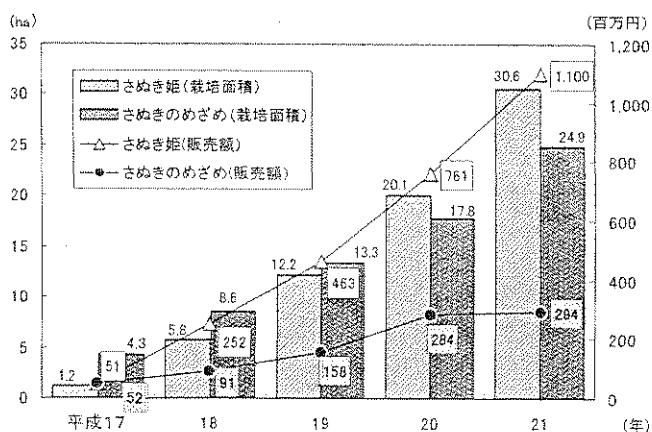
- 本県のブランド農産物としては、平成13年に創設したさぬき特選「K. ブランド産品」と、平成10年に創設した「讃岐三畜」があります。
- さぬき特選「K. ブランド産品」は、平成22年末現在、23品目57点が認証されていますが、認証区分や品目によってメリットに差があるのが実情です。また、流通段階での知名度は高まっていますが、県内の消費者へは十分に行き届いていません。
- こうした中、温州みかん「小原紅早生」やいちご「さぬき姫」など県オリジナル品種を中心としたブランド品目は、栽培面積、販売金額ともに増加しています。
- 「讃岐三畜」のうち讃岐牛は、高品質な畜産物の消費低迷と飼料価格の高騰などにより、生産が伸び悩んでいます。また、讃岐豚や讃岐コーチンは、ともに生産コストが一般豚やブロイラーに比べ高く、割高な販売価格に伴う需要の低迷により、讃岐牛と同様、生産が伸び悩んでいます。

讃岐三畜の生産量の推移



資料：畜産課調べ

「さぬき姫」、 「さぬきのめざめ」の栽培面積および販売額



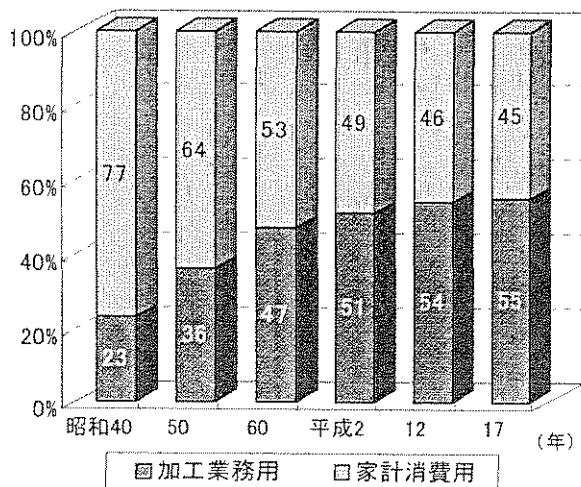
資料：農業生産流通課調べ

- ◆ このため、さぬき特選「K. ブランド産品」は、県オリジナル品種を中心とした高品質な野菜や果樹を後押しするような制度へ見直しを図るとともに、消費者や実需者の個別ニーズに即した商品づくりとその生産拡大、販路の確立などを促進する必要があります。
- ◆ また、「讃岐三畜」は、生産性の向上などに取り組むとともに、低需要部位を活用した加工品開発や販路の確立などにより、生産者が安心して生産拡大に取り組める環境を整え、農産物のブランド化に取り組むことが課題です。

加工・業務用需要

- 近年、消費者の外食化や食の簡便化に伴い、平成 17 年の野菜需要に占める加工・業務用の割合は 55%で、20 年前に比べ 8 ポイント増加しています。
- 県内には、うどんや冷凍食品、醤油など調味料を製造する優れた加工・発酵技術を持った食品産業が数多く立地しており、食品産業の県産農産物に対する需要は高まっています。
- しかし、本県には零細農家が多く、これまで価格の安い加工・業務用向けではなく、生食向けの生産により収益を上げてきたため、県内の食品産業のニーズには十分対応できていません。

国内の加工・業務用の需要割合



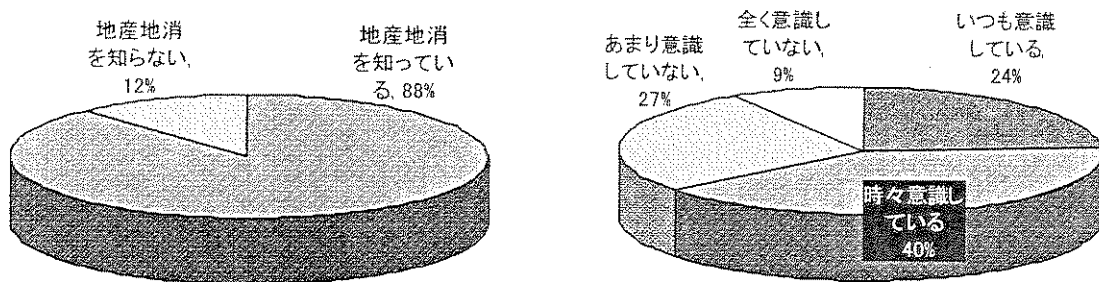
資料：農林水産省農林水産政策研究所調べ

- ◆ このため、県内はもとより県外の食品産業のニーズに即し、農産物を供給する生産者や生産者組織を確保・育成するとともに、その安定供給と生産性の向上を図るため、省力・低コスト・安定生産技術の開発・普及などに取り組み、加工・業務用需要に対応することが課題です。

地産地消

- 平成 15 年度から、県民への地産地消に関する情報発信やかがわ地産地消協力店を中心とした県産農産物を購入、利用しやすい環境づくりなどに取り組み、県民の地産地消に対する認知度は 88%まで高まりましたが、常に地産地消を意識している県民は 24%と低い状況にあります。
- 県産農産物は、京阪神を中心に県外への流通が主体で、平成 21 年の県内卸売市場における県産野菜の入荷割合は約 26%、県産果樹は 30%にとどまっており、県外からの野菜や果樹が県内に幅広く流通しています。
- 県産農産物を主として取り扱う産直施設は、平成 22 年 3 月末現在、94 店舗まで増えましたが、産直施設間の競合や地場産コーナーを設置した販売店などの増加により、近年売上げが伸び悩んでいます。

地産地消の認知度と地産地消に対する意識



資料：県政モニターアンケート（平成 20 年 7 月）

- ◆ このため、県民への「食」や「農」に対する理解を促すとともに、学校給食はもとより、県内企業や大学などの社員食堂や給食施設などの様々な場面における県産農産物の活用を推進し、子供からお年寄りまで幅広い年代において県産農産物が身近に感じられる環境と気運に努めることが重要です。
- ◆ また、県民が県産農産物を気軽に購入、利用しやすい仕組みを構築し、こうした消費面と生産・流通面の双方からの取組みを強化し、県民の地産地消の実践を促進することが課題です。

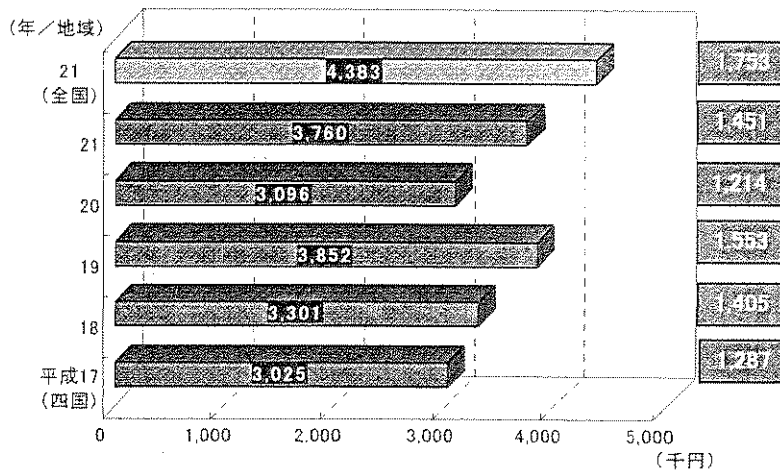
2 担い手

農業所得

- 平成 21 年の四国地域における主業農家の農業所得は 376 万円で、主業農家において農業経営に関与する者は約 2.6 人であることから、1 人当たりの農業所得は約 145 万円になります。
- 平成 21 年の四国地域の 10 人～99 人規模の企業における、男性労働者 1 人当たりの平均給与総額は約 380 万円（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より）であることから、本県の主業農家の農業所得についても、他の産業に比べ低い水準にあると考えられます。
- こうした中、近年、農業生産にとどまらず農産物の加工などに取り組むなど、いわゆる農業生産関連事業に取り組む農業経営体が増えています。本県においては、平成 22 年現在、294 経営体が農業生産関連事業に取り組んでおり、5 年前に比べ 80 ポイントの増加となっています。

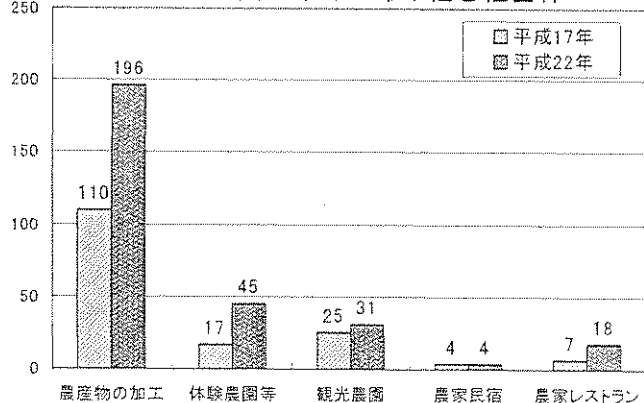
主業農家（四国地域）の農業所得の状況

(1 人当たり農業所得)



資料：農林水産省「農業経営統計調査」

農業生産関連事業に取り組む経営体



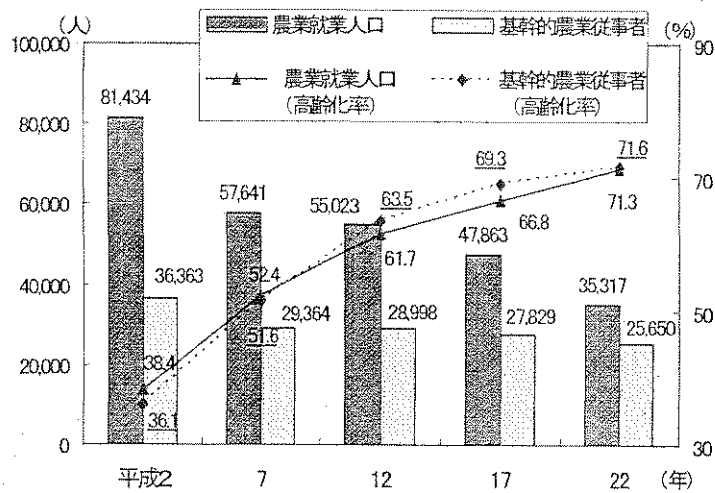
資料：農林水産省「農林業センサス」

◆ このため、付加価値の高い農産物の安定的な生産などを推進するとともに、生産コストの削減や省力化、経営規模の拡大などにより生産性の向上を促進するほか、農業者が生産にとどまることなく、みずから加工、流通、販売に取り組む農業経営の 6 次産業化を進め、農業所得の向上を図ることが課題です。

農業労働力

- 平成 22 年の農業就業人口は 35,317 人で、5 年前に比べ 26.2%減少するとともに、農業に主として携わる基幹的農業従事者および主業農家は、5 年前よりそれぞれ 7.8%、13.2%減少しています。
- 農業就業人口のうち 65 歳以上の者が占める割合は、5 年前に比べ 4.5 ポイント上昇し、71.3%まで高まっています。基幹的農業従事者や主業農家も同様な傾向にあり、近年、新規就農者が毎年 30~40 名確保されてはいるものの、農業労働力の脆弱化が進行しています。

農業就業人口および基幹的農業従事者の推移と高齢化の状況

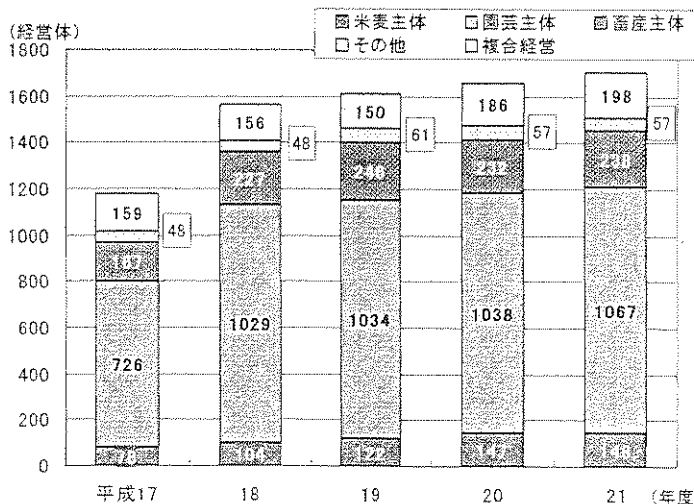


資料：農林水産省「農林業センサス」

担い手

- 認定農業者は、制度発足以来、平成 21 年度まで順調に増加してきましたが、平成 22 年度には高齢化を主な原因として初めて 22 経営体減少し、1,686 経営体となっています。
- 認定農業者のうち 40%以上が 60 歳以上と高齢化しており、全体の 45%が後継者が不在という状況の中で、今後、認定農業者そのものの増加が見込まれにくい状況にあります。

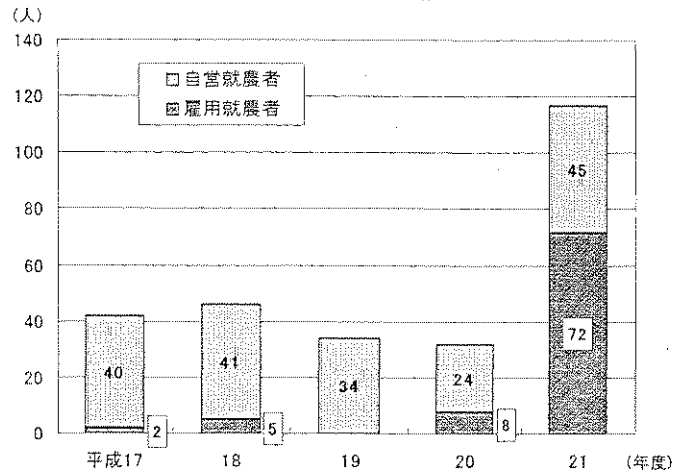
認定農業者数の推移



資料：農業経営課調べ

- 新規就農者は、これまで自営就農を中心に毎年 30～40 人で推移してきましたが、平成 21 年度には、農業法人などが就農希望者を受け入れて担い手へと育成する雇用就農が大幅に増加したことから、これらを含め、平成 21 年度の新規就農者は 117 人となりました。

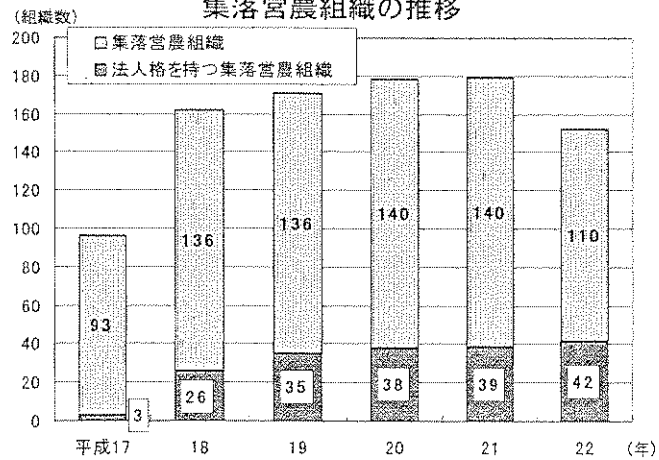
新規就農者の推移



資料：農業経営課調べ

- 集落営農組織は、平成 22 年現在、152 組織が設立されており、そのうち農業経営の基盤を強化するために法人化されている組織は、28%に当たる 42 法人です。

集落営農組織の推移



資料：農業経営課調べ

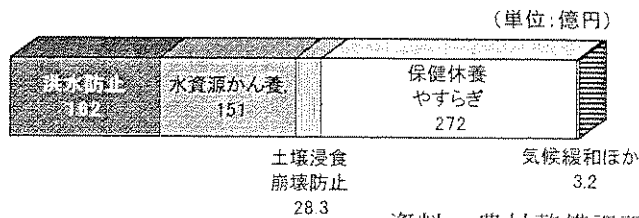
- ◆ このため、本県農業を牽引する核となる担い手を確保・育成するとともに、農業者の後継者はもとより、都市部で育った青年や定年帰農者、農外企業など多様なルートからの幅広い新規就農者の確保・育成に取り組む必要があります。
- ◆ また、担い手が不足している地域や兼業・高齢農家が多い地域においては、地域ぐるみで行う集落営農組織を担い手と位置づけ、その組織化を促進するとともに、集落において重要な役割を担っている女性や高齢者の知識や能力を生かし、集落営農の活性化につなげることも大切です。
- ◆ これら多様な担い手の農業生産活動などを支援・補完する、農作業受委託組織などの活動の充実や産地を支える生産組織の活性化などの取組みを促進し、農業労働力の確保と担い手の確保・育成に取り組むことが課題です。

3 農村

多面的機能

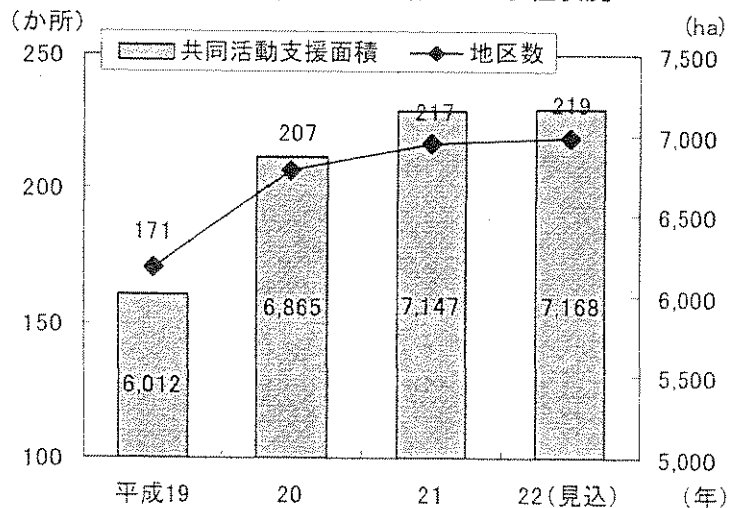
- 農業・農村が持つ多面的機能は、農業の生産活動などを通して得られるもので、平成 13 年の本県における農業・農村が持つ多面的機能は年間 617 億円と試算されています。
- 近年、農村では、農業従事者の減少や高齢化、混住化などが進行しており、相互扶助の希薄化やため池、水路などの農業用施設の共同管理、伝統的な行事など地域活動の低迷により、集落機能が低下しています。特に、中山間地域では、自然、景観、伝統文化などの地域資源の保全管理上の問題が深刻です。
- 農村における農業の生産活動は、これまで集落の共同活動などを前提として行われてきましたが、集落機能の低下に加え、鳥獣被害の拡大や耕作放棄地の増加などにより、その維持が困難となっており、今後、農業・農村の持つ多面的機能の低下が懸念されています。

本県の農業・農村が持つ多面的機能（平成 13 年）



資料：農村整備課調べ

農地・水保全管理支払いの取組状況



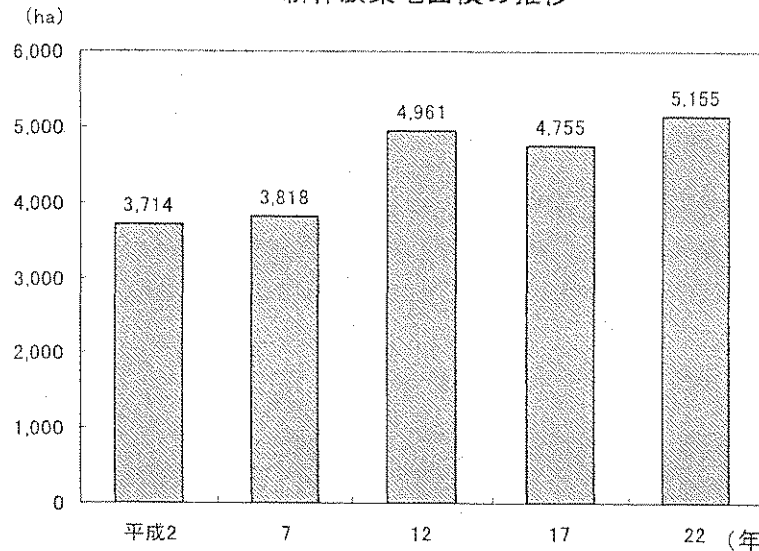
資料：農村整備課調べ

- ◆ このため、地域ぐるみでの共同活動などへの支援により集落機能を活発化し、継続した農業生産活動を促進するとともに、中山間地域においては、農業生産活動への支援のため、生産基盤や生活環境基盤の総合的な整備を進める必要があります。
- ◆ また、多面的機能も含めた農業・農村が担う役割をより多くの県民に知ってもらうため、都市住民との交流を促進し、農業・農村が持つ多面的機能の維持に取り組むことが課題です。

耕作放棄地

- 平成 22 年の耕作放棄地は 5,155ha で、農業従事者の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷などにより、この 20 年間に約 1.4 倍となるなど増加傾向にあります。

耕作放棄地面積の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

【参考資料】 農林水産省「平成 21 年度耕作放棄地状況調査」

(単位：ha)

農地として利用すべき耕作放棄地	農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地	合計
1,628 (1,184)	3,616 (2,365)	5,244 (3,549)

注)・() 内書きは、農用地区域内の面積

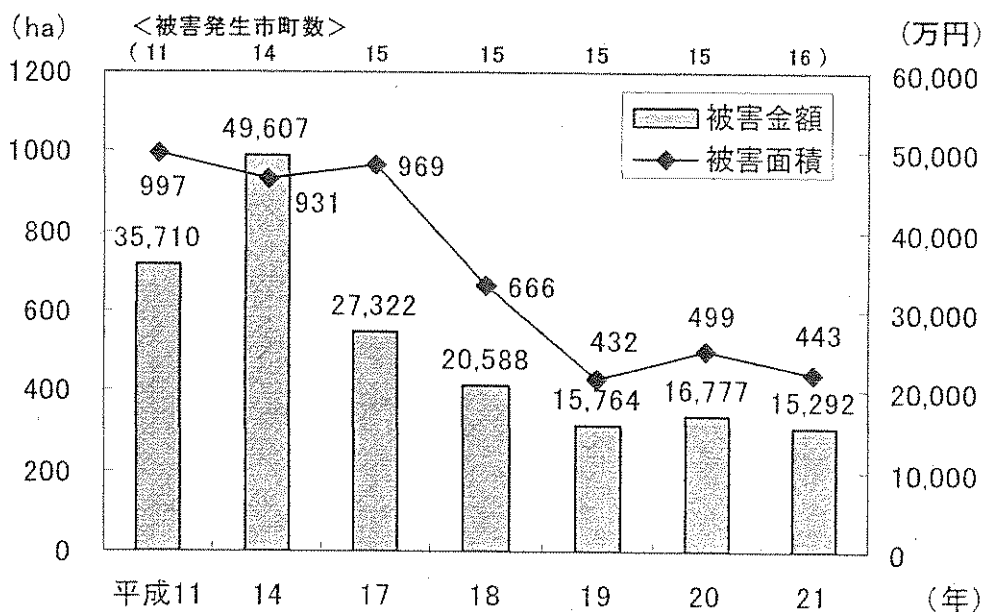
・耕作放棄地状況調査は、農業委員などの調査員が土地の荒廃状況を毎年現地調査するもの

- ◆ このため、農業者や地域住民などが協働で行う農地や農業用施設等の保全管理対策や、地域の実情を踏まえた生産基盤の整備などを進めるほか、担い手が不足している地域や兼業・高齢農家が多い地域においては、地域ぐるみで行う集落営農を担い手と位置づけ、その組織化を推進するなどにより耕作放棄地の未然防止を図る必要があります。
- ◆ すでに耕作放棄地となった農地のうち、耕起・抜根などにより耕作が可能な農地や、基盤整備を実施して農業利用すべき農地は、担い手や農外企業などに対し農地の有効利用を働きかけるとともに、農業利用が困難な耕作放棄地については、市民農園など多面的な利用を促進する必要があります。
- ◆ 畑や樹園地の耕作放棄地については、栽培を放棄する以前に生産者組織や地域が優良果樹園を継承する取組みを促進するとともに、手間がかからず収益性が見込めるオリーブなどの生産を推進する必要があります。
- ◆ 農地に復元して利用することが不可能と見込まれる耕作放棄地については、地域の実情に応じ、農地以外の用途として管理する必要があります。

鳥獣被害

- 平成 21 年度の野生鳥獣による農作物の被害面積は 443ha で、10 年前の半分以下まで減少し、その被害金額も、ピーク時の平成 14 年度に比べ、約 3 分の 1 に減少しています。
- 野生鳥獣による農作物の被害エリアは年々拡大し、宇多津町を除く 16 市町で農作物被害が確認されています。
- 平成 21 年度現在、わなや網猟、銃猟での狩猟免許所有者は 1,859 人で、10 年前から 67 人の減少にとどまっていますが、60 歳以上の所有者が倍増しており、高齢化が進んでいます。
- 野生鳥獣による農作物の被害は、被害額の多少にかかわらず営農意欲を著しく減退させることから、農業振興上に大きな障害をもたらします。

野生鳥獣による農作物被害の推移



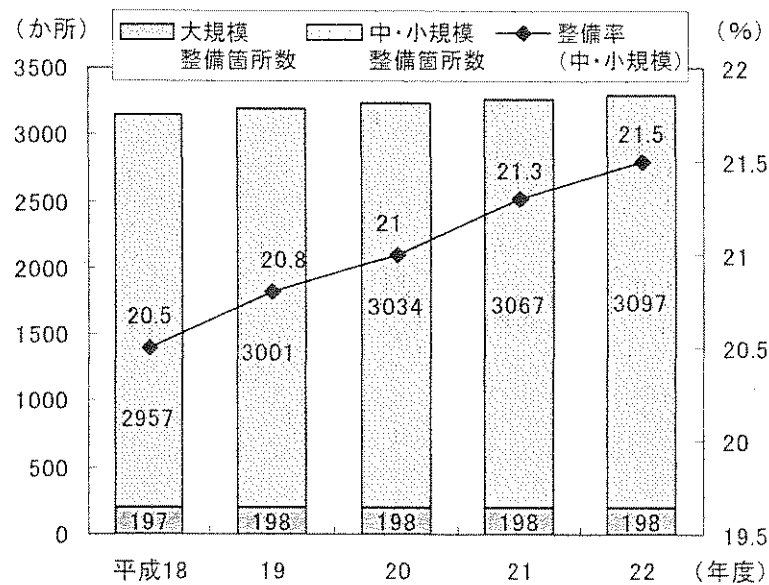
資料：農業経営課調べ

- ◆ このため、集落環境の点検により住民への鳥獣被害対策の理解と意識改革を図るなど、地域ぐるみでの自主的な取組みを支援するとともに、地域単位の鳥獣被害対策では限界があることから、複数市町が連携するなどにより広域的な対策を促進する必要があります。
- ◆ また、わなや網猟、銃猟で野生鳥獣を捕獲する狩猟免許所有者の育成・確保に努め、鳥獣被害の抑制に取り組むことが課題です。

ため池など農業水利施設

- 本県における農業水利施設の多くは、老朽化による機能低下が発生しています。
- 農業水利施設の補修や更新を実施した割合は、総貯水量の65%を占める大規模ため池については99.5%と高いものの、中・小規模ため池が21%、基幹的農業水利施設が2%と低い水準にあります。
- 農業水利施設を管理する土地改良区の体制が脆弱化し、適切な保全管理が困難になっていることに加え、都市化や混住化の進展に伴い、農業水利施設を地域全体で保全管理する気運が低下しており、農業者の負担が増加しています。

ため池整備の進捗状況



資料：土地改良課調べ

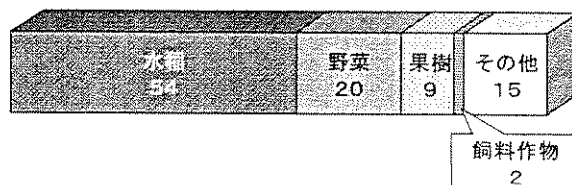
- ◆ このため、老朽化した農業水利施設の計画的な保全対策を推進するとともに、土地改良区への支援とあわせて、地域の多様な主体が参画した農業水利施設の保全管理の取組みを拡大することが課題です。
- ◆ また、東南海・南海地震発生時などにため池が決壊するという万が一の事態に備えるため、ため池の計画的な整備を進めつつも、早急に対応可能なソフト対策の準備を進めておくことも課題です。

水 稲

- 平成 21 年の水稲の作付面積は 15,200ha で、農作物の延べ作付面積の 54%を占めており、耕地利用上の重要な品目ですが、水稲の産出額は 152 億円で、本県の農業産出額に占める割合は 20%となっています。
- 水稲生産は、連作障害の回避や効率的な肥培管理の助長、土壌病害の発生を抑制するなど露地野菜などの安定生産に寄与するだけでなく、その副産物は、堆肥の素材や家畜の餌、敷料としても利用されています。また、水稲を生産することで、洪水の防止や水資源のかん養、大気の浄化、気象の緩和などの農業・農村が持つ多面的機能の維持にも貢献しています。
- 本県における水稲の 1 戸当たりの平均作付面積は 45a で、全国平均に比べ極めて零細であることから、その生産コストは、全国平均に比べ約 3 割多く要するなど、水稲だけでは十分な所得を確保しにくい状況にあります。
- 農村地域においては農業従事者の減少や高齢化などが進んでおり、将来、集落内の農地や農業用水など農業用施設の保全に支障が生じ、耕作放棄地が増加するなどにより、ひいては農業・農村が持つ多面的機能の維持が困難となることが見込まれます。
- そこで、地域住民が協働で農業生産などに取り組む集落営農を推進する必要がありますが、水稲は、日常の管理が欠かせない水管理は集落内の助け合いで行い、また、その他の管理作業はみずから休日に行うことで十分栽培できることから、兼業農家はもとより集落営農向きの作物として重要です。

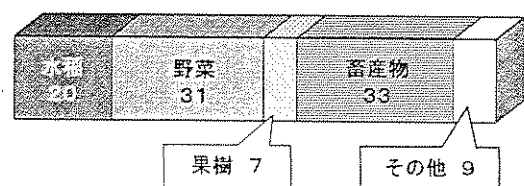
平成 21 年農作物作付延べ面積の割合

(単位:%)



平成 21 年品目別農業産出額の割合

(単位:%)



資料：農林水産省「第 57 次香川農林水産統計年報」

◆ このため、水稲は、土地利用型農業の基幹作物にとどまらず、集落内の農地を守り、多面的機能を維持する作物として、その振興を図ることが課題です。

第2章 本県農業・農村の目指すべき方向

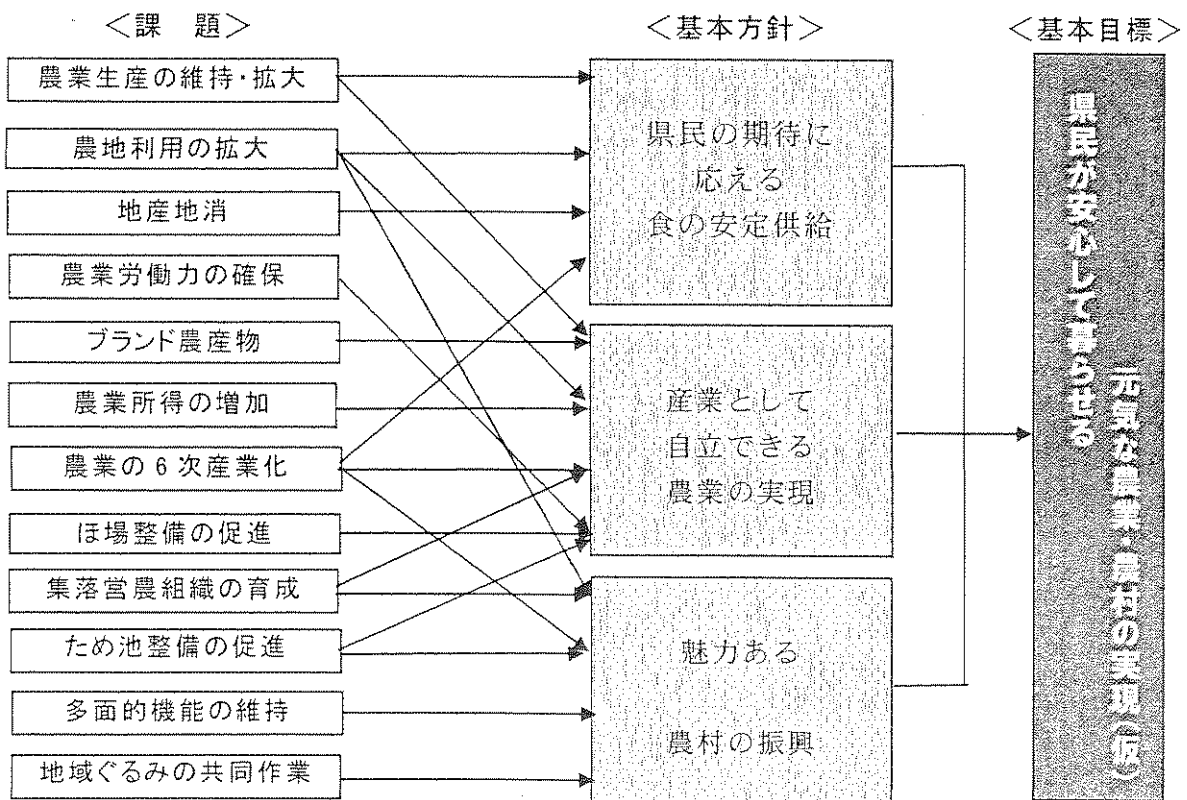
1 基本目標

本県の農業は、経営規模の零細性を補う農地の効率的な利用や経営の複合化などにより、生産性の高い農業が営まれてきました。また、恵まれた気象や立地条件のもと、収益性の高い作物を中心に全国に誇れる農産物が栽培され、県内はもとより、京浜や京阪神地域などに対し、新鮮で良質な農産物を供給していますが、農業従事者の減少や高齢化、農産物価格の低迷などに伴い、農業産出額は減少傾向にあります。

農村では、農業の営みを通じ、洪水の防止や水源の涵養、さらには美しい自然環境や特色ある伝統文化などの地域資源の保全・継承などさまざまな多面的機能を有していますが、過疎化や高齢化の進行に伴い、耕作放棄地の増加や鳥獣被害が拡大するなど地域の活力が低下しています。

また、食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものですが、将来、国際的な食料危機が懸念されていることから、国においては食料自給率の向上に取り組んでいます。本県においても、その特性を踏まえた計画的な農業生産と県産農産物の消費拡大により、県の食料自給力を向上させることが大切です。

このため、この計画では、本県の農業、農村を取り巻く現状と課題などを踏まえ、本県の安定した食料生産の推進をめざす「県民の期待に応える食の安定供給」、農業所得の拡大と担い手の確保・育成をめざす「産業として自立できる農業の実現」、過疎化や高齢化が進む農村における活力の再生をめざす「魅力ある農村の振興」の3つを基本方針とし、「県民が安心して暮らせる元気な農業・農村の実現」を基本目標とします。



2 基本方針

県民の期待に応える食の安定供給

(1) 県産農産物の確保

本県の安定した食料生産の推進を図るため、不作付地の有効利用や実需者との連携を強化し、うどん用小麦「さぬきの夢」などの作付拡大を図るとともに、飼料用米や米粉用米を含めた水稻の計画的生産や県産農産物の県内への流通量の拡大、食育と地産地消の推進、食料自給力の向上などにより、「県産農産物の確保」を推進します。

(2) 食の安全への対応

食品表示の適正化の徹底や、生産から消費に至る生産者などの自主的な食品管理の取組みを助長するとともに、家畜の飼養衛生管理基準の厳守と高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生時における県民への正確な情報提供などに着実かつ的確に対応することにより、消費者の信頼確保に努め、「食の安全への対応」を推進します。

こうした取組みを、生産者や消費者、流通業者などと連携して実施し、食料を安定的に供給できる体制を整え、「県民の期待に応える食の安定供給」をめざします。

産業として自立できる農業の実現

農業産出額や農業所得の拡大を通じ担い手の確保・育成をめざすため、生産、流通、消費を総合的に捉えた振興策を展開することとし、生産面では「売れる農産物づくり」を促進するとともに、「戦略的な流通・販売」に取り組みます。また、これら農産物づくりを支える「担い手の確保・育成」と「生産条件の整備」を推進します。

(1) 売れる農産物づくり

他産地にない高品質で独創的な品種を育成するとともに、全国有名店や量販店の個別ニーズに対応できる県オリジナル品種などの高品質な野菜や果樹などの生産拡大を推進します。

また、讃岐三畜のブランド化と未利用資源を活用した特色のある畜産物の生産振興や、食品産業と連携した加工・業務用向け産地の育成、農外企業などの協力も得た県花・県木であるオリーブの生産拡大、生産者と消費者のマッチングの強化による環境に配慮した農業生産方式の普及などに取り組みます。

(2) 戦略的な流通・販売

消費者から支持される農産物のブランド化を推進するとともに、消費者や実需者ニーズに即した多様な流通・販売システムと販売ルートの確立に取り組みます。

また、本県の優位性を発揮できる農産物のアジアを中心とした輸出や、産直施設や卸売市場への働きかけにより県内流通を促進するほか、生産者自らが加工や販売などに取り組む農業経営の6次産業化を促進します。

(3) 担い手の確保・育成

認定農業者を確保・育成するとともに、農業法人の経営発展や人材育成を支援するなど、本県の農産物づくりの核となる担い手の確保・育成に取り組みます。

また、地域のリーダーとなる人材の掘りおこしにより、新たな集落営農組織の設立に努め、地域を支える担い手を確保・育成します。

特に、就農相談から経営の開始・定着までの一貫したサポート体制の構築などにより、農業者の後継者はもとより、都市部で育った青年や定年帰農者、農外企業など多様なルートからの幅広い新規就農者の確保・育成に努めます。

これら多様な担い手に対し、体系的な研修や農作業支援活動の促進など担い手の経営発展を助ける仕組みを強化し、経営の安定化を支援します。

(4) 生産条件の整備

農業振興地域制度などの的確な運用などにより優良農地を確保するとともに、担い手などへの農地の利用集積を促進し、農地の効率的な利用を進めます。

また、担い手の経営規模の拡大や農地の有効利用を促進するため、担い手のニーズや地域の特性を生かした生産基盤の整備を推進するとともに、老朽化により機能低下した農業水利施設の計画的な保全や、地域の多様な主体が参画したその保全管理体制を拡充します。

こうした取組みを、農業者はもとより、流通業者やJAなど農業関係団体の協力を得て実施し、本県独自の生産・流通・販売体制を整え、「産業として自立できる農業の実現」をめざします。

魅力ある農村の振興

(1) 多面的機能の維持

過疎化や高齢化が進む農村における活力の再生を図るため、集落機能の活動を促進し、地域住民との協働による地域資源や多面的・公益的機能の維持に努めるとともに、環境と景観に配慮した農村整備、耕作放棄地の解消、鳥獣被害の軽減に向けた取組みを強化し、農村の生活環境の向上をはじめ、農村の自然や美しい環境の保全に努め、「多面的機能の維持」を推進します。

中でも、担い手が不足している地域や兼業農家の多い地域においては、地域ぐるみで行う集落営農組織を担い手と位置づけ、その組織化を促進するとともに、集落内で重要な役割を担っている女性や高齢者の知識や能力を活用し、集落営農組織の活性化と継続した農業生産活動を促進します。

(2) 地域資源を活用した農村の活性化

グリーン・ツーリズムの推進などにより都市住民との交流を促進し、農村に対する県民の理解と関心の醸成に努めるとともに、農村における資源の循環利用を進め、「地域資源を活用した農村の活性化」を推進します。

こうした取組みを、農業者はもとより、地域住民や都市住民、土地改良区などの農業関係団体の協力を得て実施し、集落営農組織などが中心となった活動体制を整え、「魅力ある農村の振興」をめざします。

3 施策体系

「県民が安心して暮らせる元気な農業・農村の実現」を図るため、次の施策を展開します

基本方針	展開方向	重点施策	
県民の期待に応える食の安定供給	①県産農産物の確保	①うどん用小麦「さぬきの夢」などの作付拡大 ②地域に潤いをもたらす水稲の計画的な生産 ③地産地消の推進	
	②食の安全への対応	①食のリスク管理の徹底 ②危機への備えと対応	
	産業として自立できる農業の実現	③売れる農産物づくり	①品質向上や省力化などに向けての技術開発 ②高品質な野菜や果樹の生産拡大 ③全国一のマーガレットや松盆栽に続く特色ある花き栽培の拡大 ④讃岐三畜のブランド化の推進 ⑤魅力ある畜産物の生産振興 ⑥加工・業務用向け産地の育成 ⑦県花・県木オリーブの生産拡大 ⑧環境に配慮した農業生産方式の普及 ⑨特色ある農業生産
		④戦略的な流通・販売	①消費者から支持される農産物のブランド化の推進 ②消費者や実需者ニーズに即した多様な流通・販売システムと販売ルートの確立 ③アジアを中心とした輸出の促進 ④農業の6次産業化の推進
		⑤担い手の確保・育成	①核となる担い手の確保・育成 ②地域を支える担い手の確保・育成 ③新規就農者の確保・育成 ④農外企業の参入促進 ⑤経営の発展段階に応じた支援 ⑥担い手の経営発展を助ける仕組みの強化
		⑥生産条件の整備	①優良農地の確保 ②農地の利用集積の促進 ③担い手のニーズや地域の特色を生かした生産基盤の整備 ④ため池など農業水利施設の計画的な保全
魅力ある農村の振興	⑦多面的機能の維持	①地域住民との協働による多面的機能の維持 ②環境・景観に配慮した農村整備 ③耕作放棄地の解消の促進 ④鳥獣被害対策の推進	
	⑧地域資源を活用した農村の活性化	①都市住民との交流促進 ②農村における資源の循環利用の促進	

第3章 施策の展開

第1節 県産農産物の確保

指 標

(★は重点指標)

指 標	現状値	目標値	目標値の設定根拠
★うどん用小麦「さぬきの夢」の生産量	5,016t (21年産)	8,300t	現在の生産計画と今後の需要見込みを踏まえ、8,300tをめざす。
★水稲生産数量目標の達成率	99.2% (22年産)	100%	県の水稲生産数量目標 100%の達成をめざす。
★「香系8号」の栽培面積	0ha (22年産)	1,000ha	ヒノヒカリの県内出荷量のすべてを「香系8号」に置き換えることをめざす。
特色ある米の出荷量	3,862t (22年産)	6,000t	七夕米など地域ブランド米の出荷量を1.5倍の6,000tをめざす。
飼料・米粉用米などの新規需要米の栽培面積	25ha (22年産)	600ha	国から配分のあった生産数量目標の減少分を踏まえ、600haをめざす。
かがわ地産地消協力店数	204店舗 (22年度)	300店舗	年間20店舗を登録し、5年後に300店舗をめざす。
かがわ地産地消応援企業認定数	14企業・施設 (22年度)	180企業・施設	年間30の企業・施設を応援企業として認定し、今後180企業・施設の認定をめざす。

1 うどん用小麦「さぬきの夢」などの作付拡大

現状と課題

- 本県の小麦の栽培面積は、平成9年産では475haまで減少しましたが、その後、さぬきうどん用小麦として育成した県オリジナル品種の「さぬきの夢2000」の普及に伴い、平成21年産では1,520haに回復しており、水田の有効活用の観点から、引き続き作付拡大を図る必要があります。こうした中、「さぬきの夢2000」と全国3位の生産を誇るはだか麦「イチバンボン」は、全国で最も高値で取引されるなど実需者から高く評価されていますが、求められる需要量に応えられていないことから、認定農業者や集落営農組織などの担い手の育成とその経営発展を通じて麦の作付拡大や生産安定が求められています。
- 麦の作付拡大を加速させるため、新規作付者などの確保・育成とあわせて、製粉・精麦会社などの実需者と一体的な取組みを進める必要があります。
- 県産小麦のイメージアップを図るため、県産小麦の統一名称である「さぬきの夢」による需要拡大を図る必要があります。

施策の展開方向

不作付地の有効利用や実需者との連携を強化し、集落営農組織など担い手の育成と経営発展を通じて、需要に即したうどん用小麦「さぬきの夢」などの作付拡大を図ります。

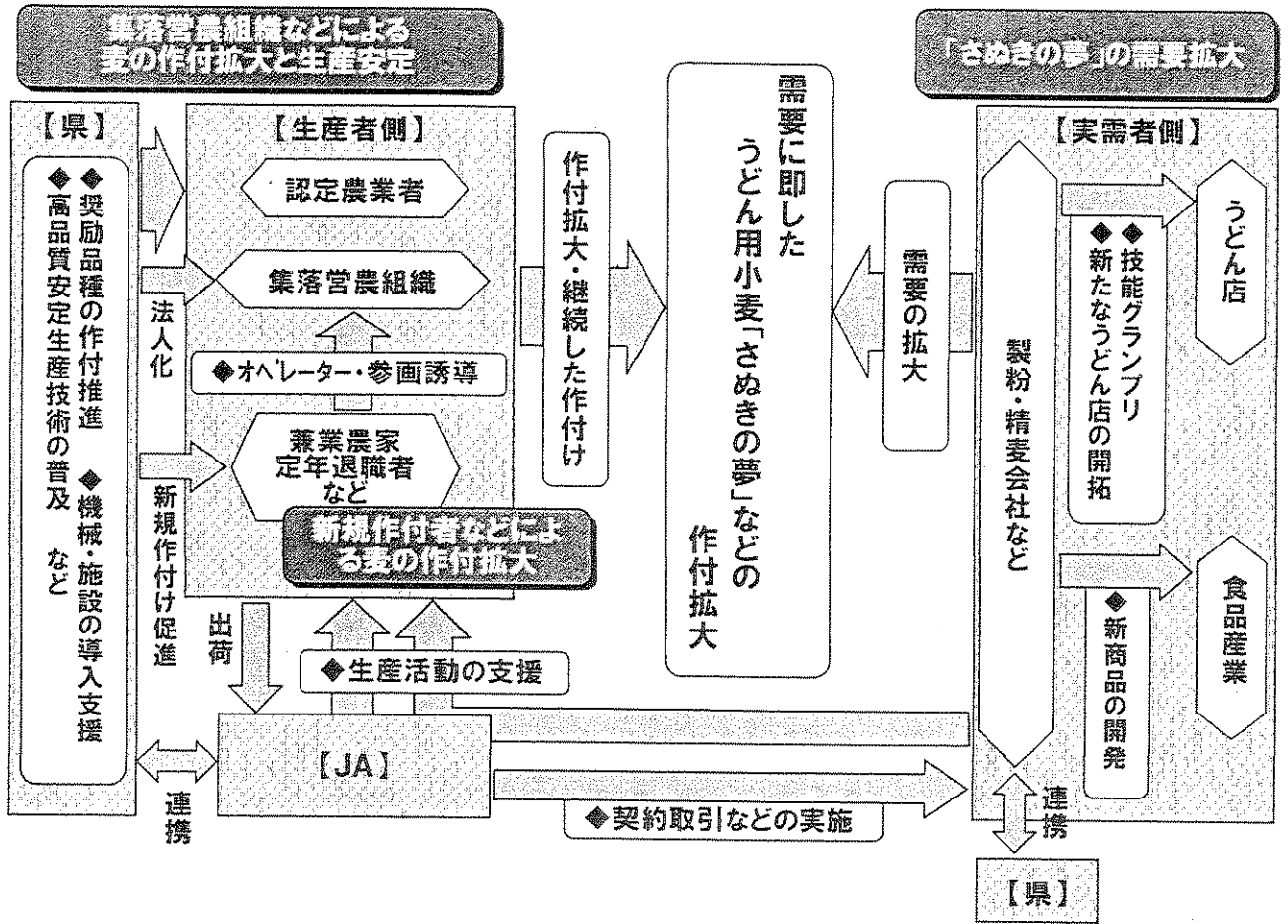
具体的な施策

- 集落営農組織など担い手の育成と経営発展を通じた麦の作付拡大と生産安定
 - ◆ 小麦は、平成 24 年秋播きから、「さぬきの夢 2000」の後継品種として、より実需者に高く評価されている「さぬきの夢 2009」に、すべて切り替えます。
 - ◆ ほ場整備地区など営農条件が良好な農地の利用集積を進めるとともに、JAによる播種・収穫など作業支援体制の整備や機械・施設の導入を支援し、担い手の経営規模の拡大を促進します。
 - ◆ 麦の継続的な作付けと作付拡大を進めるため、地域ぐるみの営農活動やオペレーターの掘りおこしにより、農業機械の共同利用などを行う集落営農組織の育成とその法人化を促進します。
 - ◆ 不作付地を活用した麦の作付けを推進するため、不作付地の地図情報を活用するとともに、土壌条件の実態把握による栽培に適する不作付地の特定と、近隣の担い手へのマッチングを行います。
 - ◆ 高品質で安定した生産を推進するため、播種前後や生育期の湿害対策、適正な肥培管理など過去の不作要因を踏まえた技術対策の確立、普及を進めます。

- 新規作付者などの掘りおこしと実需者との連携による麦の作付拡大
 - ◆ 農業機械を所有している兼業農家や定年退職者などに、麦の新規作付けを促進するとともに、集団的な麦の作付けを推進するため、新規作付者に対して集落営農組織のオペレーターとしての参画を誘導します。
 - ◆ 実需者による生産拡大に向けた取組みを促進するとともに、その地域で生産された麦の実需者との契約取引を促進します。

- 「さぬきの夢」の需要拡大
 - ◆ 県内うどん店を対象に「さぬきの夢」を使用した研修会を開催するとともに、「うどん技能グランプリ」などによるPR活動を行います。
 - ◆ 製粉会社などと連携し、新たに「さぬきの夢」を取り扱ううどん店を開拓します。
 - ◆ 「さぬきの夢」を使用したパンや素麺などの新商品の開発と消費者へのPR活動を行います。
 - ◆ 県内うどん業界と連携し、「さぬきの夢」を使ったうどんと県産農産物を組み合わせた新たなうどんメニューの開発を進めます。

推進のイメージ



2 地域に潤いをもたらす水稲の計画的な生産

現状と課題

- 水稲は、県内の作付面積の約5割を占める基幹作物であるものの、兼業・高齢農家が作付けの中心となっていることから、将来、農業水利施設の維持が困難になるなど集落機能が著しく低下することにより、水田において不作付地が増えるおそれがあります。

こうした中、水田における水稲の持続的な生産に向け、県産米の需要動向に基づき国から配分される水稲の生産数量目標の確保・達成に努める必要があります。

また、水稲生産の主体を占める兼業・高齢農家では、適切な栽培管理が行われ難い状況にあることに加え、地球温暖化の進行により、米の品質低下を招いていることから、集落営農を通じて、地域や栽培方法などの特色を生かした売れる米づくりを推進する必要があります。
- 飼料・米粉用米など新規需要米の不作付地などでの作付けを進めるため、実需者への働きかけにより、その需要拡大を図る必要があります。

施策の展開方向

食料自給力の向上や集落機能を維持するため、売れる米づくりや飼料・米粉用米を含めた地域に潤いをもたらす水稲の計画的な生産を推進します。

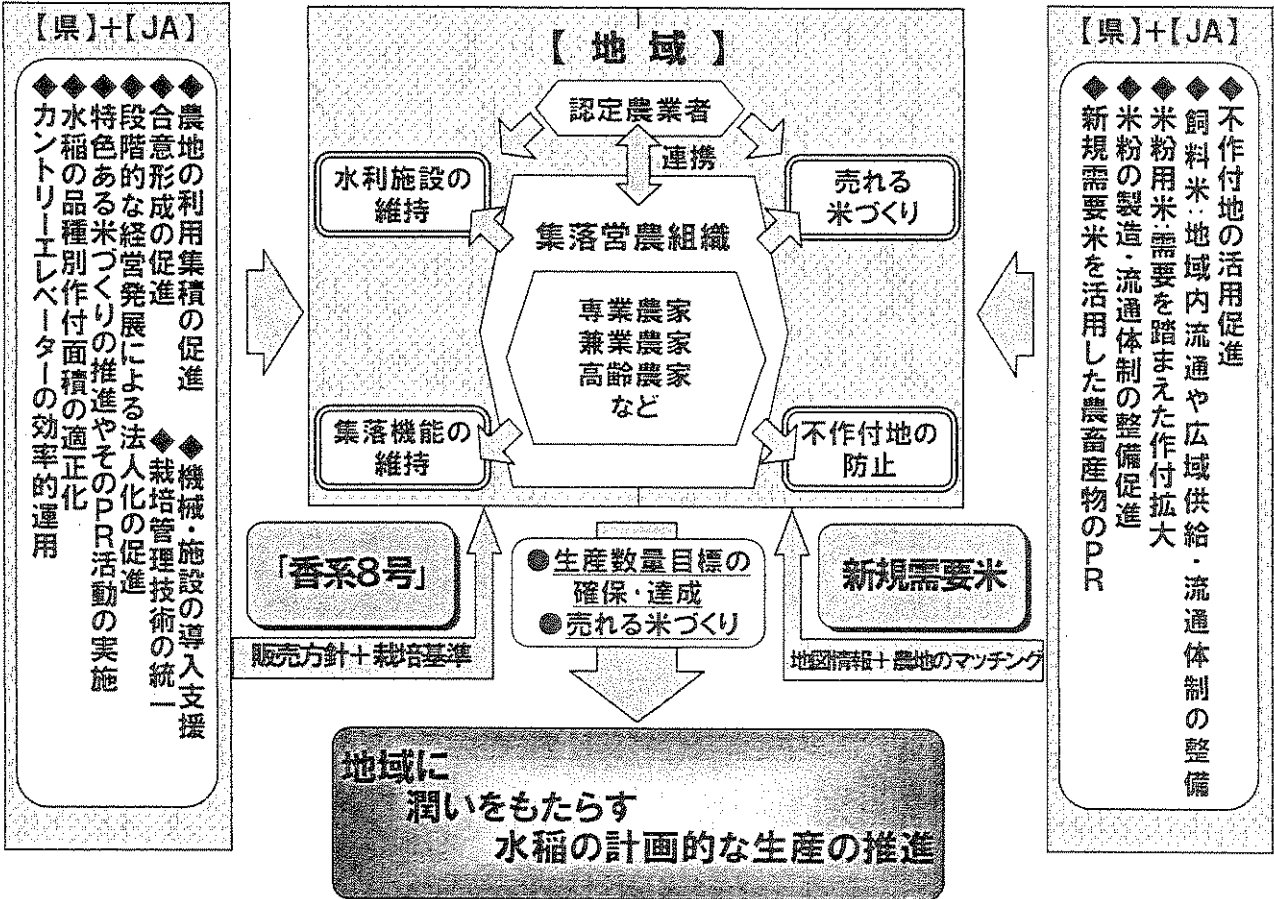
具体的な施策

- 集落機能の維持と売れる米づくり
 - ◆ 売れる米づくりと一定の生産量の確保を図るため、地域の特色などを生かしながら、兼業・高齢農家などが役割分担により、地域ぐるみで適切な栽培管理を行う集落営農組織の育成とその段階的な経営発展による法人化を促進します。
 - ◆ 特徴ある米づくりとして、県オリジナル品種である「香系8号」の生産振興を図るとともに、品質や食味、地域の特色など消費者を意識した米づくりに取り組むほか、その消費拡大に向けてのPR活動を支援します。
 - ◆ 水稲を基幹作物とする集落営農組織などの担い手における経営規模の拡大を図るため、農地の利用集積を一層促進するとともに、必要な機械・施設の導入を支援します。
 - ◆ JAのカントリーエレベーターを効率的に運用するため、施設の統廃合を促進するとともに、販売状況を踏まえた水稲の品種別作付面積の適正化を推進します。
- 飼料・米粉用米など新規需要米の作付拡大
 - ◆ 不作付地を活用した新規需要米の作付けを推進するため、不作付地の地図情報を活用するとともに、土壌条件の実態把握による作付けに適する不作付地の特定と、近隣の担い手へのマッチングを行います。
 - ◆ 飼料用米については、地域内流通の需要拡大に見合った作付けを促進するとともに、保管場所などの確保による安定した供給・流通体制を整備するほか、飼料用米を利用した鶏卵、豚肉など畜産物のPR活動を支援します。
 - ◆ 米粉用米については、米粉の消費拡大を促進するとともに、その需要に見合った作付拡大と安定した米粉の製造・流通体制の整備を促進します。

推進のイメージ

集落機能の維持と
売れる米づくり

飼料・米粉用米など
新規需要米の作付拡大



3 地産地消の推進

現状と課題

- 県民の意識に「地産地消」は浸透しつつありますが、地産地消の実践につなげるため、食や農業に対する理解や知識の習得を促進する必要があります。
- 学校給食における県産農産物の利用は、平成 20 年 3 月に策定した「学校給食における地場産物活用の推進方策」を契機として年々増加し、平成 21 年度では、その利用割合は 31% まで高まりましたが、さらに県産農産物の活用に努めることが求められています。

「かがわ地産地消応援企業」の認定数は、平成 22 年度末現在、14 企業・施設ですが、地産地消の実践に向けての県民の意識を高めるため、さらに応援企業を増やす必要があります。

「かがわ地産地消協力店」の登録数は、平成 22 年度末現在、204 店舗ですが、県産農産物の県内流通を促進するため、協力店の取組みの充実が求められています。
- 平成 21 年度末現在、県内の産直施設は 94 店舗まで増加しましたが、近年、産直施設間の競合や地場産コーナーを設置した販売店の増加などにより、売上げは伸び悩み傾向にあります。
- 県産農産物の市場流通は、京阪神を中心に県外への流通が主体で、平成 21 年の県内卸売市場における県産野菜の入荷割合は約 26%、県産果樹は 30% にとどまっており、県外からの野菜や果樹が県内に幅広く流通しています。

施策の展開方向

県民に対する地産地消の実践と、県産農産物の県内への流通量を増加させるため、「食育」と「地産地消」を推進します。

具体的な施策

- 「食」や「農」に対する理解促進
 - ◆ 本県農業・食料の現状などに関する普及啓発資料を作成するとともに、農業改良普及センターや J A などが、学校栄養教諭などと連携し、学校給食の時間に県産農産物に関する PR や出前講座、生産者との交流給食などを行います。
 - ◆ 県ホームページや広報誌などを活用し、県産農産物に関する情報をより幅広く発信するとともに、農村青少年クラブ員などによる農業体験や各種団体による料理教室、流通団体が行う地産地消教室などを支援します。
 - ◆ 生産者が持続的に農業生産を行えるよう、消費者に生産コストに関する情報などを正確に伝えるため、産直施設や卸売市場での掲示やイベントでの情報発信などを促進します。
 - ◆ 市町や関係機関・団体などと連携し、「香川うまいもん祭り（仮称）」など、食に関するイベントを開催します。
- 学校給食や社員食堂、給食施設などにおける県産農産物の利用促進
 - ◆ 農業改良普及センターなどによる生産者と学校給食関係者のコーディネート活動を強化するとともに、学校給食用の生産者組織の育成、産直施設や J A 集荷場を活用した流通システムづくりなど学校給食の調理場規模に応じた県産農産物の安定供給に向けた仕組みを構築します。
 - ◆ たまねぎやばれいしょ、にんじんなどの学校給食で安定した需要が見込まれる品目を市町ごとに抽出し、集落営農組織などを活用し作付けを促進します。

- ◆ 給食・弁当業者などへ県産農産物の利用を働きかけるとともに、地産地消の自主的な取組みを行う「かがわ地産地消応援企業認定制度」の普及に努めます。
- ◆ 「かがわ地産地消協力店」の利用を促進するため、ガイドブックの作成や県ホームページなどによる情報発信を行うとともに、「香川うまいもん祭り（仮称）」への参画を促進します。
- ◆ 量販店やホテル・旅館業界、給食・弁当業界などの実需者に対し、県産農産物に関する意向調査を行い、県産農産物を利用しやすい仕組みを構築します。

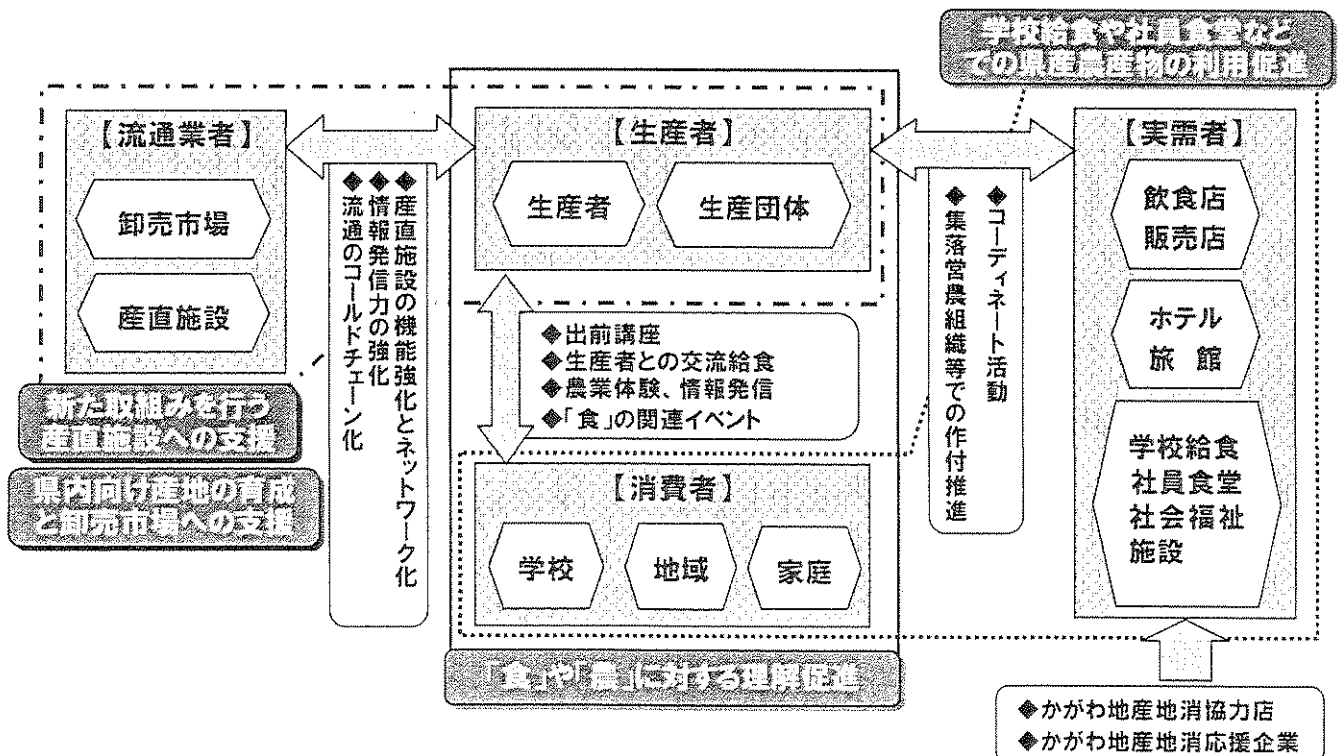
○ 新たな取組みを行う産直施設への支援

- ◆ 消費者に信頼される産直施設づくりを進めるため、食品表示研修会の開催などにより、栽培履歴記帳や適正表示の徹底を促します。
- ◆ 産直施設の運営改善や生産者の所得向上を図るため、専門家による助言や指導の受講を促すとともに、農産物の集荷や配送、加工品の開発、交流体験などの機能を有した産直施設を育成します。
- ◆ 産直施設の集客力や販売力を高めるため、産直施設のネットワーク化や集荷・配送機能などの多様な機能を備えたファーマーズマーケットの整備を支援します。

○ 県内向け産地の育成や卸売市場への支援

- ◆ 卸売市場の体質強化を図るため、生鮮食料などの流通におけるコールドチェーン化に向けた低温施設や加工施設などの整備をはじめ、県産農産物に関する情報発信力の強化を支援します。
- ◆ 県内への県産農産物の供給量を増やすため、新鮮さが求められる葉もの野菜、学校給食や病院食などで安定した需要が見込まれる野菜などの県内向け産地の育成を促進します。

推進のイメージ



第2節 食の安全への対応

指 標

(★は重点指標)

指 標	現状値	目標値	目標値の設定根拠
★ 農業生産工程管理 (GAP)に取り組んでいる産地数	3産地 (21年度)	30産地	国と同様に、本県の約7割の30産地がGAPに取り組むことをめざす。
栽培履歴記帳を実施する青果物の産地数の割合	65% (21年度)	100%	すべての青果物の産地における栽培履歴記帳をめざす。
畜産物の生産流通履歴の把握が可能な割合			
牛 肉	100% (21年度)	100%	畜産物の生産流通履歴の把握体制を、銘柄品全部に拡大することをめざす。
豚 肉	3% (21年度)	20%	
鶏 肉	1% (21年度)	3%	
鶏 卵	5% (21年度)	10%	

1 食のリスク管理の徹底

現状と課題

- 農産物の栽培履歴記帳（トレーサビリティ）は、多くの生産者が取り組んでいますが、平成21年度、完全に記帳を実施している産地は65%にとどまっています。
農業生産工程管理（GAP）は、いちごなど3産地で主体的に取り組まれています。取組産地は少数であることから、GAPの普及と取組内容の高度化が必要です。危害分析・重要管理点（HACCP）手法に基づく衛生管理も同様で、中小事業者などへの早期導入が必要です。
- 食品の品質表示が不適正であった県内の小売店舗の割合は、平成22年度は1%と年々減少していますが、不適正な表示を行う店舗が散見されます。
平成22年10月には米トレーサビリティ法が施行され、食品の原料産地などの表示の義務付け対象は拡大される方向にあり、食品製造事業者に対する関係法令の周知徹底と不適正な表示に関する指導・監視の強化が必要です。
- 食に関連した県民の生命や健康の安全を脅かす事故の発生時には、適切な対応が重要です。

施策の展開方向

消費者の信頼確保のため、食品表示の適正化を徹底するとともに、生産から消費に至る生産者などの安全・安心の自主的な取組みを助長し、食のリスク管理の徹底を図ります。

具体的な施策

- 生産段階、流通・製造段階での自主的な取組みの助長
 - ◆ 農産物のトレーサビリティの取組みを促進するため、生産者組織などを対象とした研修会の開催や集荷場などの巡回による指導の強化に努めます。
 - ◆ GAPの普及を図るため、農業者などを対象とした研修会の開催やモデル地区における取組み支援を行うとともに、GAP指導者の育成や食品安全、環境保全などの取組内容の高度化を促進します。
 - ◆ HACCP手法を早期に導入するため、食品製造事業者に対し、この手法の前提となる一般的な衛生管理の徹底を指導するとともに、食品管理を実践できる現場責任者などの養成や、専門家による助言、指導を行います。
 - ◆ 食肉の安全性に対する県民の信頼を確保するため、食肉流通施設の衛生管理体制の強化を図ります。

- 食品表示の遵守意識の啓発と指導・監視の強化
 - ◆ 食品表示関係法令に対する遵守意識の啓発を図るため、国や関係部局と連携して、食品製造事業者などを対象に研修会を開催するとともに、食品表示相談窓口での相談活動や店舗などでの巡回点検を強化します。
 - ◆ 食品表示の厳格な監視と指導の徹底を図るため、食品表示110番の設置や食品表示ウォッチャーの委嘱はもとより、食品製造事業者などへの計画的な巡回調査やDNA鑑定など科学的な分析の導入を進めます。不適正な事案に対しては、立入検査を実施します。

- 食品事故発生時の適切な対応
 - ◆ 迅速な商品回収を図るため、食品製造事業者などに対し、食品のトレーサビリティの導入についてセミナーや講習会を開催します。
 - ◆ 県民の食に対する不安を回避するため、関係機関との連携を強化し、正確な情報発信と迅速な対応に努めます。

2 危機への備えと対応

現状と課題

- 家畜伝染病の中でも、一旦発生すれば、畜産関係以外にも観光や地域経済に甚大な被害を及ぼす高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫については、発生予防対策の徹底とともに、早期発見通報体制の整備が重要です。
- 万が一、県内で発生した場合、感染拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめる必要があることから、最初の1例目で押さえ込むための徹底した初動防疫が重要です。
- 県内での発生に伴い、県産畜産物の買い控えや店頭からの撤去といった風評被害が生じることのないよう、県民へ正確な情報を提供する必要があります。

施策の展開方向

家畜の飼養衛生管理基準の遵守を促すとともに、万が一に備えた初動防疫体制の構築と風評被害を防ぐための県民への正確な情報提供により、危機への備えと対応を推進します。

具体的な施策

- 発生予防対策
 - ◆ 農場への病原体の侵入防止を図るため、「家畜の飼養衛生管理基準」の遵守を引き続き指導するとともに、異常家畜や家きんを発見した際の早期通報の徹底を行います。
- 初動防疫対策
 - ◆ 国や市町、関係団体との協力関係を構築するため、防疫演習を行います。
 - ◆ 初動防疫を迅速に行うため、備蓄資材を整えるとともに、防疫マニュアルの随時改訂を行います。
 - ◆ 感染拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめるため、発生状況などに応じて、農場などに消毒薬を配布し、消毒の徹底など防疫対応の強化を図ります。
 - ◆ 高病原性鳥インフルエンザについては、迅速な発見と適切な防疫措置を実施するため、モニタリング農家を選定し、定期的な監視を行います。
- 風評被害の予防
 - ◆ 適切な農家指導や正確な情報収集に努めるとともに、県ホームページ、広報誌などを活用して、県民や流通・販売業者などへ正確な情報を提供します。

第3節 売れる農産物づくり

指 標

(★は重点指標)

指 標	現状値	目標値	目標値の設定根拠
★農業産出額	755 億円 (21 年)	755 億円	現状の生産額の確保をめざす。
新品種登録・新技術の特許出願件数(累計)	41 件 (22 年度)	51 件	今後 5 年間に、新たな品種の登録を 8 件、特許出願を 2 件めざす。
★県オリジナル品種の作付面積(野菜、果樹)	114ha (20 年度)	188ha	野菜・果樹の生産振興計画及び実需者ニーズを踏まえ、65%の増加をめざす。
主要野菜作付面積	2,273ha (21 年度)	2,350ha	省力栽培技術の普及や作業支援の充実により、3%増をめざす。
優良系統果樹作付面積	405ha (21 年度)	430ha	温州みかんやブドウなどの優良系統への改植により、6%の増加をめざす。
ラナンキュラス、ひまわりの出荷量	354 万本 (21 年度)	532 万本	施設化の推進や出荷量の拡大などにより、関西市場でのトップシェア(市場占有率 25%以上)を確保するため、50%の増加をめざす。
讃岐三畜の生産頭羽数			
讃岐牛(格付頭数)	2,720 頭 (21 年度)	3,000 頭	需要の増加に応えるため、今後、生産頭数を約 1 割増やし、3,000 頭をめざす。
讃岐豚	4,000 頭 (21 年度)	5,000 頭	需要の増加に応えるため、今後、生産頭数を 25%増やし、5,000 頭をめざす。
讃岐コーチン	80 千羽 (21 年度)	120 千羽	需要の増加に応えるため、今後、生産羽数を 50%増やし、120 千羽をめざす。
★オリーブ牛の出荷頭数	0 頭 (21 年度)	2,000 頭	オリーブ飼料の供給体制の整備と肥育農家戸数の拡大により、27 年度目標の讃岐牛出荷頭数 3,000 頭の 7 割をめざす。
家畜の1戸当たり飼養頭羽数			
乳用牛	41 頭 (21 年度)	50 頭	生産性の向上を図るため、今後、飼養規模を約 2 割拡大し、50 頭をめざす。
肉用牛	60 頭 (21 年度)	72 頭	生産性の向上を図るため、今後、飼養規模を約 2 割拡大し、72 頭をめざす。
豚	749 頭 (21 年度)	1,000 頭	生産性を高めるため、今後、飼養規模を約 3 割拡大し、1,000 頭をめざす。
採卵鶏	56 千羽 (21 年度)	60 千羽	生産性を高めるため、今後、飼養規模を約 1 割拡大し、60 千羽をめざす。
ブロイラー	41 千羽 (21 年度)	44 千羽	生産性を高めるため、今後、飼養規模を約 1 割拡大し、44 千羽をめざす。

指 標	現状値	目標値	目標値の設定根拠
加工業務用向け野菜の出荷量	3,659t (21年度)	4,300t	レタス、金時にんじんなどの9品目の産地強化計画を踏まえ、毎年100tの増加をめざす。
★オリーブの栽培面積	85ha (20年度)	155ha	実需者ニーズを踏まえ、155haの栽培達成をめざす。
エコファーマー認定件数	150件 (21年度)	300件	新規に30件の認定を目指し、5年間で300件の認定をめざす。
地域特産農産物の栽培面積	20ha (20年度)	22ha	生産地域が中山間地域や島嶼部などに限定されるが、自然薯・そばなどの作付面積を拡大する。

1 品質向上や省力化などに向けての技術開発

現状と課題

- 農産物の産地間競争は、ますます激しさを増しており、こうした状況に対応するため、他県にない高品質で独創的な県オリジナル品種の育成とその早期の普及が求められています。
- 農業従事者の減少や高齢化が進む中、産地の維持・発展をめざすため、低コスト・省力化技術の開発が必要です。
- 地球規模の温暖化の進展により、水稲や果樹などさまざまな作目で影響が生じており、こうした課題を解決する技術の早期の実用化が急務となっています。

施策の展開方向

他産地にない高品質で独創的な品種を育成するとともに、国内外の産地間競争や地球温暖化に対応するため、品質向上や省力化などに向けての技術開発に取り組みます。

具体的な施策

- 競争力のある県オリジナル品種の育成
 - ◆ 消費者ニーズや優れた栽培特性など育成目標を明確にし、本県が優位性を発揮できるオリジナル品種を育成します。
 - ◆ 育成された品種の種苗供給体制や産地化に向けた普及体制の早期構築に努めます。
- 低コスト・省力化技術の開発
 - ◆ 産地や担い手の経営の実情と将来の展望や目標に沿った開発目標を設定し、大学や企業との共同研究などにより研究の加速化に努めます。
- 地球温暖化対応技術の開発
 - ◆ 水稲や果樹の品質低下など、温暖化の進展により発生しているさまざまな作目での影響に対し、対応技術の開発と早期の実用化に努めます。
 - ◆ 生息域の急速な拡大により被害が増加している新たな侵入病害虫など、さらなる地球温暖化の進行で発生しつつある新たな課題に対しても迅速に対応します。

2 高品質な野菜や果樹の生産拡大

現状と課題

- 本県では、多彩な園芸作物が生産されており、京阪神をはじめとした大市場で一定の評価を受けていますが、安価な輸入農産物が増加し、また、国内においても特色ある農産物の生産・販売促進を競い合うなど、国内外の産地間競争は激化していることから、県産農産物を選んで購入してもらうためには、市場ニーズに対応した他産地にはない独創的な品種や主要品目の生産拡大を推進する必要があります。
- 生活スタイルの変化や情報化の進展などにより、消費者ニーズは多様化していることから、これらのニーズに対応した売れる農産物づくりに向けた栽培管理技術を普及させる必要があります。
- 近年、農業従事者の減少や高齢化の進行に伴い、野菜・果樹の生産は減少傾向にあることから、新たな生産者が営農を開始する際に必要な初期投資を軽減するとともに、高齢者が安心して栽培を続けられる支援体制の強化が急務となっています。

施策の展開方向

全国有名店や量販店の個別ニーズに対応し、計画的かつ安定的に供給するため、県オリジナル品種と主要品目に重点化した上で、高品質な野菜や果樹の生産拡大を推進します。

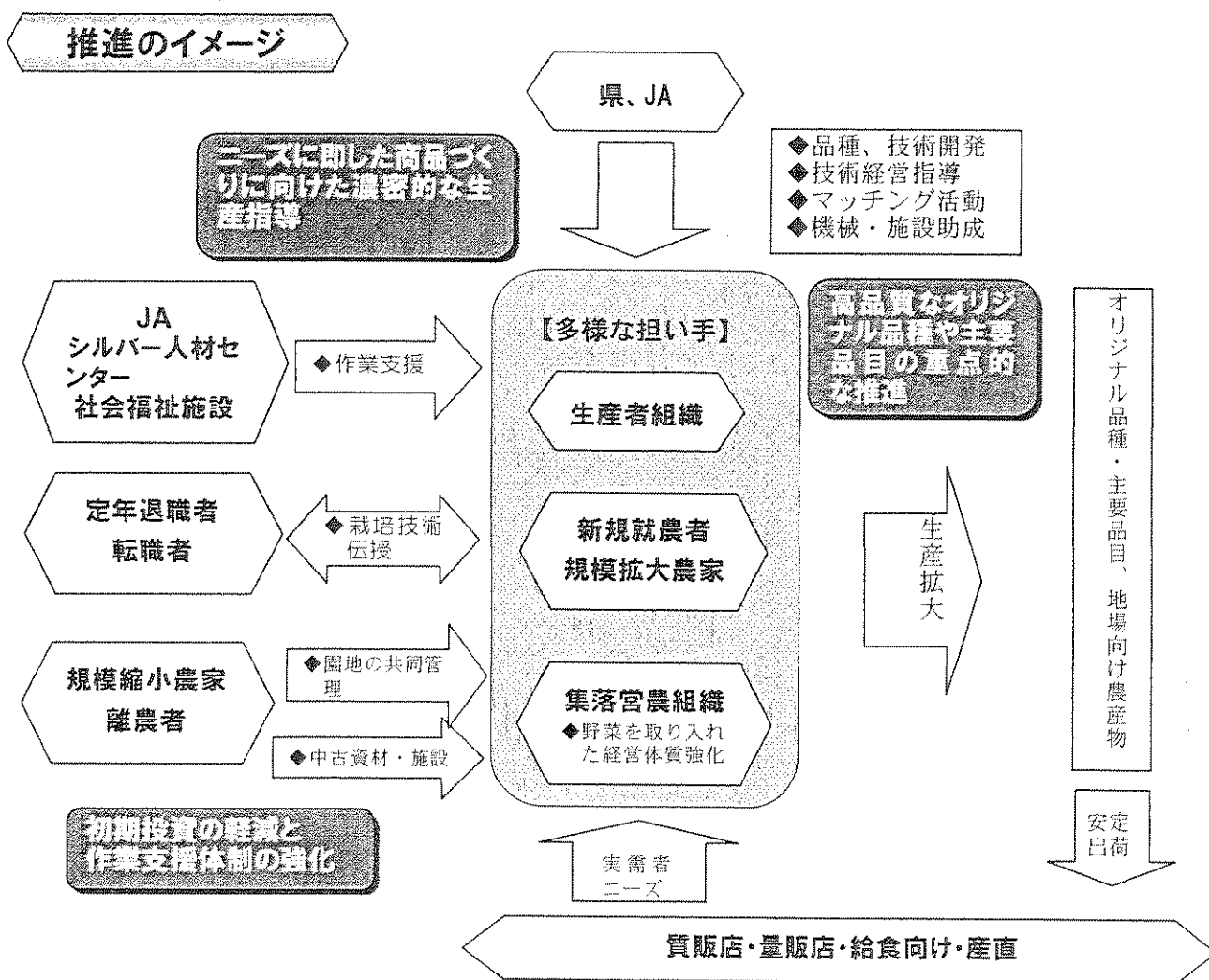
具体的な施策

- 高品質な県オリジナル品種や主要品目の生産拡大
 - ◆ 高品質な野菜・果樹の生産拡大を進め、安定的に供給するため、推進する品目を香川のイメージアップリーダーとなる県オリジナル品種や主要品目などに重点化します。
〔県オリジナル品種：さぬき姫、さぬきのめざめ、小原紅早生、県育成キウイフルーツ など〕
〔主要品目：レタス、ブロッコリー、ねぎ、トマト、みかん、ぶどう、もも など〕
 - ◆ 企業的な経営を行う大規模生産者に対し、高度な技術指導や販売先とのマッチングの場を確保するなど、生産から販売まで総合的に捉えた指導・助言を行います。
 - ◆ 経営規模の拡大をめざす認定農業者に対し、雇用や研修生の受入れを促進するとともに、研修生の「のれん分け就農」などを進めることにより、産地の中核となる意欲的な担い手の経営発展を支援します。
 - ◆ 所得向上をめざす集落営農組織に対し、その法人化と余剰労働力の活用による重点推進品目の導入を促進します。
- ニーズに即した売れる農産物づくり
 - ◆ 高糖度など全国有名店や量販店の個別ニーズに対応した農産物の生産を普及させるため、農業試験場が開発した技術を使い、濃密的な生産指導を行います。
- 生産維持・拡大する取組みへの支援
 - ◆ 新たな栽培や生産拡大に取り組む担い手の初期投資の軽減を図るため、県オリジナル品種への改植や栽培温室の導入などに際し、助成を行います。
 - ◆ 集団的な栽培による農作業の効率化や、中古施設の有効活用により初期投資の軽減を図るため、離農や規模縮小した農家の有する農地や施設を斡旋するシステムの構築を進めます。

- ◆ 新たな栽培者を増やすため、JAの生産者組織が中心となり、農地を持つ定年退職者や転職者などに就農に向けた働きかけを行うとともに、就農後においては技術的な助言を行うなど円滑な就農定着に向けた取組みを促進します。

特に、永年性作物の果樹については、JAの生産者組織が中心となり、離農や規模縮小した農家の園地を引き継ぐ新たな栽培者の掘りおこしや園地の流動化、病虫害防除などの管理作業の共同化を促進するとともに、剪定や収穫作業などの支援体制の整備を進めます。

- ◆ 生産者の労働負担を軽減し、生産拡大につなげるため、出荷調整作業はもとより、定植などのほ場での作業に対するJAの支援体制を充実・強化するとともに、シルバー人材センターや社会福祉施設、異業種などと連携し、繁忙期に農業以外から労働力を確保できる仕組みづくりを進めます。



3 全国一のマーガレットや松盆栽に続く特色ある花き栽培の拡大

現状と課題

- 全国一の生産量を誇る松盆栽やマーガレットをはじめ、キクやカーネーションの主要品目は市場側から一定の評価を受けており、近年、需要が伸びているランタンキュラスやひまわりと合わせて、市場から安定した供給への期待が寄せられていることから、その栽培を拡大する必要があります。
- 花きの需要は、1世帯当たりの購入金額は年々減少するとともに、1年間に1度も切り花を購入しない世帯が6割に達するなど無購買層や低頻度購買層が多く、需要開拓の余地は高いことから、花きの消費拡大対策を促進・強化する必要があります。

施策の展開方向

多様なニーズに対応した県オリジナルなどの新品種の導入・拡大、省エネルギー技術や花育の普及などにより、全国一のマーガレットや松盆栽に続く特色ある花き栽培の拡大を推進します。

具体的な施策

- 特色ある花きの栽培拡大
 - ◆ 本県の主要花きである松盆栽やマーガレット、キク、カーネーションと、それに続くランタンキュラス、ひまわりに重点化して栽培面積を拡大し、有望品目であるランタンキュラスやひまわりは、全国一の産地づくりをめざします。
 - ◆ 県オリジナル品種の育成に取り組むとともに、カーネーションの「ミニティアラシリーズ」やランタンキュラスの「てまりシリーズ」の普及に努めます。
 - ◆ 日持ち性や花色・形状などの市場ニーズの把握と、そのニーズに適合した生産を推進します。
 - ◆ 生産者の経営安定や規模拡大を促進するため、燃油や資材などの高騰に対応した省エネルギーの栽培技術体系や施設などの導入を支援します。
- 花きの消費拡大
 - ◆ 盆栽を中心とした花きの輸出促進を図るため、平成23年11月に開催される「アジア太平洋盆栽水石高松大会」を契機に、輸出相手国の消費ニーズを把握するとともに、海外バイヤーを招へいた商談会の開催などに取り組みます。
 - ◆ 生産者による消費者ニーズの的確な把握と、定時・定量出荷を行う契約的取引を促進するため、小売業者などの実需者と生産者との商談会を開催します。
 - ◆ フラワーアレンジメントなどの花きの関係団体と連携し、「県民花まつり」や「フラワーフェスティバル」などを開催します。
 - ◆ 学校などと連携し、若年層を対象とした花育活動に取り組めます。

4 讃岐三畜のブランド化の推進

現状と課題

- 讃岐牛は、霜降りから赤身で柔らかい牛肉へと消費者の嗜好が変化しており、それに合わせた品質の向上が求められています。

讃岐夢豚は、販売価格が一般の豚肉に比べ 3~4 割高く、また、讃岐コーチンはブロイラーに比べ約 2 倍と高いことから、需要が低迷しており、生産性の向上を図ることが必要です。
- 全体の 10~30% を占める牛肉のウデや豚肉のモモ、鶏肉のムネなどの低需要部位の大半は、加工品の原料として廉価で流通し、生産コストの高い讃岐三畜の生産を制限していることから、低需要部位を使った付加価値の高い加工品の開発と、販路拡大を促進することが必要です。
- ブランド肉の産地間競争が激しい中、おいしさと品質だけでは消費者に讃岐三畜が選択されにくいことから、特徴ある讃岐三畜を開発するとともに、その普及宣伝により消費の拡大を図り、生産につなげることが重要です。
- 特に、讃岐夢豚の市場占有率は 6%、讃岐コーチンは 1% と非常に低い状況にあり、讃岐三畜の生産拡大に向け、安定的な供給を確保する生産体制の強化が必要です。

施策の展開方向

生産性の向上や低需要部位の利活用を促進するとともに、未利用資源を活用した特徴のある畜産物の開発・普及により、讃岐三畜のブランド化を推進します。

具体的な施策

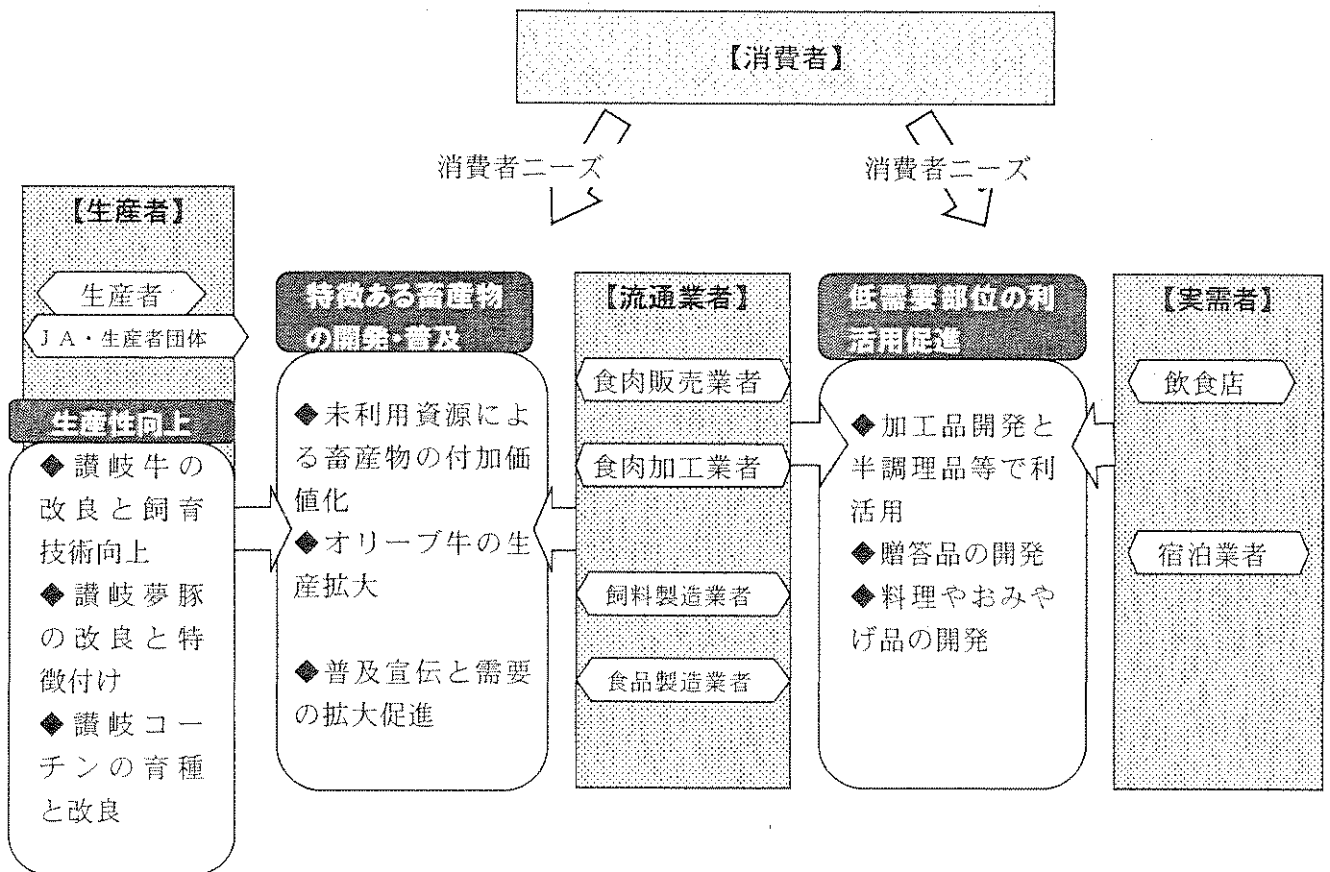
- 育種改良や飼育技術の向上による生産性の向上
 - ◆ 讃岐牛については、次世代の讃岐牛の品質と斉一性の向上を推進するため、新たに導入した県有種雄牛及び優良繁殖雌牛を使って、種牛の改良を進めるとともに、新たな短期肥育技術などの飼育管理技術の普及に努めます。
 - ◆ 讃岐夢豚については、子豚生産能力の向上と讃岐夢豚の肥育期間を短縮するため、種豚の改良を進めます。

讃岐夢豚を特徴づける交配方式や飼料給与技術の改善を行うとともに、関係団体と連携し、県内銘柄豚の統一ブランド化を進めます。
 - ◆ 讃岐コーチンについては、飼料の利用効率と病気に対する抵抗性を強化するため、種鶏の改良を進めるとともに、肉の歩留まりと食味性を改善する交配方式の改良を進めます。
- 低需要部位の利活用の促進
 - ◆ 専門のコーディネーターなどの意見を参考に、消費者ニーズに対応した付加価値の高い加工品開発を促進するとともに、高齢化や個食化などに対応した半調理品や調理品などの利用を促進します。
 - ◆ 百貨店・スーパーマーケットなどの販売業者と連携し、ターゲットを絞った贈答品の開発を促進します。
 - ◆ 県内のホテル・旅館などの宿泊業者や飲食店と共同で、地元農産物を活用した料理や土産品の開発を促進します。

○ より特徴ある畜産物の開発・普及

- ◆ うどん、オリーブなどの県産未利用資源を飼料として与えた畜産物の、品質と安全性などについて、畜産試験場で試験研究を行うとともに、未利用資源の飼料化と供給体制の整備を促進します。
- ◆ オリーブの搾りかすの飼料を増産し、オリーブ牛の生産拡大を促進します。
- ◆ オリーブ牛などの特徴ある畜産物の販路開拓や需要の拡大を進めるため、県内や関西を中心に普及宣伝を行うとともに、ビジネスマッチングの開催、食肉販売店や飲食店などの取扱店の増加に取り組みます。

推進のイメージ



5 魅力ある畜産物の生産振興

現状と課題

- 平成 21 年の県内畜産物の総産出額は 246 億円で、本県総農業産出額の 3 割を超えており、農業の基幹的産業となっています。中でも、採卵鶏は総産出額 104 億円で、その戸数は中国四国地区第 1 位、飼養羽数は同第 3 位となっています。
- 平成 21 年の総畜産農家戸数は、平成 16 年の 76%にあたる 672 戸で、長期にわたり小規模農家を中心に減少傾向が継続しているものの、1 戸当たりの飼養頭羽数は増加傾向にあります。
- 近年の輸入穀物価格の上昇や消費減退に伴う価格低迷は、経営の収益性を不安定にしています。
- 県内畜産物の生産を維持し、安定供給を続けるためには、畜産農家の生産性向上による経営基盤強化や環境対策、加えて安定的な消費の拡大が必要です。
- 家畜伝染病の予防、防疫対策は、畜産経営において重要な課題となっています。

施策の展開方向

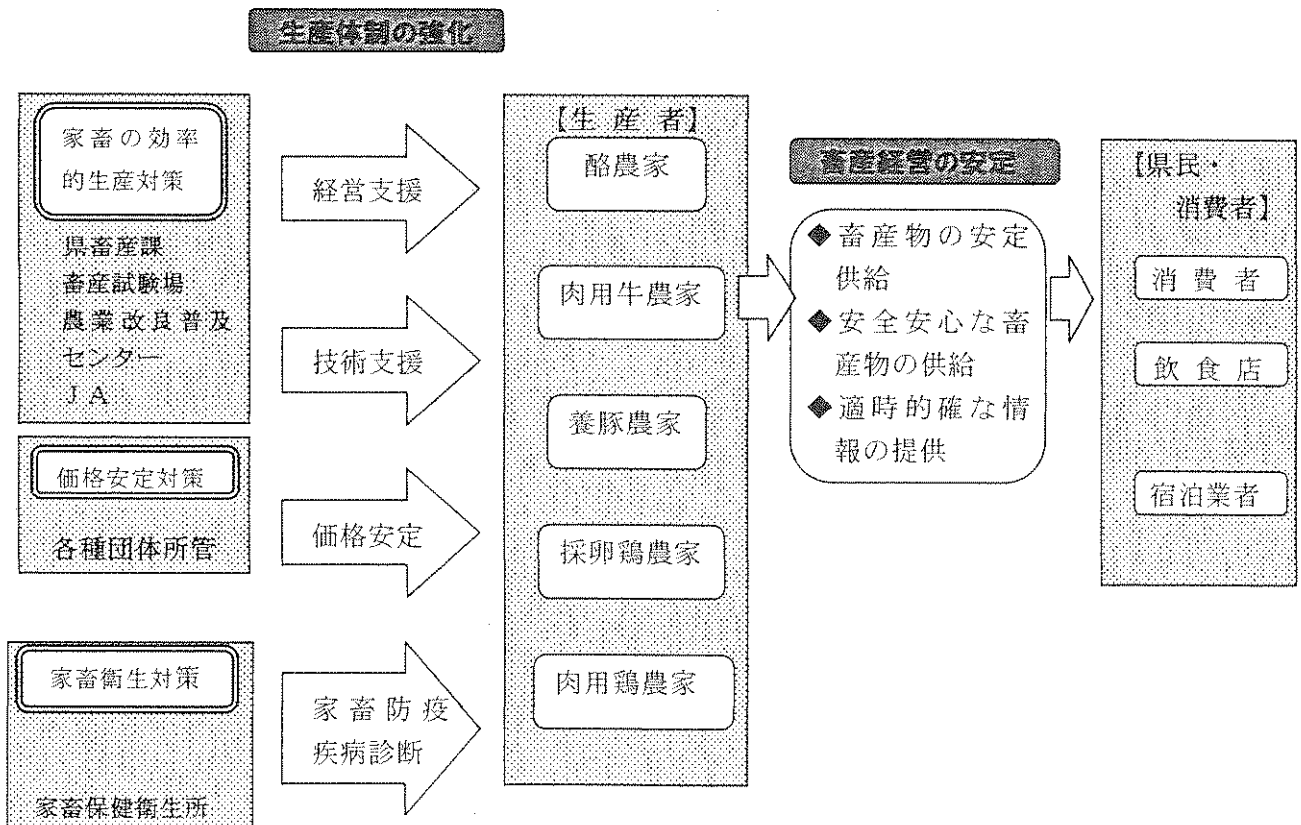
畜産農家の経営基盤を強化するため、経営規模の拡大や飼養・衛生管理技術の改善によるコスト低減、収益性の向上を図り、生産および販売振興を推進して、安全・安心で魅力ある畜産物の供給を図ります。

具体的な施策

- 経営基盤の強化と価格安定対策
 - ◆ 畜産経営の基盤強化のため、経営規模の拡大による生産コストの低減を図る大規模畜産農家に対して適切な衛生指導や経営支援を行います。
 - ◆ 生産農家の労働負担の軽減や経営の継続のため、畜産ヘルパーや飼料生産受託組織などの支援組織の充実に努め、生産基盤の強化を促進します。
 - ◆ 飼料や畜産物の価格安定対策により、畜産経営の安定化を支援します。
- 先進的飼育管理技術の導入と家畜・家きんの能力向上による生産性の向上
 - ◆ 酪農経営においては、省力化やコスト低減を図るため、搾乳ロボットや大型搾乳施設の導入を促進します。
 - ◆ 家畜排せつ物の適正な処理を行う施設整備の支援や技術指導を行い、資源循環型農業を推進するとともに、畜産農家からの排水処理や周辺環境の整備を支援します。
 - ◆ 肉用牛については、優良な県有種雄牛および繁殖雌牛による改良や、短期肥育技術などの飼育管理技術の普及に努めるとともに、繁殖雌牛の増頭による経営基盤の強化を促進します。
 - ◆ 畜産経営において、太陽光エネルギーを活用するなど、省エネルギー技術を取り入れた飼養管理を促進します。
 - ◆ 県内での栽培に適する飼料作物の選定を行い、普及と増産に努めます。
- 県産品のイメージアップによる地産地消・消費拡大の推進
 - ◆ 県産品の普及・消費拡大を図るため、学校給食などへの利用を促進するなど、地産地消を推進します。
 - ◆ 県内畜産物の販路開拓や需要の拡大を進めるため、県内や関西を中心に普及宣伝を行うとともに、ビジネスマッチングの開催や食肉販売店や飲食店などの取扱店の増加に取り組みます。

- ◆ 県産畜産物のイメージアップを推進するため、水田や河原の岸辺にはえる野草、農場の副産物、食品残渣などの飼料資源の利用を促進するとともに、新たな資源を用いた特色ある県産畜産物の開発に努めます。
- 飼養衛生管理基準の遵守による防疫と衛生環境の改善による生産性の向上
 - ◆ 飼養衛生管理基準の遵守による衛生環境の向上で、飼料の利用効率や死亡率などを改善して畜産物の安全性と収益性を高めます。
 - ◆ 家畜伝染病の侵入防止対策のため、農家に対する適切な情報提供により、自衛防疫体制を強化します。
 - ◆ 家畜保健衛生所の家畜疾病の診断技術の向上と非常時における対応力を高め、畜産農家の要請に迅速に対応します。
 - ◆ 家畜伝染病の発生に備えた防疫体制を整え、万が一発生した場合に素早く対応するとともに、情報公開に努め、畜産物の流通に支障が生じないように努めます。

推進のイメージ



6 加工・業務用向け産地の育成

現状と課題

- 生活スタイルの変化により、食の外食化や簡便化が進み、農産物は家庭内消費向けから加工・業務用需要へとシフトしてきていますが、加工・業務用の多様なニーズへの対応が十分でないことから、定められた時期に、定められた量を、定められた品質や価格で供給できるよう、加工・業務用農産物の生産拡大や出荷体制の整備が求められています。
- 加工・業務用農産物は、家庭消費用と出荷形態や品種・規格などが異なるため、加工・業務用向けに対応した栽培管理技術の普及と品種の選定などが必要です。
- 加工・業務用農産物は、家庭消費用と比べ、販売単価が安いことから、一層の機械化を進め、生産コストの削減や経営規模の拡大を進めるとともに、出荷規格の簡素化による選別や出荷調整作業の軽減を図ることが必要です。

施策の展開方向

冷凍食品など優れた加工技術を有する食品産業に、県産農産物を定時・定量・定品質・定価格で供給できる加工・業務用向け産地の育成を進めます。

具体的な施策

- 対象品目の重点化による加工・業務用農産物の生産拡大
 - ◆ 加工・業務用取引の拡大が見込まれる品目を重点的に推進します。
〔加工・業務用向け品目：レタス、いちご、きゅうり、青ネギ、金時にんじん、たまねぎ、にんにく、キャベツ、だいこん、オリーブ〕
 - ◆ ホワイトアスパラガスなどの希少性があり、高単価が期待できる小口の業務用野菜については、取引先の開拓を行うとともに、個別取引を行う農業法人などの確保・育成に努めます。
 - ◆ 加工・業務用農産物を取り扱う実需者ニーズに対応した生産を推進するため、生産者に対し実需者が求める農産物に関する情報などを的確にフィードバックします。
- 加工・業務用の特性に対応した生産の振興
 - ◆ 大玉などの加工・業務用農産物の特性に合った栽培管理技術の普及や歩留まり率の高い品種の選定などに取り組みます。
- 加工・業務用農産物に取り組む生産者の経営の改善
 - ◆ 省力で低コストな生産や計画的な出荷、経営規模の拡大を促進する上で必要な機械・施設などの導入に対し、助成を行います。
 - ◆ 加工・業務用農産物の安定的で継続的な出荷を促進するため、新たな加工・業務用の取引先の開拓や複数産地のネットワーク化に取り組みます。
 - ◆ 給食向けに食材を供給する産地を育成するため、学校や病院などの給食事業者に対し、需要調査を行うとともに、給食事業者などとの情報交換やマッチングの場を提供します。

推進のイメージ

県、JA

加工適性に優れた栽培管理技術
や品種等の選定・普及

支援

- ◆省力・低コスト生産技術の開発
- ◆加工適性に優れた品種の選定
- ◆加工・業務用向け栽培技術の普及
- ◆定植機や出荷コンテナなどに対する導入支援

大口需要に応えることができる
大規模生産者・産地(レタスなど)

大口需要に対応した
大規模経営化等の推進

対象品目を重点的に推進

希少性のある農産物を生産する小口生産者
(ホワイトアスパラガスなど)

定時・定量・
定質・定価格出荷

中間
事業者

食品産業

【県】

- ◆マッチング活動
- ◆食材や実需者ニーズの
情報提供

7 県花・県木オリーブの生産拡大

現状と課題

- 県花・県木であるオリーブは、平成 21 年の栽培面積は 102ha で、10 年前に比べ 60ha 増加しましたが、国産オリーブオイルの生産量は、輸入量の 0.1% にも満たず、県内の加工事業者から、県産オリーブの増産が求められています。
- 近年、九州を中心にオリーブの栽培が盛んになってきていることから、農外企業など多様な担い手に対するオリーブ栽培を推進するとともに、オリーブが持つポリフェノールなどの機能性成分に着目した特徴ある商品開発などを進め、競争力を維持・強化する必要があります。
- オリーブの生産振興には、消費拡大と県民生活における定着が欠かせないことから、多くの県民にオリーブを認知してもらうことが重要です。

施策の展開方向

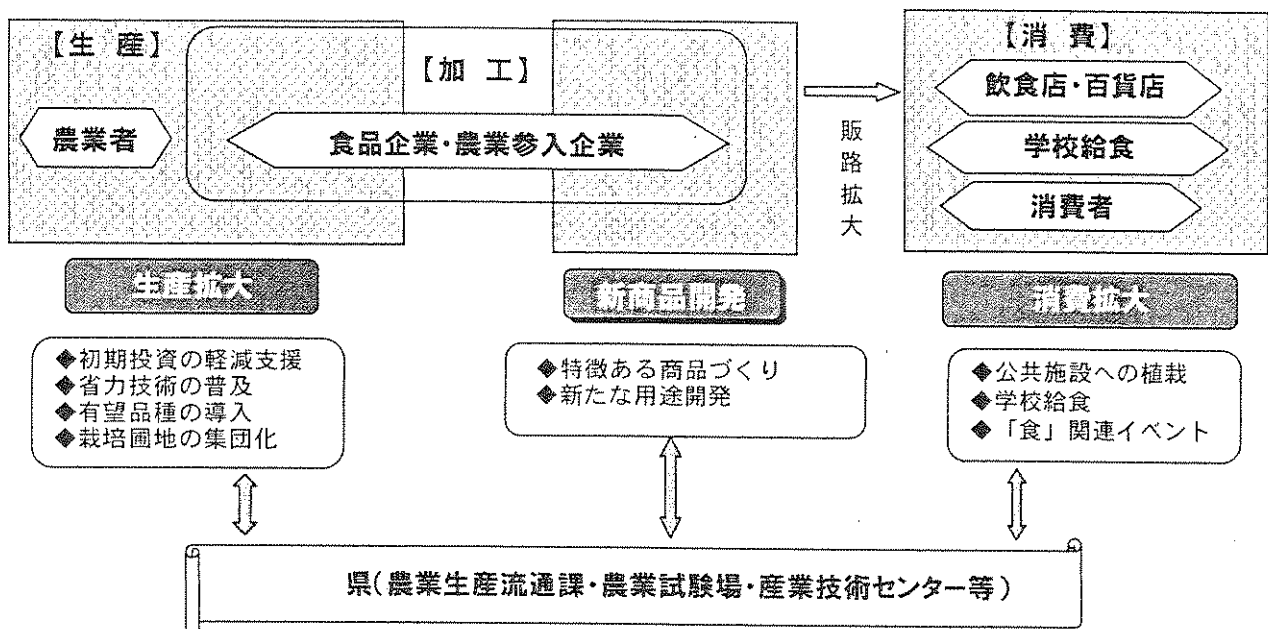
本県の優位性を発揮できるオリーブの生産拡大に向けて、耕作放棄地などの不作付地を活用し、農外企業の参入促進や地域ぐるみの集団的な栽培などにより、県花・県木であるオリーブの産地育成を進めます。

具体的な施策

- オリーブの生産拡大
 - ◆ オリーブの主産地である小豆島にとどまらず、小豆地域以外におけるオリーブの栽培を推進するとともに、耕作放棄地の活用を努めます。
 - ◆ オリーブ生産者の経営規模を拡大するため、収穫や剪定作業などに関わる省力安定生産技術の開発と普及に努めるとともに、加工・流通・販売による農業経営の 6 次産業化を促進します。
 - ◆ 農外企業を含む新規栽培者に対して、苗木代を助成するなど初期投資の軽減対策に取り組むとともに、技術・経営面から濃密指導を行います。
 - ◆ 農業上利用増進を図る必要がある耕作放棄地にオリーブの植栽を促進するため、面的に集積され植栽に適した候補地の情報提供を行います。
 - ◆ 雑種地などを活用したオリーブの生産を促進します。
 - ◆ 収穫したオリーブ果実を迅速に加工処理するため、既存産地である小豆島において、選果機の導入など集出荷体制の強化を促進します。
- オリーブを活用した特徴ある新商品の開発
 - ◆ 全国唯一のオリーブ関係の研究部署を有する農業試験場小豆分場と産業技術センター発酵食品研究所との連携を強化し、新しい有望品種の導入や新商品の開発を促進します。
 - ◆ 新商品の開発に関心のある企業に対し研修会を開催するとともに、本県独自の新商品の開発に向け、情報提供と産官学連携の促進に取り組みます。
 - ◆ 規格外果実やオリーブオイルを生産する際に産出される副産物の活用を促進します。
- オリーブの消費拡大
 - ◆ 小豆島オリーブ公園が年間を通して実施するイベントなどを通じ、オリーブに関する PR 活動を強化・促進します。

- ◆ 香川・愛媛せとうち旬彩館における物産イベントや「香川うまいもん祭り（仮称）」など県内外の各種イベントに参加し、オリーブを使った食の提案やオリーブ商品のPRを行います。
- ◆ 学校給食へのオリーブの活用や公共施設におけるオリーブの植栽を推進するなど、多くの県民にオリーブに親しんでいただけるような取組みを推進します。
- ◆ オリーブオイルのブランド化を促進するため、テイasting専門家による品質評価会などを支援します。
- ◆ オリーブ商品の販路を開拓するため、全国有名店での物産展などへの参加を促進します。

推進のイメージ



8 環境に配慮した農業生産方式の普及

現状と課題

- 化学肥料や農薬の使用を抑えた農産物に対する消費者・実需者のニーズが高まってきているため、堆肥などを活用した土づくりとともに、化学肥料や農薬の使用を低減した生産方式の普及が必要です。

この生産方式に取り組むエコファーマーや有機農業者は、個人や小グループが多く、生産を拡大するには、生産者同士の交流の促進や安定した品質・収量を確保できる栽培技術の普及、新たに取り組む生産者を支援する環境づくりが必要です。

土づくりの基本である堆肥は、品質のばらつきや散布労力の不足などから、その施用量が低下してきており、堆肥などの活用を促進する必要があります。

- 有機農業などの振興には、消費者や流通関係者などの理解と協力が不可欠ですが、有機農業などに対する理解が未だ十分でなかったり、取組みの認知度が低いことから、情報発信や交流を行い、消費者や流通関係者などの理解や関心を高め、販売を促進する必要があります。

施策の展開方向

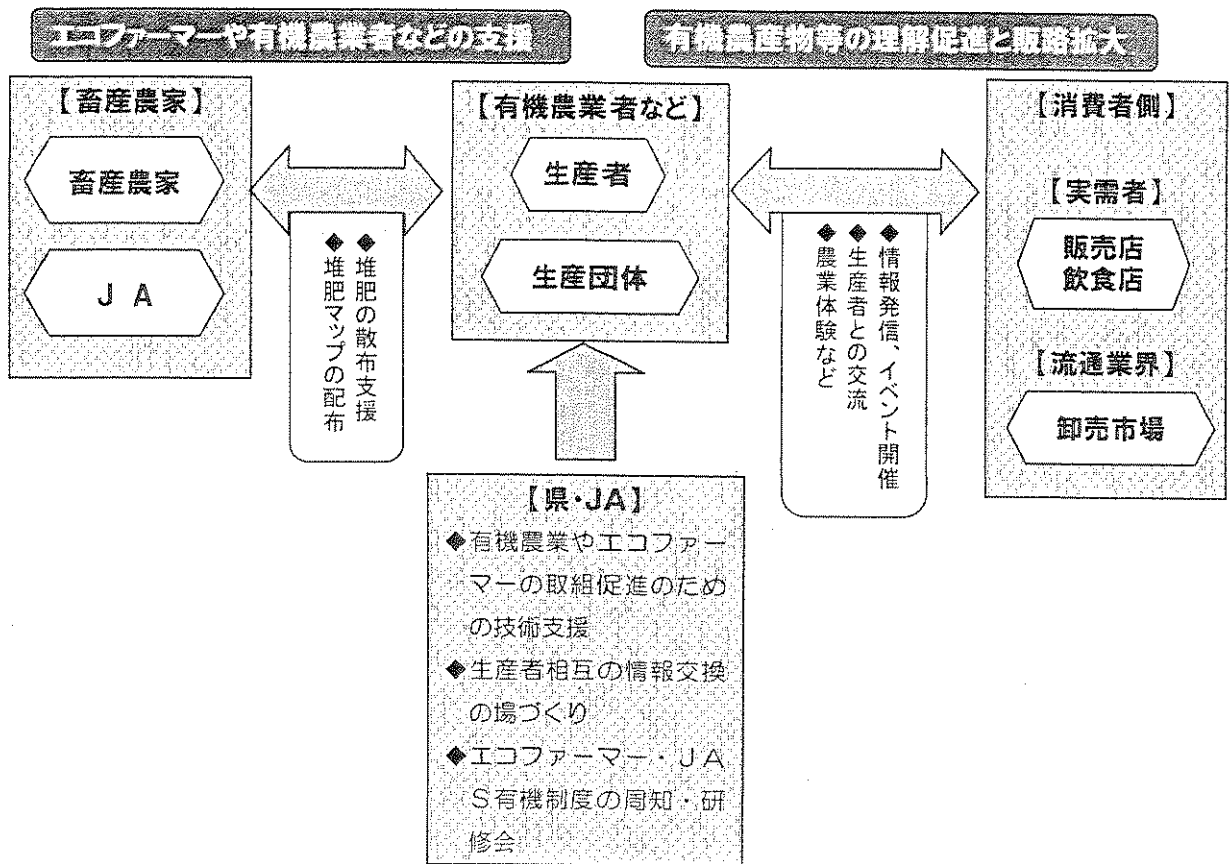
安心して生産・販売ができる栽培技術の普及や販売面での後押しなどにより、有機農業などの生産を振興し、環境に配慮した農業生産方式の普及に努めます。

具体的な施策

- エコファーマーや有機農業者などの支援
 - ◆ 有機農産物などの品質や収量の安定につながる栽培技術の支援と普及のため、生産者が実践する栽培技術の調査・検証、新技術の展示、化学肥料や農薬の使用低減技術の普及を行います。
 - ◆ エコファーマー制度の周知を図るとともに、エコファーマーの認定を推進します。
 - ◆ 有機農業者などが求める新しい技術や販売などに関する情報の充実を図るため、有機農業者などと連携して、生産者同士の交流や研修会などを行います。
 - ◆ 新しく有機農業などに取り組む者などに対し、農業改良普及センターが相談に対応するとともに、有機農業者などによる研修受入の斡旋や、農業大学校などにおける有機農業に関する知識を修得するための講座を開催します。
 - ◆ 堆肥の適正施用による土づくりの励行や地域内にある有機資源の活用を促すため、土づくり研修会の開催や養鶏・養豚農家と耕種農家間の飼料米と堆肥の交換、堆肥マップの配布などを行います。
 - ◆ 各作物に適した堆肥を製造するため、耕種農家が望む堆肥の品質情報の提供や製造技術の普及を行うとともに、堆肥散布の労力確保や作業支援組織の活動を支援します。
- 有機農産物などの理解促進と販路拡大
 - ◆ 有機農業などの生産に関する情報や制度・表示ルールなどの知識の普及・啓発を図るため、流通関係者や消費者などに対し、県などが実施するイベントや県のホームページなどによりPRを行います。
 - ◆ 新たな販路の開拓や需要の拡大のため、流通関係者などに対し、有機農業者などとの交流を働きかけ、情報交換やマッチングの場づくりを支援します。

- ◆ 生産者と消費者の交流を促進するため、生産者と連携し、有機農産物などの栽培体験や、児童・生徒などによる有機農産物などの生産現場の見学会などを行います。
- ◆ 有機農産物の付加価値を高めるとともに、消費者などの認知度を向上させるため、JAS有機の認証取得を促進するための研修会の開催や取得に対する助成を行います。

推進のイメージ



9 特色ある農業生産

現状と課題

- 中山間地域では、昼夜の温度較差を利用した茶や本県の特産野菜である金時にんじんの採種栽培、乾燥した畑におけるトウガラシ「香川本鷹」の復活に向けた取組み、景観作物としてのひまわり栽培など、立地条件や気象条件などを生かした農業生産が行われ、耕作放棄地の未然防止はもとより、地域の活性化などに大きな役割を果たしていることから、こうした農業を維持・発展させていくには、高い収益が確保できる環境づくりが求められています。

施策の展開方向

中山間地域における立地条件や気象条件等の地域特性を最大限に生かした高収益な農業を定着させていくため、茶や自然薯などの特色ある農業生産を進めます。

具体的な施策

- 高収益型農業の促進
 - ◆ 地域特性を生かした新規作物や新たな栽培技術の導入を促進します。
 - ◆ 茶や自然薯などの消費拡大を図るため、各種イベントなどでの販売促進や新たな用途開発を支援します。
 - ◆ 金時にんじんなどの採種野菜については、優良系統の選抜などの取組みを支援します。
 - ◆ サトウキビについては、収穫作業の省力・軽作業化を支援し、安定供給を推進します。
 - ◆ 安定した供給先を確保するため、県ホームページなどを活用し、学校給食やホテル・旅館業界、食品加工業者などへの情報発信の強化に取り組むとともに、地域特産物を利用した郷土料理の提供などを促進します。
 - ◆ 新たな販路を開拓するため、インターネット直販などの取組みや産直施設のネットワーク化を促進するとともに、グリーン・ツーリズムや観光農業など都市住民との交流を進めます。
 - ◆ 農業経営の6次産業化や新商品の開発につなげるため、異業種交流や農商工連携を促進します。

第4節 戦略的な流通・販売

指 標

(★は重点指標)

指 標	現状値	目標値	目標値の設定根拠
★農業の6次産業化による 新商品開発件数(累計)	14件 (21年度)	100件	22年度延べ開発見込み25品目から、23年以降年間15品目とし、計75品目の増加を見込み、100件をめざす。
★県オリジナル品種の作付 面積(野菜、果樹)【再掲】	114ha (20年度)	188ha	野菜・果樹の生産振興計画及び実需者ニーズを踏まえ、65%の増加をめざす。
加工・業務用野菜の契約 取引率	18% (21年度)	20%	レタス、金時にんじんなどの9品目の産地強化計画を踏まえ、1割の増加をめざす。

1 消費者から支持される農産物のブランド化の推進

現状と課題

- 本県では、温暖な気候を生かし、多彩な園芸作物が生産されている中、温州みかん「小原紅早生」やキウイフルーツ「さぬきゴールド」などのさぬき特選「K. ブランド産品」は、高価格で取り引きされ、市場関係者から高い評価を得ています。一方、消費者まで十分認知されていない状況にあることから、消費者にも分かりやすいように、さぬき特選「K. ブランド産品」の認証制度の見直しを行うとともに、本県オリジナル品種や主要品目を中心として、高品質な農産物のブランド化を進める必要があります。
- さぬき特選「K. ブランド産品」の品目数は、23品目57点と増加していますが、県内への流通は平成19年で約6%と少ないことから、安全で安心な品質の高い県産農産物の安定供給を進め、県内の消費者にも支持される農産物のブランド化が課題です。

施策の展開方向

全国有名店への販路開拓と取引拡大、量販店などのニーズに対応した新鮮な野菜などの安定供給により、消費者から支持される農産物のブランド化を推進します。

具体的な取組み

- 市場・流通関係者から支持される農産物のブランド化
 - ◆ 香川のイメージリーダーとなるブランド農産物として育成していくため、市場評価の高いアスパラガス「さぬきのめざめ」やいちご「さぬき姫」、県育成キウイフルーツ、温州みかん「小原紅早生」、ぶどう「シャインマスカット」などの県オリジナル品種などについて、重点的な生産と販売促進に取り組みます。
 - ◆ さぬき特選「K. ブランド産品」認証制度については、消費者ニーズの変化や野菜、果樹の流通特性

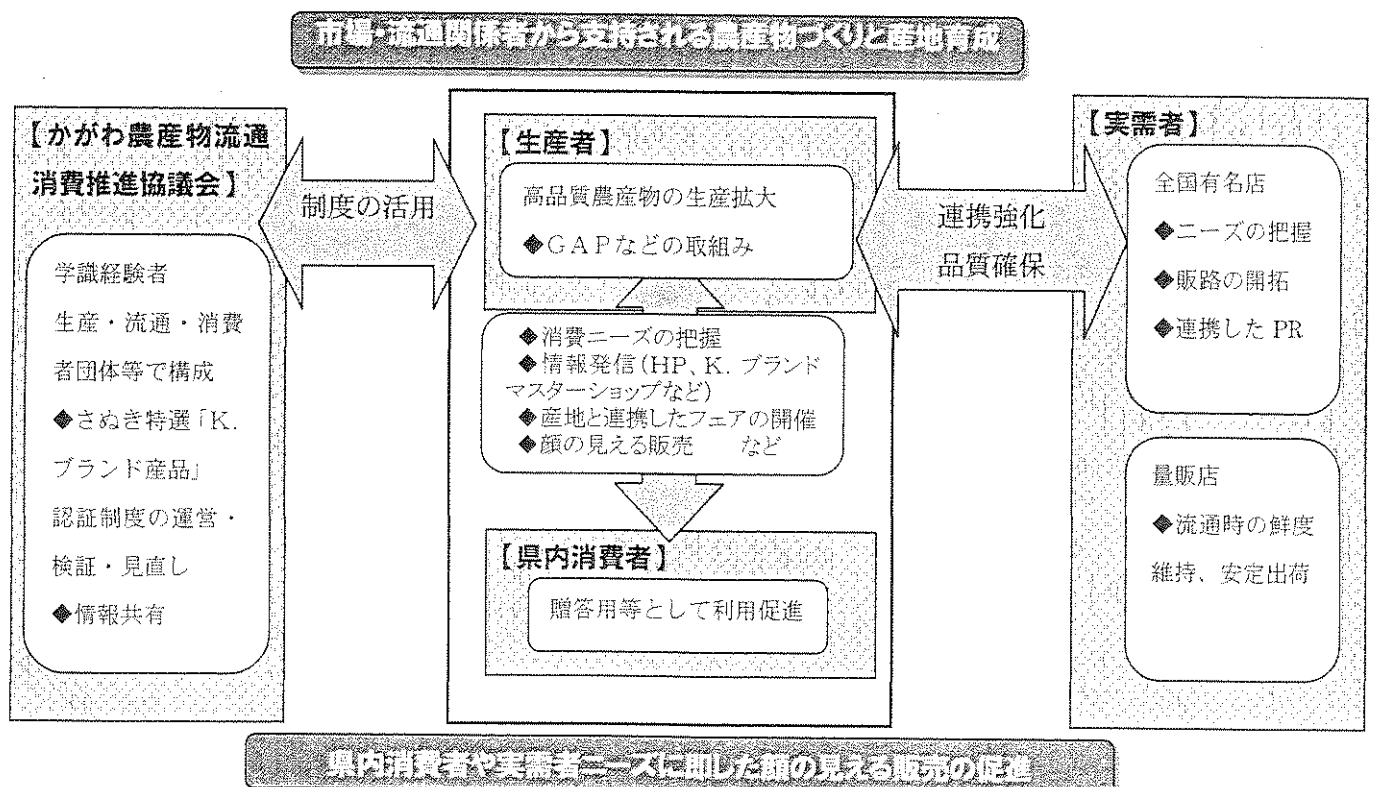
を踏まえ、消費者と実需者からより信頼される制度とするため、関係機関・団体などの意見を踏まえ、見直しを進めるとともに、認証する商品の取扱店の登録などに取り組みます。

- ◆ 野菜については、市場・流通関係者やホテルなど外食産業から評価される、売れる野菜づくりと産地育成を進めるため、流通時の鮮度の保持や実需者ニーズに対応した品種や規格、出荷形態による定時・定質・定量出荷などに取り組みます。
- ◆ 全国有名店との取引拡大につなげるため、市場・流通関係者を産地へ招聘した商談会などの開催や実需者と連携したPR活動、各種広報媒体を活用した普及・宣伝を支援します。
- ◆ 県産農産物の一層のブランド化をめざすため、商標や品種登録などの知的財産権の取得やGAPなどの各種認証制度の導入に取り組む、産地や農業法人などを支援します。

○ 県内の消費者にも支持される農産物のブランド化

- ◆ 地域に根づいた特色ある産地の発展と伝統的野菜の消費拡大を促進するため、顔（産地）の見える販売、地元の卸売市場が主導する個人出荷者の組織化や出荷規格・容器の統一に向けた取組みを支援します。
- ◆ 産直施設において、旬の朝どり農産物などの家庭消費向けに加え、高品質な農産物による贈答向け販売などを促進します。
- ◆ 産地や農業法人など生産者みずからが、県内の消費者に県産農産物の良さをPRする活動を促進するとともに、「かがわ地産地消協力店」などでの県産農産物の利用や販売を促進します。
- ◆ さめき特選「K. ブランド産品」を扱う「K. ブランドマスターショップ」を県内の情報発信拠点として、JAや産地と連携したフェアの開催や普及宣伝活動に取り組みます。

推進のイメージ



2 消費者や実需者ニーズに即した多様な流通・販売システムと販売ルートの確立

現状と課題

- 国産青果物の卸売市場経由率は、平成 16 年度の 93%から平成 19 年度は 87%へと低下していますが、本県の主要品目であるレタスに見られるように、市場と J A の間で計画生産・出荷を行うことで安定した価格で取引できる契約的取引の割合は、平成 21 年度には全体の出荷量の 24%まで高まっており、生産者の農業所得の向上には、新たな取引相手を確認する必要があります。
- 農産物の流通・販売は、市場経由での相対取引をはじめ、小売店や食品産業などとの直接取引、産直施設や宅配、インターネットによる直接販売など多様化しており、本県では産直販売が増加しているほか、さぬきうどんやオリーブ製品、高品質な青果物のカタログ販売が浸透していることから、消費者や実需者ニーズに即した生産と安定的に出荷できる体制の構築が必要です。

施策の展開方向

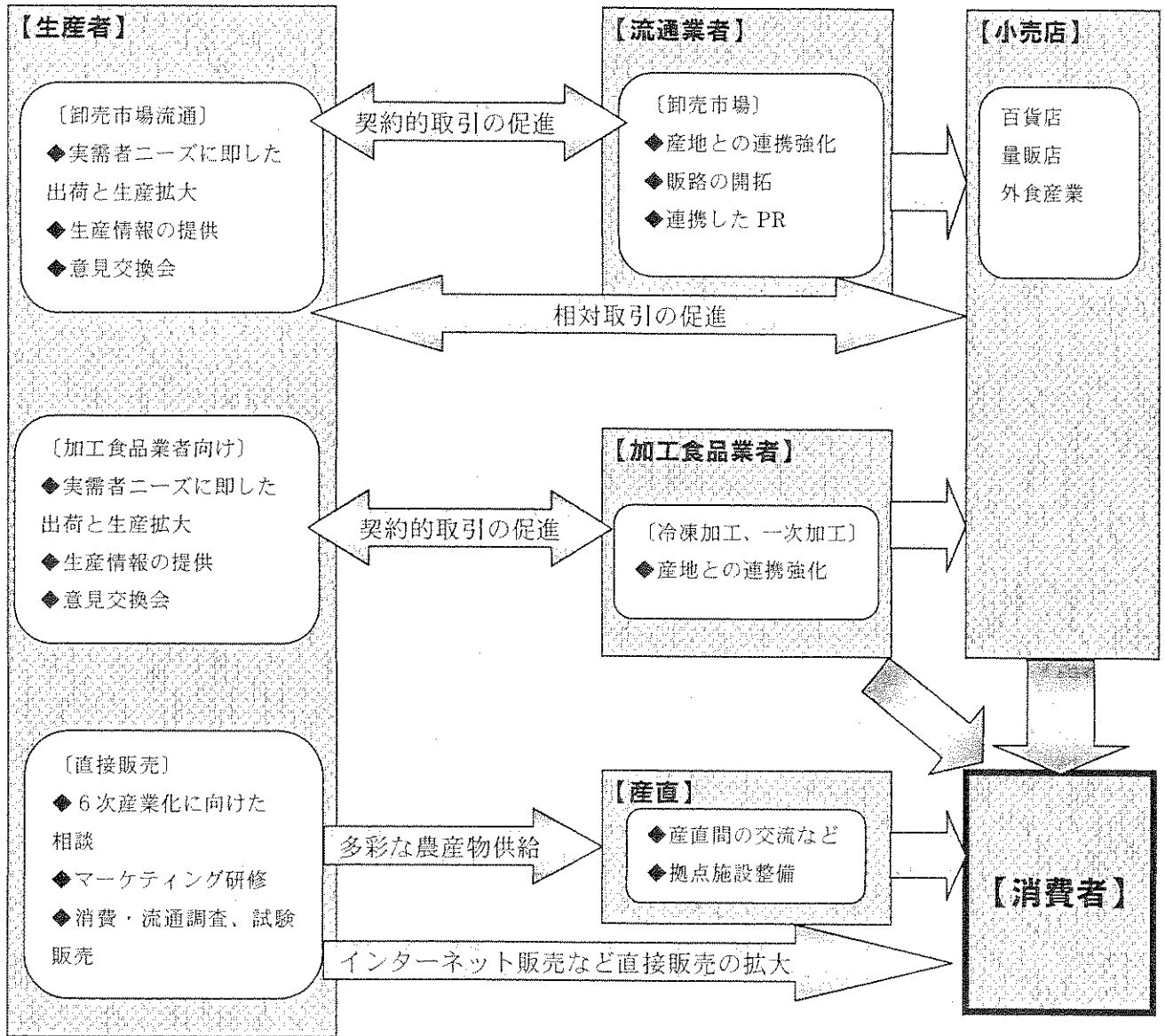
市場流通やインターネット販売など、消費者や実需者ニーズに即した多様な流通・販売システムと販売ルートの確立に取り組みます。

具体的な施策

- 市場を中心とした相対取引の拡大
 - ◆ 農産物の相対取引や契約的取引を促進するため、市場などとの連携のもと、特徴のある栽培方法や出荷荷姿での農産物の販売を拡大します。
 - ◆ 取引先との信頼関係を深めるため、流通業者へのきめ細かな生産・出荷情報の提供や産地との意見交換会の開催などに取り組みます。
 - ◆ 県産農産物のビジネスチャンスを助長するため、新たな取引先の掘りおこしや商談の場の提供などに取り組みます。
 - ◆ 主要な県産農産物の利用を促進するため、産地や農業法人などが量販店などと連携して取り組むフェアの開催などの PR 活動を支援します。
- 多様化する消費行動に即した生産者の生産・流通・販売力の向上
 - ◆ 多品目について安定的に供給でき、多様な販売先に対応するため、農業法人の組織化を促進します。
 - ◆ 農業法人などにおいて、マーケティングやインターネット販売、渉外、クレーム対応などの能力を有する人材を育成するため、農業改良普及センターによる研修機会の拡充に取り組みます。
 - ◆ 新商品の開発を促進するため、県内外での消費・流通動向調査やアンテナショップなどを活用した試験販売などの取組みを支援します。
 - ◆ 観光客も含めた多様化する消費者ニーズに対応するため、多彩な農産物などを取り扱うファーマーズマーケットの整備を促進します。
 - ◆ 新たな県内需要の創出と拡大を促進するため、産直施設間のネットワーク化による品揃えの充実、商店街と連携したマルシェの開催などを促進します。

推進のイメージ

市場を中心とした相対取引の拡大



多様化する消費行動に即した生産者の
生産・流通・販売力の向上を促進

3 アジアを中心とした輸出の促進

現状と課題

- 県産農産物の輸出は、盆栽や温州みかんなど、24品目と増加傾向にあり、その相手国は、シンガポールやマレーシアなどアジア諸国を中心に、北米やヨーロッパにも広がっていますが、相手国のニーズの把握や輸出時における残留農薬基準の扱い、衛生証明書などの輸出条件の把握が十分でないことから、情報の収集と分析を図るなど安定的に輸出できる生産・流通・販売体制の確立が求められています。

原子力発電所の事故などにより、諸外国において日本食品の輸出規制が強化された場合には、輸出事業者による円滑な輸出を後押しする必要があります。

- 県産農産物の海外における販路の開拓は、国内スーパーが事業展開しているシンガポールやマレーシアにおいて、香川県フェアを開催し、関係機関・団体と一体となったトップセールスを展開するなど、県産農産物のPR活動に取り組んできましたが、こうした取組みを通じ、相手国の食文化や消費者、実需者ニーズに対応した特定の輸出国向け品目の選定、販売ルートの開拓を行う必要があります。

施策の展開方向

輸出相手国の消費ニーズなどを把握し、優位性の発揮できる農産物について、安定的に輸出できる生産・流通・販売体制の確立に努め、アジアを中心に輸出を促進します。

具体的な施策

- 円滑な輸出の促進
 - ◆ 国やジェトロなどを通じ、輸出相手国のニーズや輸出条件などの情報把握に努めます。
 - ◆ 輸出相手国の残留農薬基準に対応した品目別の防除方法を検討するなど、農産物の生産・出荷体制の構築に取り組みます。
 - ◆ 諸外国における日本の食品に対する輸出規制が強化された場合、円滑な輸出の促進を図るため、本県で生産、製造され我が国から輸出する食品などの証明書の発行などを行います。
- 県産農産物の販路の開拓
 - ◆ 県産農産物のイメージアップを図るため、関係機関・団体などと連携した、トップセールスやフェアの開催などPR活動を強化します。
 - ◆ 輸出相手国の消費者ニーズなどに対応した販路の開拓を進めるため、販売先の紹介や商談の場の提供などを行うとともに、販売ターゲットを明確化します。

4 農業の6次産業化の推進

現状と課題

- 本県には、うどんや冷凍食品、醤油などを製造する優れた加工・発酵技術を有する食品産業が多く立地しており、食品産業と生産者が互いの強みを生かしながら連携し、新商品の開発や販路の開拓などに取り組んでいる事例が増えています。
- 主業農家の農業所得は、ここ数年伸び悩んでおり、他産業に比べ低い水準にあります。こうした中、農産物の加工や農家レストランなどの農業生産関連事業を行っている農業経営体は、5年前に比べ約8割増加し、平成22年には294経営体になっています。

施策の展開方向

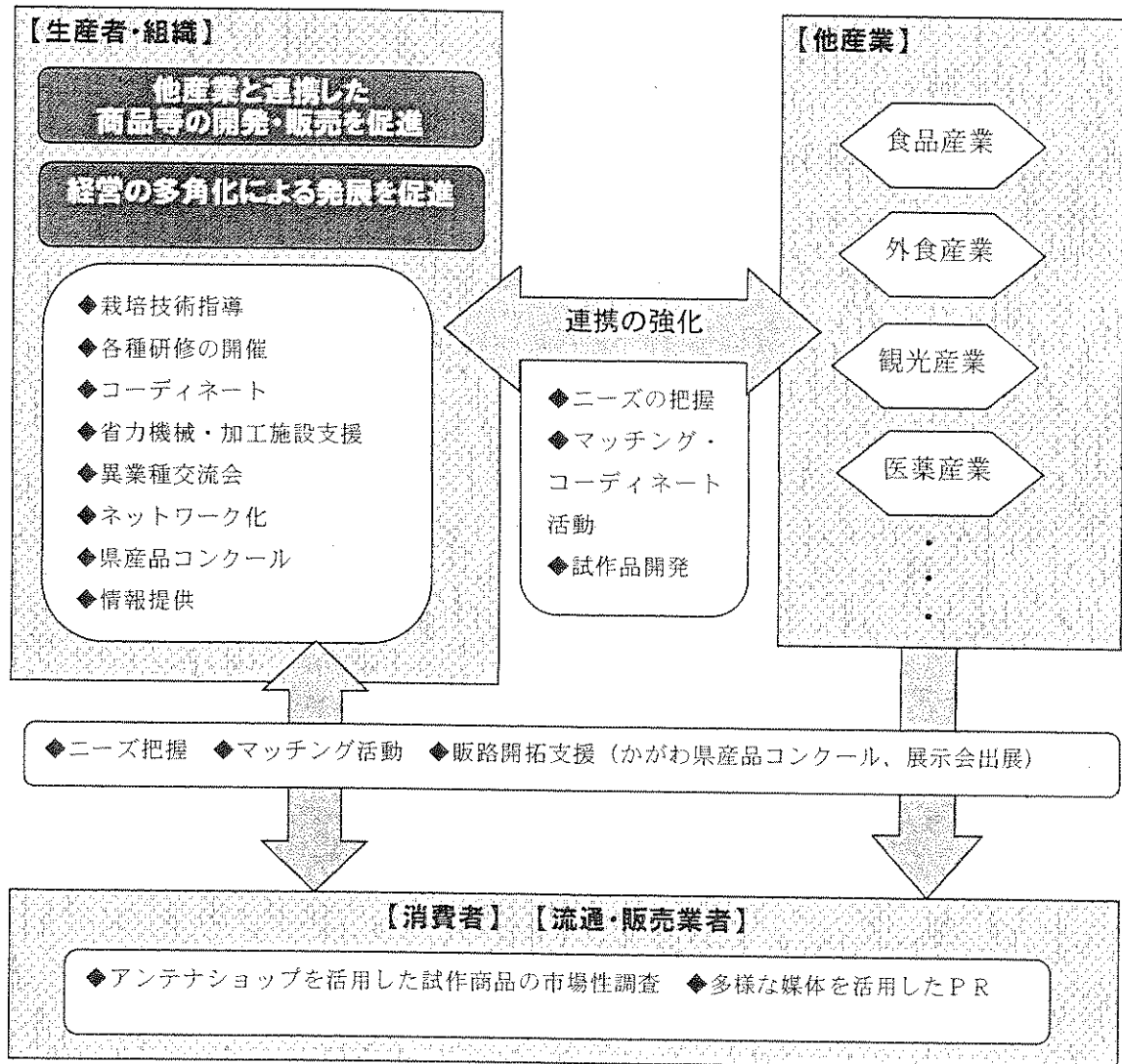
農産物の生産活動のみならず、生産者みずからまたは他の生産者や他産業と連携し、加工や販売などに取り組む、農業の6次産業化を推進します。

具体的な施策

- 他産業との連携の促進
 - ◆ 県産農産物を利用したい実需者と、他産業と連携し商品開発などに取り組みたい生産者のデータベースを作成し、意向の把握に努めます。
 - ◆ 農業法人のマーケティング能力や渉外・企画力などの販売力を高めるため、農業改良普及センターによる研修を実施します。
 - ◆ 新商品の開発や販路の開拓を促進するため、異業種交流会などによるマッチングやコーディネート活動に取り組むとともに、かがわ産業支援財団の「かがわ農商工連携ファンド」制度などを活用し、農業者と中小企業者が行う新商品の開発や見本市への出展などを支援します。
 - ◆ 新商品などの原材料の安定供給を図るため、品種の選定や省力・低コスト栽培技術の普及などを行うとともに、加工処理施設や省力管理機械などの導入に際し、助成を行います。
 - ◆ 地域経済の活性化に向けて、市町や関係機関・団体と連携して、観光産業が求める特色ある地元農産物を活用した土産物の開発に取り組めます。
 - ◆ 消費者ニーズに対応した商品づくりと販売の促進を図るため、香川・愛媛せとうち旬彩館などの県内外のアンテナショップを活用した試作商品の市場性調査や、県ホームページでの新商品紹介コーナーなどの開設、広報誌による情報発信に取り組めます。
 - ◆ 新商品の販路を開拓するため、「かがわ県産品コンクール」などの各種品評会への出品や全国レベルの展示会への出展を促進します。
- 農業の6次産業化の促進
 - ◆ 農業改良普及センターに、農業経営の多角化を推進する担当者を配置し、生産者に対し情報提供を行うとともに、経営の多角化に向けてのコーディネート活動に取り組めます。
 - ◆ 農業経営の多角化に向けての気運を高めるため、異業種交流会などの研修会や講演会を開催するとともに、定期的な連絡会議や優良事例の発表会などを実施します。
 - ◆ 経営者みずからの経営能力の向上を図るため、農業法人などの役員などを対象とした、商品の開発や管理、マーケティングや渉外、経営や労務管理などの人材育成のための各種研修に取り組めます。
 - ◆ 農業経営の多角化に向けた計画的な取組みを支援するため、農業関係の融資制度の活用、農

商工連携や6次産業化に向けた施設整備などを促進します。

推進のイメージ



第5節 担い手の確保・育成

指 標

(★は重点指標)

指 標	現状値	目標値	目標値の設定根拠
★認定農業者数	1,686 経営体 (22年度)	1,700 経営体	高齢化等のため、今後5年間で約300人の認定農業者のリタイアが見込まれるため、その同数の新規認定農業者の確保をめざす。
★農業法人数 (認定農業者)	164 法人 (21年度)	240 法人	経営改善支援により、認定農業者のうち農業法人を年間15法人ずつ増加させ、240法人をめざす。
★新規就農者数 (23～27年度の累計)	271 人 (17～21年度)	400 人	自営就農者数を年間40人、5年間で200人、また法人への雇用就農者を年間40人、5年間で200人確保し、合計で約400人の担い手の確保をめざす。
★集落営農組織数	152 組織 (22年度)	250 組織	年間20組織、5年間で約100組織の増加をめざす。
女性起業数	103 件 (21年度)	135 件	農産物の加工販売の増加により経営の安定、拡大を目指す女性の起業活動を支援し、今後約30件の増加をめざす。
香川県むらの技能伝承士登録数	199 人 (22年度)	250 人	年間10人程度、5年間で50人の新規登録をめざす。
農外企業の参入件数	14 件 (21年度)	35 件	企業に対する農業参入相談活動の充実・強化により、今後約20件の増加をめざす。

1 核となる担い手の確保・育成

現状と課題

- 認定農業者は、平成21年度末の1,708経営体から同22年度末では1,686経営体と減少に転じ、年齢構成のピークが高年齢層へシフトする中、今後認定農業者そのものの増加が見込みにくい状況にあります。個々の経営状況をみると認定農業者の40%が60歳以上と高齢化しており、全体の45%は後継者が不在という状況の中、経営改善状況の的確な把握とフォローアップなどによる経営の維持・発展のための人材確保が必要となっています。
- 認定農業者のうち農業法人数は平成21年度末で164法人、すべての認定農業者に占める割合は9.6%で、ともに増加傾向にあり、規模拡大などによる経営改善や農商工連携などによる経営の6次産業化や独自の販売ルートの確保など多様な取組みが見られるようになっており、今後とも、これらの取組みを促進させることが必要となっています。
- 集落営農に取り組んでいる農業法人についても、農用地の利用集積による経営規模の拡大や労働力の効率的な活用を通じた経営の6次産業化などの取組みが見られるようになってきましたが、組織の中心となるリーダーの高齢化が進んでおり、現在のリーダーの経験を次の世代につなぎ、新たな組織のリーダーを育て、経営内容の充実を図ることが課題となっています。

施策の展開方向

認定農業者の確保・育成に努めるとともに、認定農業者に対し、経営の安定と発展のための法人化を推進し、農業法人の経営の6次産業化やネットワーク化による経営発展や人材育成を支援するなど、核となる担い手の確保・育成に取り組みます。

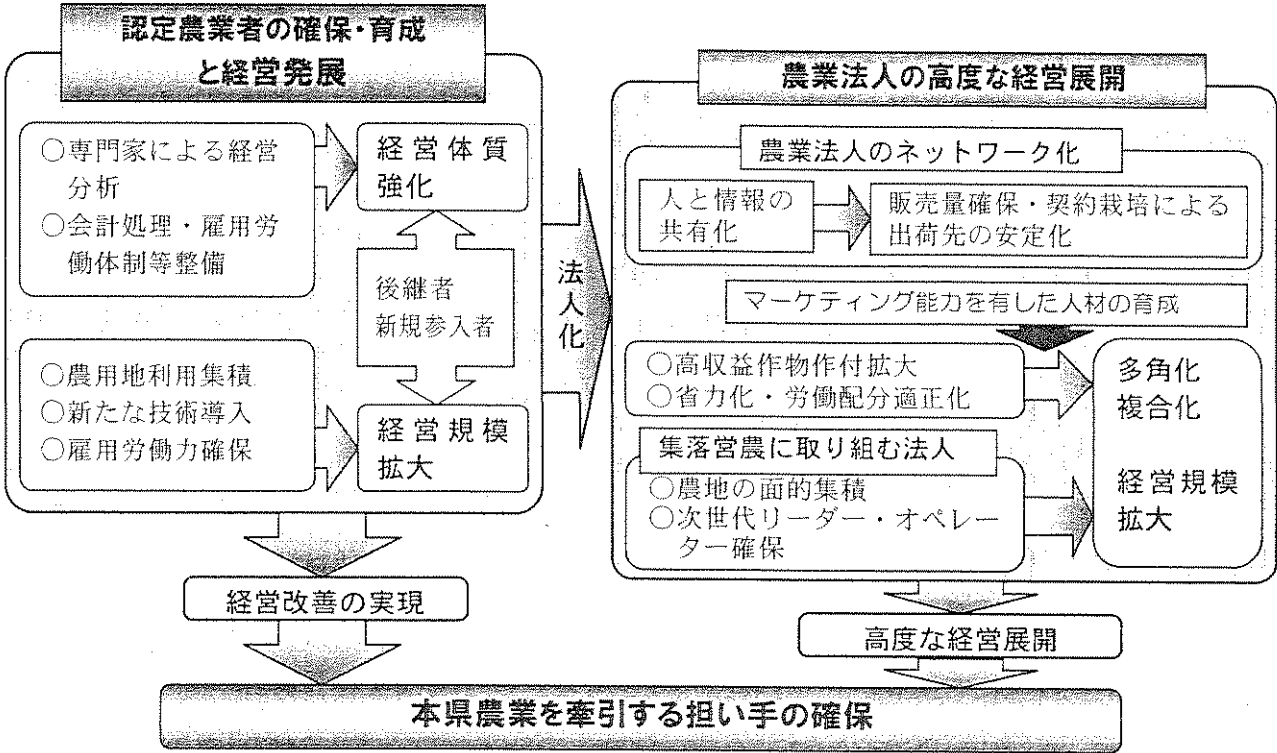
具体的な施策

- 認定農業者の確保・育成と経営発展の促進
 - ◆ 普及指導員による経営改善のための指導・助言などのフォローアップ活動を徹底し、経営改善計画の達成に向けた課題解決を支援するほか、専門家による経営診断などに基づく経営改善の取組みを進めるとともに、法人化に向けた会計処理や雇用労働体制の整備を支援します。
 - ◆ 農業経営基盤強化促進事業や農地利用集積円滑化事業などの積極的な活用により、農用地の利用集積を促進するとともに、雇用関連施策の積極的な活用による雇用確保などによって経営規模拡大の取組みを進めます。
 - ◆ 後継者組織の活動促進や技術習得の支援により後継者や参入者を育成し、新たな認定農業者を確保・育成します。また、後継者のいない認定農業者については、経営資産や販売網、経験値を次の世代に円滑に継承するための取組みを進め、核となる担い手の確保に努めます。

- 農業法人の高度な経営展開に向けた取組みの促進
 - ◆ 食品業界などとの交流機会の創出や情報提供に努めるなど、異業種との交流を促進するとともに、企業とのマッチングを進めるなど経営の多角化・複合化を促進するほか、農業法人のネットワーク化による販売量の確保や契約栽培による出荷先の安定化を進めます。
 - ◆ 雇用就農を通じた人材育成や「のれん分け」就農を促進し、グループ企業化などの実現を通じて経営の安定と発展を促進するほか、農業法人の組織活動を充実させ、研修会や会員の相互研鑽による資質向上を図ります。
 - ◆ 収益性のある作物の作付拡大や、省力化と労働配分の適正化による規模拡大を図るため、農業改良普及センターによる新たな作物の導入に対する技術支援や加工品開発に関する技術指導を実施し、販路拡大や経営の多角化を進めるマーケティング能力を有した人材育成を支援します。

- 集落営農に取り組む農業法人の確保と経営発展
 - ◆ 次世代のリーダーやオペレーターの確保に向けた集落内の合意形成を進めるとともに、集落営農に取り組む農業法人などによる協議会（ネットワーク）を各地域ごとに設置し、組織活動の活性化を促します。
 - ◆ 資材購入から販売までの経理の一元化に加え、共同利用機械の導入や農地の面的集積など、農業機械や農地の効率的利用を促進するほか、新作物の導入などにより組織の経営を複合化・多角化することにより、集落営農に取り組む農業法人の確保と経営改善に向けた取組みを進めます。

推進のイメージ



2 地域を支える担い手の確保・育成

現状と課題

- 本県では小規模な経営体が多く、農業収入のみでは経営が成り立たない農家が大半です。農業就業人口が減少し、兼業・高齢の比率が高く、耕地利用率も低下する中、地域農業の担い手として経営を存続していくためには、組織化を通じた低コスト化や6次産業化および他の品目との複合化など、所得向上のための新たな取組みが求められています。

集落営農組織については、平成22年度末で集落単位の組織が81組織、JAが支援する組織が71組織ありますが、高齢者が中心である組織や、参画農家や集積農地の割合が低い組織もあり、組織活動の停滞が懸念されるため、組織の中心となる人材の発掘・育成や活動計画の策定支援が必要です。

- 女性は、農業従事者の約半数を占めているものの補助的な立場であることが多く、認定農業者のうち女性は5.7%と低い割合となっています。また、女性の起業活動は増加傾向ですが、零細な経営体が多いため、起業活動を経営の一部門として位置づけ、経営管理能力の向上や販路拡大、コスト低減など所得向上の取組みを促進していくことが必要となっています。

施策の展開方向

新たな集落営農組織の設立を支援するとともに、経営発展を目指す意欲ある経営体を認定農業者に誘導し、活力ある地域農業を支える担い手の確保・育成に取り組みます。

具体的な施策

- 集落営農組織の新規設立
 - ◆ 集落ごとの話し合い活動を通じて、地域リーダーなどの人材の発掘・育成に取り組み、新たな集落営農組織の設立に努めます。市町、JA、農業改良普及センターなど地域の関係機関や県農業会議など広域組織による複層的なサポート体制を構築し、地域農業の維持・発展につながるよう努めます。
 - ◆ 話し合いの中で経営発展をめざす意欲ある農業者は、認定農業者に誘導し、国が進める制度を有効に活用して所得向上をめざす取組みを支援します。
 - ◆ 集落ごとの話し合い活動を通じて、経営規模が零細であるなどの理由により集落独自では組織化が困難な集落や農家については、農地が不作付地とならないよう、ある程度の面積をまとめて認定農業者や農作業受託組織へ農地や農作業を委託するなどの調整活動を行う組織を育成します。また、近隣の集落営農組織への参画を誘導し、既存の集落営農組織の活動範囲の広域化や経営規模の拡大を促進します。
- 女性グループの組織化や起業活動の促進
 - ◆ 経営の一部門として女性起業活動を促進し、女性起業グループのネットワーク化などにより起業活動を拡大していくとともに、農業経営改善計画の共同申請により女性の参画を促進します。

3 新規就農者の確保・育成

現状と課題

- 認定農業者などの担い手は増加しつつあるものの、担い手の高齢化が進み、65歳未満の基幹的農業従事者は、平成12年から22年の10年間で3割減少するとともに、後継者が不在の農家が多く、本県農業の次代を担う人材の確保が急務となっています。
- 毎年の新規就農者数は、自営就農者を中心に近年30～40人程度で推移しており、最近では農業法人などが就農希望者を受け入れて担い手へ育成する事例が散見され、自営就農に加え農業法人などへの就業も増加するなど就農ルートが多様化していますが、十分満足できる状況にはありません。
- 新規就農希望者の多様なニーズと農業現場の実態を的確に把握し、就農相談から経営の開始・定着まで一貫したサポート体制を充実・強化し、新規就農者の初期投資の負担軽減と経営の早期安定化に努めるとともに、後継者が不在の農家の経営資産を有効活用するなど、より多くの新規就農者を確保し、確実に定着させていくことが必要となっています。

施策の展開方向

農内外の多様な人材を確保するため、就農相談から経営の開始・定着までの一貫したサポート体制や雇用就農の促進などにより、新規就農者の確保・育成に取り組みます。

具体的な施策

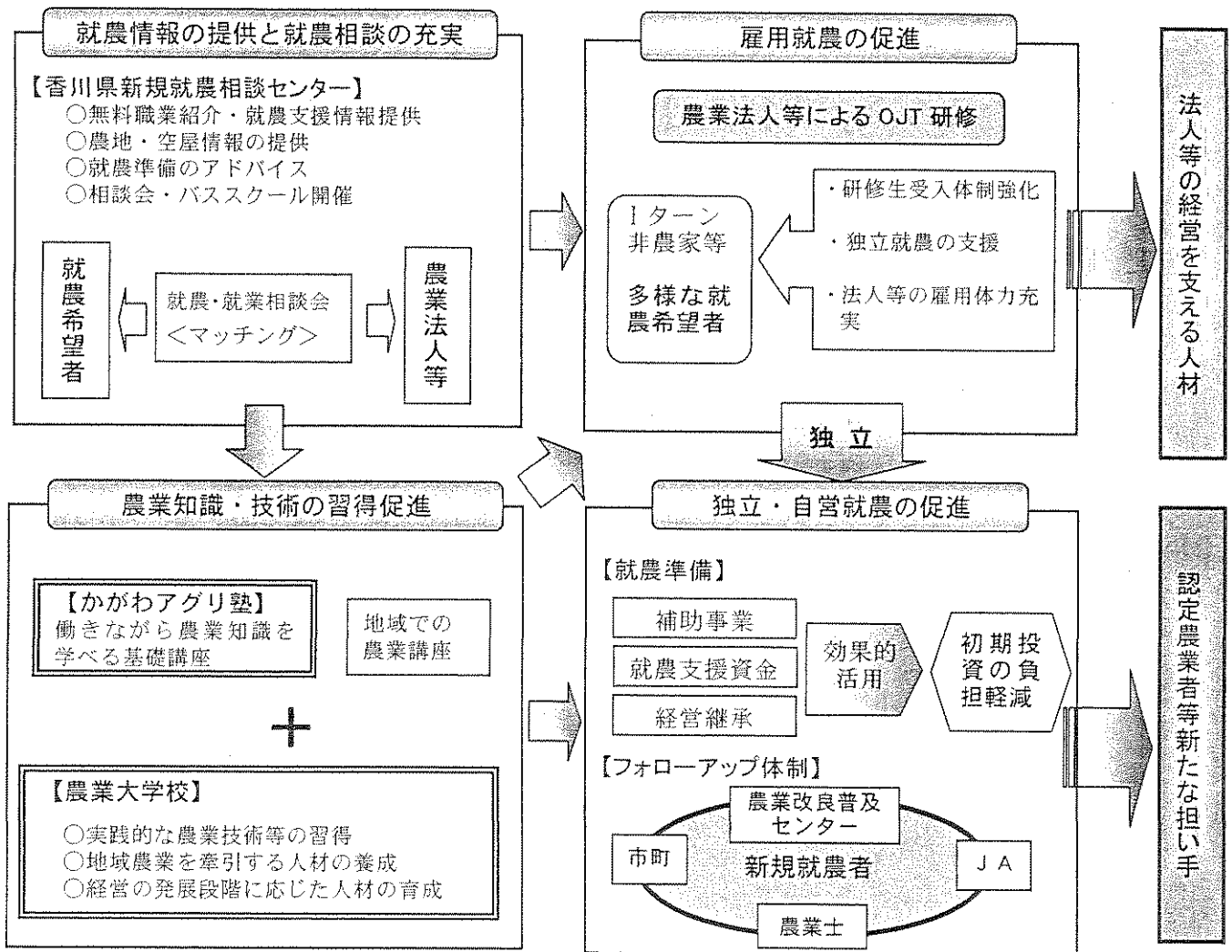
- 就農情報の提供と就農相談の充実
 - ◆ 香川県新規就農相談センターにおいて、新規就農ガイドブックの作成・配布による就農希望者に対する情報発信や、個別面談などによる相談活動を引き続き実施するとともに、農地や空家などの情報提供を充実するなど、相談から就農までをトータル的にサポートします。
 - ◆ 「かがわ就農・就業相談会」の開催をはじめ、県外の就農希望者が県内の先進的な農業経営体の生産現場を直接見る機会を提供するなど、県内外での就農・就業相談の機会を増やすことにより、幅広い人材の発掘に取り組みます。
- 雇用就農の促進
 - ◆ 新規就農相談センターでの無料職業紹介事業により、先進農家をあっせんするとともに、求職者と先進農家とのマッチング活動を強化し、農業法人などの研修生受入れ体制を充実・強化します。
 - ◆ 農外からのIターン青年など生産基盤のない者でも比較的容易に就農でき、将来的に「のれん分け」で独立就農もできるよう、就業先となる農業法人などの経営改善を支援し、雇用の拡大と人材育成に努めます。
- 独立・自営就農の促進
 - ◆ 就農支援資金などの融資制度や補助事業などの制度を引き続き活用して、就農時の機械や施設などの初期投資の負担を軽減します。
 - ◆ 就農後の経営安定化に向け、農業改良普及センターによる経営・技術指導を積極的に行うほか、農業大学校でのスキルアップ研修の実施や、農業士など地域の担い手による新規就農者の技術や経営、地域活動などへの支援を充実し、新たな就農者を確保・育成します。

- ◆ 経営継承を支援する施策を活用し、後継者不在農家から担い手への農地や施設、機械などの継承を促進します。

○ 農業知識・技術の習得の促進

- ◆ 近年の農業情勢の変化を踏まえ、農業大学校などで実践的な農業技術や経営管理手法の習得機会を提供することにより、就農希望者の実情や農業法人などからの就業者の資質向上に対する要望に即して、経営の発展段階に応じた能力・技能を備えた人材を養成します。
- ◆ 就農を検討する人が働きながら農業の知識を習得できる農業基礎講座「かがわアグリ塾」の実施や、地域における実践的な農業講座に対する支援を行うなど、関係機関・団体と協力して研修希望者のさまざまなニーズへの対応に取り組みます。

推進のイメージ



4 農外企業の参入促進

現状と課題

- 食に対する安全・安心への関心や国産志向、農地法の改正などによる企業の農業参入意向が高まり、企業からの農地や農作物などに関する相談件数が増加するなど、農外企業の農業への関心が高まっています。

平成 21 年までは、農外企業は、特区制度などの活用や農業生産法人の設立によらなければ農業参入できなかったため、農業への参入企業数は累計で 14 社にとどまっていたましたが、平成 21 年 12 月の農地法の改正により、企業の農業への参入がしやすくなったことなどから、平成 23 年 3 月末現在で、累計で 21 社が農業に参入しました。

農業に参入した企業の早期経営安定化に向け、一貫したサポート体制の充実・強化と初期投資の負担軽減が必要です。

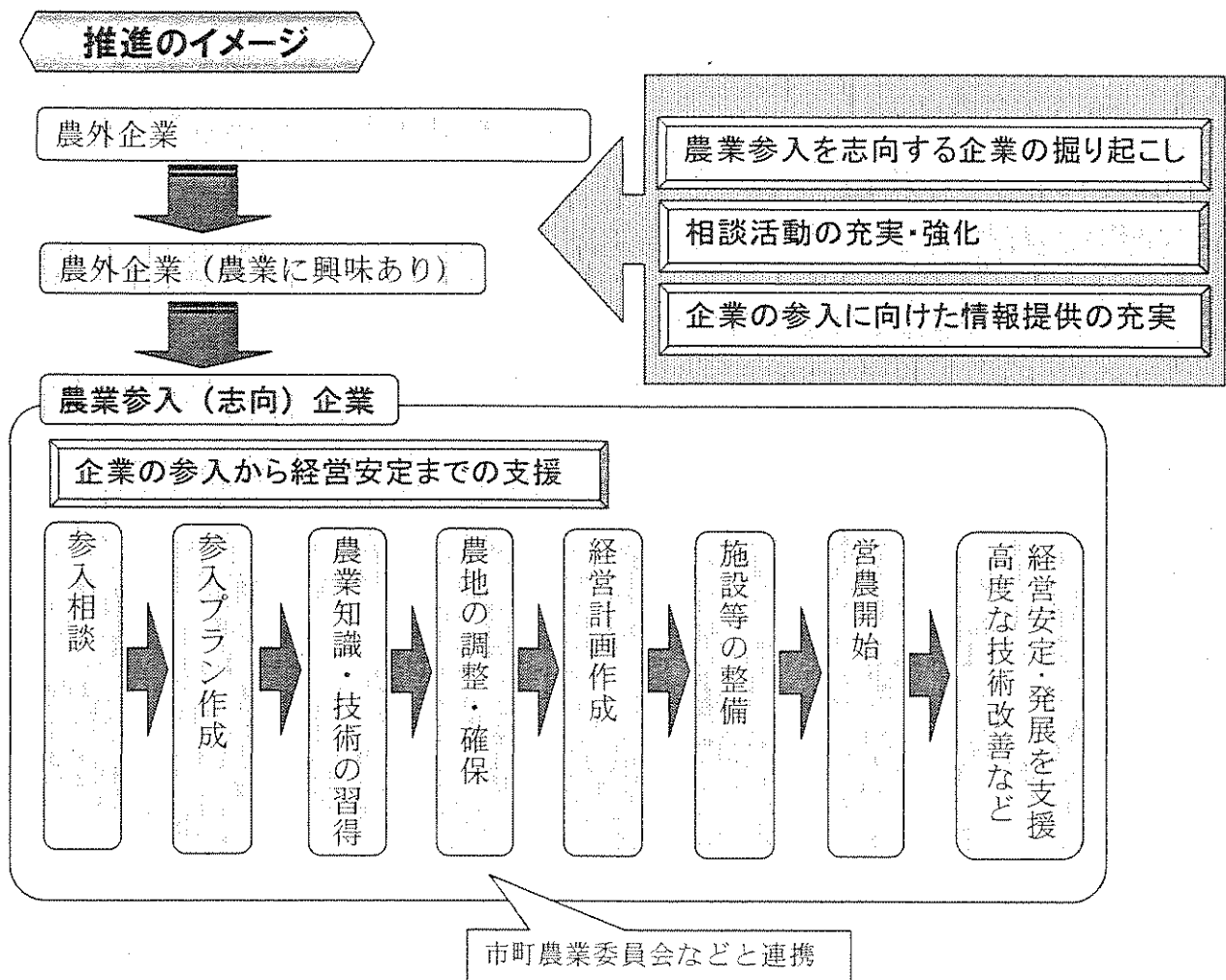
施策の展開方向

農業に参入意向のある企業が必要とする、農地や農作物についての情報を的確に提供するなど相談活動を充実・強化し、農外企業の参入を促進します。

具体的な施策

- 農業参入を志向する企業の掘りおこし
 - ◆ 企業の農業への関心を促すため、パンフレットや県ホームページなどを活用し、農業参入に関する幅広い情報発信に取り組みます。
 - ◆ 農業に関心を持っている企業などに対し、農業の基礎知識や関係法令、先進事例などを具体的に紹介するセミナーの開催などを行い、参入へ向けた意識の醸成を図ります。
- 相談活動の充実・強化
 - ◆ 企業が安心して農業参入から経営安定までの相談ができるよう、きめの細かい個別相談ができるワンストップサービス体制の充実・強化に努めます。
 - ◆ 個別の企業の参入相談や訪問を引き続き行うとともに、企業の参入意向や参入に当たっての課題の調査を行うなど、農業参入相談活動の充実・強化に努めます。
- 企業の参入に向けた情報提供の充実
 - ◆ 農業生産における最も基礎的な資源である農地について、企業向けに提供できる資料を整備するなど、農地の情報提供の充実・強化に努めます。
 - ◆ 労働時間やリスク、収益性など、農業経営を把握できる指標としての営農プランを充実し、参入する企業が導入を希望する作物の栽培や販売に関する情報提供の充実・強化に努めます。
 - ◆ 既に参入した企業が参入の際に生じた課題や、その対応策の調査を行い、今後参入をする企業が円滑に農業経営できるよう、情報提供に努めます。
- 企業の参入から経営安定までの支援
 - ◆ 参入前や参入初期段階において、農作物の情報や農業技術の修得方法の一つとして、農業大学校などでの研修機会の充実に努めます。

- ◆ 参入する企業に対して、栽培作物や販売方法、参入形態、資金計画などの参入プランや、具体的な栽培作物ごとの収益性や必要な労働時間などの経営計画の作成指導などにより、円滑な参入支援に取り組めます。
- ◆ 参入した企業に対して、土壌分析や施肥設計、省力化栽培などの高度な技術改善指導や経営診断・分析などの経営改善指導を通じて、農業経営の安定に向けた支援に取り組むとともに、必要に応じて産学官連携などを促進します。
- ◆ 参入する際に必要となる企業の初期投資の負担軽減などを図るため、補助や融資制度などにより、農業参入に必要な簡易な基盤整備や施設・機械などの整備を支援します。



5 経営の発展段階に応じた支援

現状と課題

- 農業経営の定着と発展のため、就農後のスキルアップや経営の発展段階に対応した農業者ニーズに即した研修機会を確保するとともに、地域で農業者を育成する気運の醸成と体系的な相談、研修の充実が必要となっています。
- 認定農業者を想定した28種類の効率的で安定的な経営モデルを策定していますが、認定農業者などの担い手の経営改善計画の達成を支援するためには、モデル指標をもとに、新たに新技術を導入した場合の経営試算や損益分析など、きめ細かな営農指導が必要です。
新規参入希望者や企業などが営農を開始しやすいよう、農業参入の初期段階の目標営農モデルを示すとともに、経営の段階的発展の目安とする営農モデルを充実する必要があります。

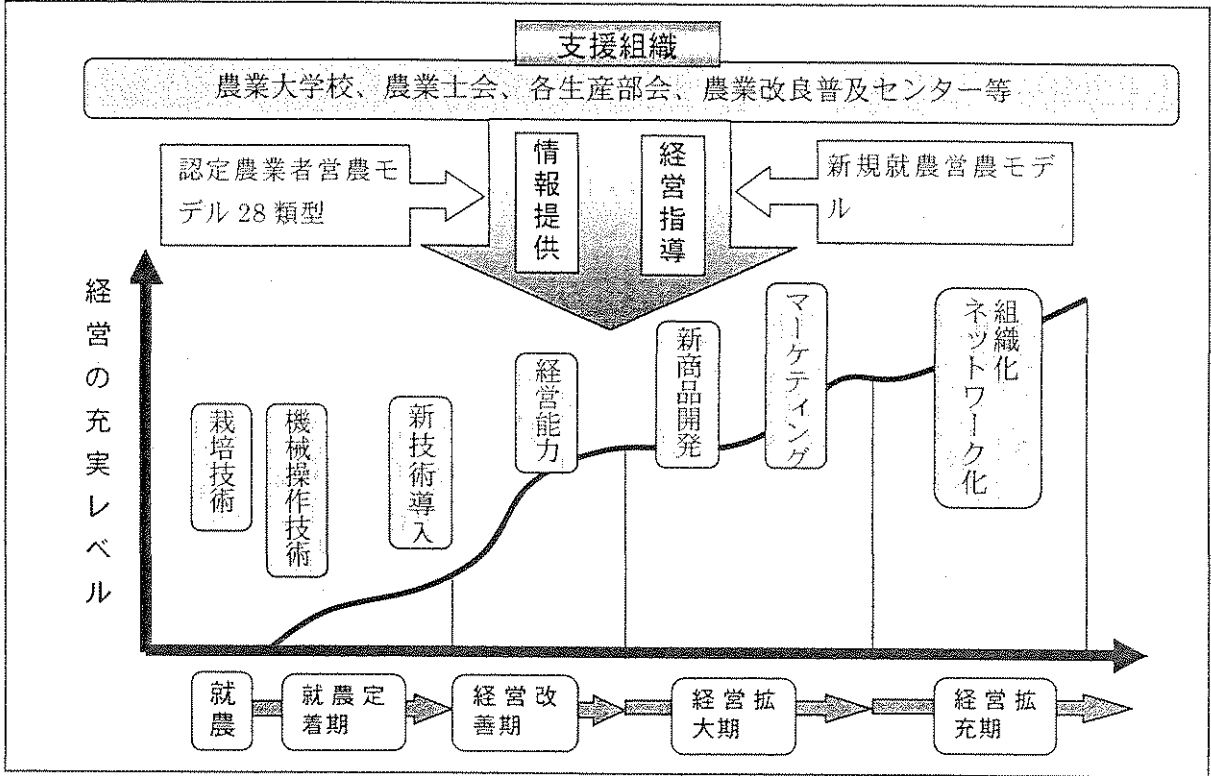
施策の展開方向

多様な担い手に対し、農業大学校での体系的な研修や、まぎす営農の姿をわかりやすくイメージできる情報を提供するなど、経営の発展段階に応じた支援を行います。

具体的な施策

- 発展段階に応じた体系的な研修制度の確立
 - ◆ 就農後、就農定着期、経営改善期、経営拡大期、さらには組織的な経営拡充期など、各段階における農業者のニーズを的確にとらえ、経営マネジメントやマーケティングなどの研修を農業者の資質や能力に応じて実施できるよう、農業大学校を中心とした関係機関の連携により研修機会の拡大に努めます。
 - ◆ 農業士などの担い手が農業改良普及センターと連携し、生産部会などの協力も得ながら、地域や部門ごとに実践的な指導をしたり、技術や経営に関する交流会や訪問指導を実施するなど、地域の新規就農者や発展段階にある農業者を支援する体制を構築します。
- 多様な担い手に応じたきめ細かな経営指導の実現
 - ◆ 新規就農者など多様な経営体を想定した、技術レベル別・経営規模別・地域別の経営指標を充実することにより、経営の開始時や経営の発展段階別に、多様な担い手がまぎす営農の姿と労働時間、収益性を分かりやすくイメージできる情報（経営類型別営農モデルなど）を提供し、農業改良普及センターを中心に、JAなどの関係機関・団体が連携して、きめ細かな経営指導を実施します。
 - ◆ 経営の発展段階ごとに経営改善に実効性のある技術導入を支援するとともに、農業者の現状と経営指標値との比較や、新技術の導入試算による個々の農業者の経営分析などが実施できる営農支援システムを利用した技術指導と経営指導の一体的な実施に努めます。

推進のイメージ



6 担い手の経営発展を助ける仕組みの強化

現状と課題

- 農業者の労働力を確保・補完するため、農業機械銀行による米麦を中心とした主要な農作業の受委託や、JAなどによる野菜などの集出荷場での出荷調製支援などが行われていますが、担い手の規模拡大や経営の多角化を図るうえでは、農作業支援体制をより一層充実・強化する必要があります。
農作業事故防止のため、農業機械の効率的な活用と合わせて安全利用の推進が重要となっています。
- 多様な農業者が作物ごとの生産者組織に参加しており、主要な園芸作物ごとに県内では59品目で264組織がありますが、産地が弱体化しないよう、栽培技術の高位平準化やスケールメリットを活かした販売力強化を促進し、取引先のニーズに即した農産物の生産と販売を行うことが必要となっています。
- 市場動向や気象の変動などに左右されない安定した経営の展開が図られるよう、農業経営の安定対策の充実が必要となっています。

施策の展開方向

規模拡大や経営の多角化を図るうえで必要な労働力を確保・補完する農作業支援活動を促進するなど、担い手の経営発展を助ける仕組みを強化します。

具体的な施策

- 農作業支援組織などの活動の充実
 - ◆ 地域の多様な担い手の経営発展に必要な農作業支援組織の育成と作業内容の充実を促進します。
 - ◆ 受託作業に必要な農業機械・施設の整備や適正な作業料金の設定を促進するほか、作業従事者を安定的に確保するため、年間雇用が可能な作業受託組織の育成に努めます。
 - ◆ 農業大学校による農業機械利用技能者養成研修の充実や農業機械銀行協議会などによる受託者研修の実施により、農業機械銀行の受託者の確保・養成と資質の向上に努めるとともに、運転技術と適切な機械操作の習得の促進や啓発、指導の実践により、オペレーターなどの農作業安全を推進します。
- 経営発展を支える生産者組織の活性化
 - ◆ 農作業支援組織の活用による経営の大規模化や生産活動の継続を図り、産地規模の維持拡大による販売力の確保に努めます。
 - ◆ 組織のネットワークを活用し、オリジナル品種や新技術の開発・普及による多様な生産と低コスト化を進めるとともに、業務・加工用向けの生産者組織の育成や、規格の簡素化と流通の効率化を図ることができる契約取引の拡大を進めます。
- 農業経営の安定を支える仕組みの活用促進
 - ◆ 災害時などにおける農業者の損失を補てんするため、農業災害補償制度や価格安定制度への加入を促進します。

第6節 生産条件の整備

指 標

(★は重点指標)

指 標	現状値	目標値	目標値の設定根拠
担い手(認定農業者、集落営農組織など)への農地利用集積面積率	38% (21年度)	40%	過去10年間の担い手(認定農業者、集落営農組織など)への農地利用集積状況をもとに、将来における担い手数や経営規模を勘案して、40%の農地集積をめざす。
★ほ場整備面積(累計)	7,497ha (22年度)	7,697ha	年間40ha程度のほ場整備を実施することにより、5年間で200haの整備をめざす。
★老朽ため池の全面改修整備か所数(累計)	3,295か所 (22年度)	3,445か所	老朽度や規模を考慮し、緊急度の高いため池の全面改修整備を年間30か所程度実施し、5年間で150か所の整備をめざす。
老朽ため池の部分改修整備か所数(累計)	4,314か所 (22年度)	4,484か所	老朽度や規模を考慮し、緊急度の高いため池の部分改修整備を年間34か所程度実施し、5年間で170か所の整備をめざす。
基幹水路保全対策延長(累計)	15km (22年度)	35km	機能保全計画に基づき、緊急度の高い基幹水路(国営・県営)について、年間4km程度を補修することにより、5年間で20kmの補修をめざす。
★ハザードマップ作成か所数(大規模ため池)	0か所	200か所	作成主体である市町と連携し、大規模を中心に200か所のため池についてハザードマップの作成をめざす。

1 優良農地の確保

現状と課題

- 県民の期待に応える食の安定供給や農業・農村の振興を図るためには、食料の重要な生産基盤である農地を確保・保全していく必要がありますが、本県は都市と農村が近接していることから土地利用の競合が起これ、農地に対する都市的需要が生じているのに加え、農業従事者の減少や高齢化の進展などによる耕作放棄地の増加により、県内の農地(耕地)面積は、21年度で27,286haと、10年前と比べ約4,000ha減少しています。

平成21年12月に農地法などの一部が改正されたことを受け、農地制度の厳格化を行うとともに、農地の有効利用を促進することにより、優良農地の確保を図る必要があります。

施策の展開方向

農業振興地域制度や農地転用許可制度の的確な運用などにより、生産性の高い優良農地を確保します。

具体的な施策

○ 生産性の高い優良農地の確保

- ◆ 平成 22 年 12 月に香川県農業振興地域整備基本方針を変更したことを踏まえ、市町における農用地利用計画を含めた市町農業振興地域整備計画の全体見直しを促進します。
- ◆ 平成 22 年 4 月から、「個別見直し」による農用地区域からの除外に係る事前協議の受付回数を減らすことに加え、農用地区域からの除外要件における「代替性の有無」についての審査を厳格化するなど、農業振興地域制度を的確に運用します。
特に、補助金などの交付を受けた区画整理事業区域内の優良農地などについては、厳格な運用を行います。
- ◆ 平成 21 年 12 月に施行された改正農地法において、これまで農地転用許可が不要であった病院や学校などの公共施設についても許可対象とされたことを受け、公共施設周辺の農地の無秩序な廃を抑制します。
また、第 1 種農地について例外許可事由が見直されたことを受けて、農地転用許可基準の運用を厳格化するなど、優良農地の転用を抑制します。

2 農地の利用集積の促進

現状と課題

- 農業生産にとって最も基礎的な資源である農地を、良好な状態で将来に渡り有効に活用するためには、認定農業者や集落営農組織など担い手への利用集積を促進するとともに、集積した農地の効率的な利用と、農外企業を含む新規就農者などへの集団的な農地のあっせんを促進することが必要です。

担い手への農地の集積は、貸借を中心とした権利移動により、平成 11 年度には 25.9%であった農地利用集積面積率が平成 21 年度には 38%に増加していますが、より一層の利用集積の促進が課題です。

施策の展開方向

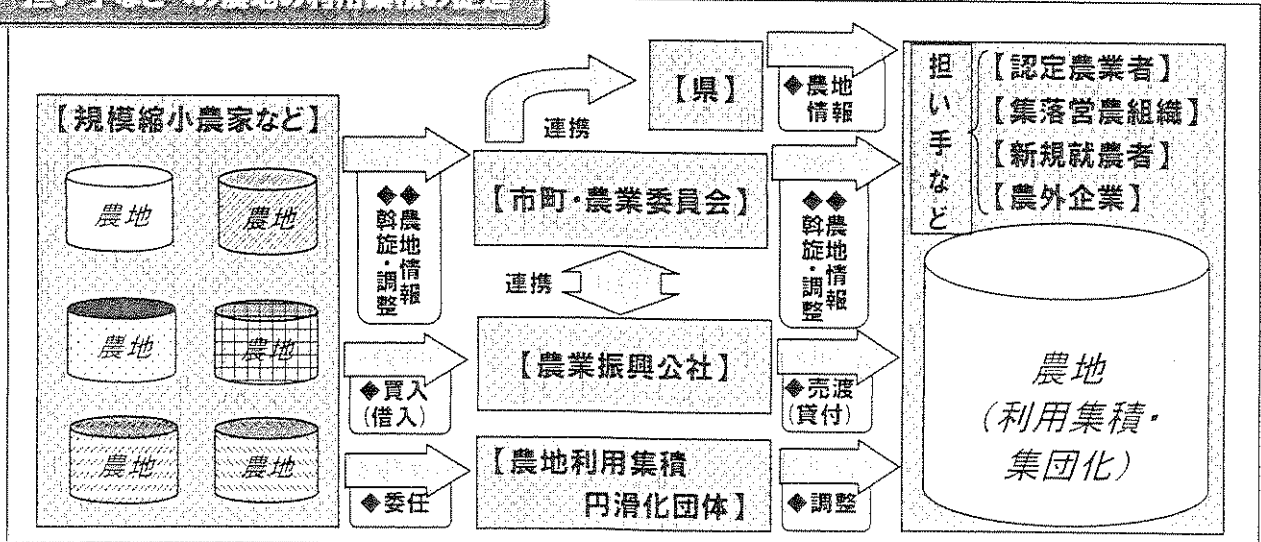
農地の効率的利用が図られるように、担い手などへの農地の利用集積を促進します。

具体的な施策

- 担い手などに対する農地の利用集積・集団化の促進
 - ◆ 農業振興公社が持つ農地の中間保有機能を活用し、担い手に対する農地の利用集積・集団化を促進します。
 - ◆ 農地利用集積円滑化団体が農地の所有者の委任を受けて行う、担い手などに対する農地の利用集積活動を促進します。
 - ◆ 農業経営基盤強化促進法による農地の利用権設定や農地の売買・貸借を希望する担い手へのあっせんなどの農地利用集積活動を促進します。
- 農地情報の提供の促進
 - ◆ 担い手や農外企業を含む新規就農者に対して、農地として利用すべき耕作放棄地を含む農地情報の提供を充実・強化することなどにより、農地のマッチング活動の充実に努めます。

推進のイメージ

担い手などへの農地の利用集積の促進



3 担い手のニーズや地域の特性を生かした生産基盤の整備

現状と課題

- 本県の農村地域では、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷など厳しい農業情勢の中、農業者の生産意欲の減退とともに、生産基盤の整備は鈍化傾向にあります。
生産基盤の未整備な地域は、小規模な農家が多く、営農に多大な労力を要することから、経営が成り立たない状況です。
地域全体の合意に基づき、担い手が地域の特性を生かした農業を展開することが可能な生産基盤の整備が必要です。

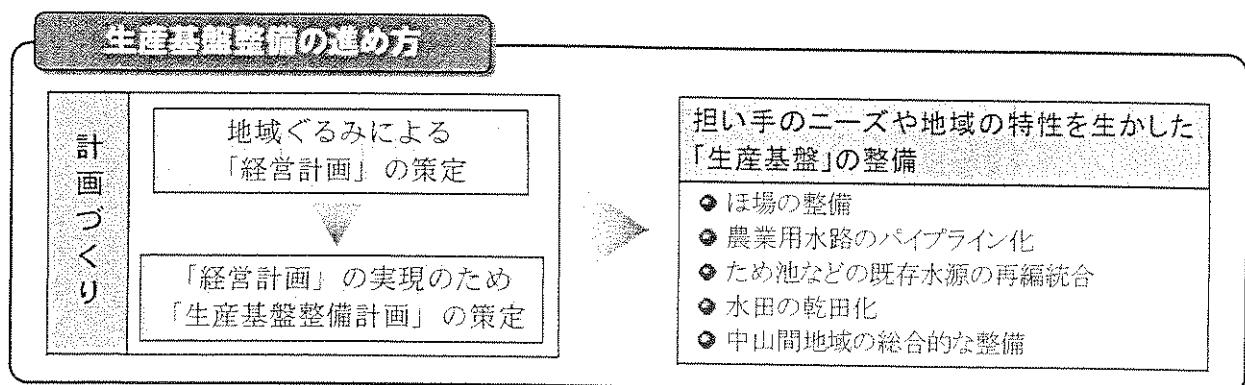
施策の展開方向

担い手の経営規模の拡大や土地利用率の向上などを図るため、担い手のニーズや地域の特性を生かした生産基盤の整備を推進します。

具体的な施策

- 地域ぐるみによる「経営計画」と「生産基盤整備計画」の策定
 - ◆ 担い手の経営規模の拡大や確保・育成を図るため、地域ぐるみで、担い手のニーズや地域の特性を生かした「経営計画」を策定します。
 - ◆ 「経営計画」の実現のため、各種の整備を効率的・効果的に組み合わせた「生産基盤整備計画」を策定します。
- 担い手のニーズや地域の特性を生かした生産基盤の整備
 - ◆ 営農労力節減のため、農業用機械の大型化を可能とするほ場の整備や農業用水の有効利用を図るパイプライン化を推進します。
 - ◆ 農業用水の効率的な利用のため、複雑な慣行水利権を見直し、ため池などの既存水源の再編統合を図ります。
 - ◆ 麦・野菜などの裏作作物の栽培を拡大し、土地利用率の向上を図るため、暗渠排水による水田の乾田化を推進します。
 - ◆ 中山間地域の特色を生かした農業を展開するため、地形条件に即した生産基盤の総合的な整備を推進します。

推進のイメージ



4 ため池など農業水利施設の計画的な保全

現状と課題

- ため池や香川用水をはじめとする多くの農業水利施設は、老朽化による機能低下が発生していますが、平成 22 年度現在、ため池の整備済か所数は 3,295 か所、水路保全対策済延長は 15 キロメートルとあまり進んでいない状況にあり、これらの施設を健全な状態で次世代に引き継ぐことが課題となっています。
- 農業水利施設を保全管理している土地改良区などの組織が脆弱化し、適切な保全管理が困難になるとともに、都市化や混住化の進展に伴い農業者の負担が増加していることから、保全管理の取組みの拡大が必要です。
- こうした中、大規模な水害や発生が予想される東南海・南海地震に備えるため、ため池の計画的な整備や災害発生時の危機対応が重要な課題となっています。

施策の展開方向

老朽化により機能が低下した、ため池など農業水利施設の計画的な保全とあわせて、ため池ハザードマップの作成支援に取り組みます。また、農業者のみならず、地域の多様な主体が参画し、地域自らの創意工夫による保全管理の取組みを拡大します。

具体的な施策

- 農業水利施設の保全対策
 - ◆ 老朽ため池について、農業用水の安定確保や効率的な利用、さらには地域の安全・安心を確保するため、「老朽ため池整備促進計画（5 か年計画）」に基づき、計画的な整備を推進します。
 - ◆ 老朽化した中小規模なため池については、一定地域内の「ため池群」を一括りにし、調査・診断の上、実態に合わせて統合や廃止などを行います。
 - ◆ 老朽化した農業用水路について、農業用水の安定確保や効率的な利用、さらには維持管理経費の節減を図るため、適切な時期に機能を診断し、その結果に基づき、施設を更新するのではなく、適時、的確な補修、補強を実施する長寿命化対策などに取り組みます。
- 農業水利施設の管理体制の拡充
 - ◆ 土地改良区の組織の活性化や運営基盤の強化を図るため、土地改良区の事務統合や合併を促進します。
 - ◆ 農業者のみならず、ため池や用排水路など農業水利施設が有する多面的な機能の利益を受けている地域の多様な主体が参画し、地域みずからの創意工夫による農業水利施設の保全管理の取組みを拡大します。
- 水害や地震への備え
 - ◆ ため池の整備とあわせて、東南海・南海地震等に対する県民の安全・安心を確保するため、ため池ハザードマップの作成を促進します。

推進のイメージ

- 農業を次世代に引き継ぐため、老朽化により機能が低下した農業水利施設の計画的・効率的な保全対策を推進
- 農業者や土地改良区、行政のほか、地域住民の理解と役割分担のもと、農業水利施設を良好な状態で保全管理する取組みを拡大
- 東南海・南海地震等に対する県民の安全・安心を確保するため、ため池ハザードマップの作成を促進

ハード事業

農業水利施設の保全対策の推進

- <ため池整備の推進>【主体：県、市町、土地改良区】
 - 農業用水の安定確保や効率的な利用、さらには地域の安全・安心を確保するため、「老朽ため池整備促進計画（5か年計画）」に基づき、ため池群の一体的な整備や、中山間地域に偏在する老朽ため池の計画的・効率的な整備を推進。
- <農業用水路の保全対策の推進>【主体：国、県、市町、土地改良区】
 - 農業用水の安定確保や効率的な利用、維持管理経費の節減を図るため、老朽化した農業用水路の計画的・効率的な保全対策を推進。

連携

ハード・ソフト連携した保全対策の推進

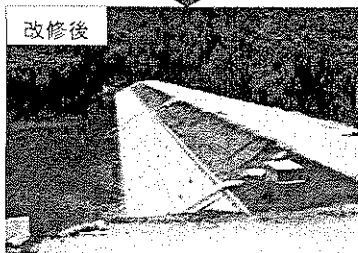
ソフト事業

農業水利施設の管理体制の拡充

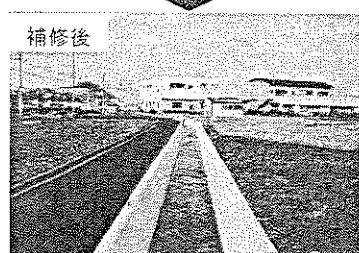
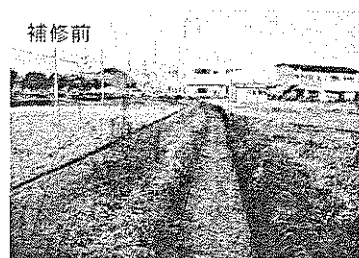
- <施設管理者への支援>【主体：県、市町】
 - 土地改良区の組織の活性化や運営基盤の強化を図るため、土地改良区の事務統合や合併を促進。
- <保全管理の取組みを拡大>【主体：県、市町、土地改良区、生産者・組織、地域住民・団体】
 - 農業者のみならず、地域の多様な主体が参画し、地域自らの創意工夫による農業水利施設の保全管理の取組みを拡大。

水害や地震への備え

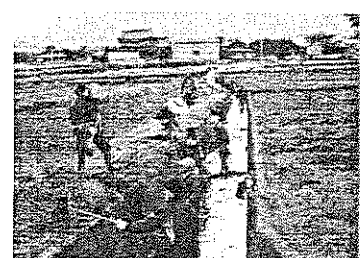
- <ため池ハザードマップの作成>【主体：県、市町】
 - 東南海・南海地震等に対する県民の安全・安心を確保するため、ため池ハザードマップの作成を促進。



ため池の整備



農業用水路の補修



地域ぐるみでの「いでざらえ」と「ため池の草刈」

第7節 多面的機能の維持

指 標

(★は重点指標)

指 標	現状値	目標値	目標値の設定根拠
★集落営農組織数【再掲】	152 組織 (22 年度)	250 組織	年間 20 組織、5 年間で約 100 組織の増加をめざす。
★農地や農業用施設などの保全に取り組む組織数(協定集落数、活動組織数)	661 組織 (22 年度)	730 組織	今後 5 年間で、中山間地域等直接支払事業と農地・水保全管理支払事業の「取り組む組織数」を 10% 程度の拡大をめざす。
★耕作放棄地解消面積 (累計)	83ha (21 年度)	300ha	年間に約 50～60ha の耕作放棄地の解消により、今後、約 300ha の耕作放棄地の解消をめざす。
★鳥獣による農作物の被害金額	153 百万円 (21 年度)	75 百万円	年間約 10% の削減を目指して、今後、被害金額 75 百万をめざす。
鳥獣被害が恒常的に発生する集落数	420 集落 (21 年度)	200 集落	被害が恒常的に発生する集落を、年間約 10% 削減し、200 集落をめざす。

1 地域住民との協働による多面的機能の維持

現状と課題

- 農村は、農業生産活動を通じて、洪水の防止や水源のかん養、美しい自然環境や伝統文化の保全・継承などさまざまな機能を担っていますが、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加、鳥獣被害の拡大による生産意欲の低下などにより、農村が有している相互扶助などの集落機能が弱体化するとともに、地域資源の保全が危惧されるなど、多面的機能が低下しています。

農村の地域や集落における農業生産活動の継続、農地・農業用施設や農村環境などの保全・管理について、農業者や地域住民などが協働して行う活動を支援するとともに、県民への理解促進に取り組むなど、多面的機能を維持するための対策の強化が必要です。

施策の展開方向

集落営農組織の活動を強化するとともに、集落での話し合いや共同作業の活発化により、農地の荒廃防止や農業用施設などの保全管理対策を促進し、地域住民との協働による多面的機能の維持に取り組めます。

具体的な施策

- 集落機能の活発化と多面的機能の維持
 - ◆ 中山間地域などにおいて、農業者などが主体となって協働で行う、耕作放棄地の発生防止や水路・農道等の管理などの取組内容、集団で支え合うなどの目標を定めた「集落協定」に基づく、継続的な農業生産活動などを促進します。
 - ◆ 農業者をはじめ、自治会など多様な主体が参加して協働で行う、農地や水路、農道などの草刈りや「いでざらえ」、景観作物の植栽などの保全・管理活動や農地周辺の水路などの補修・

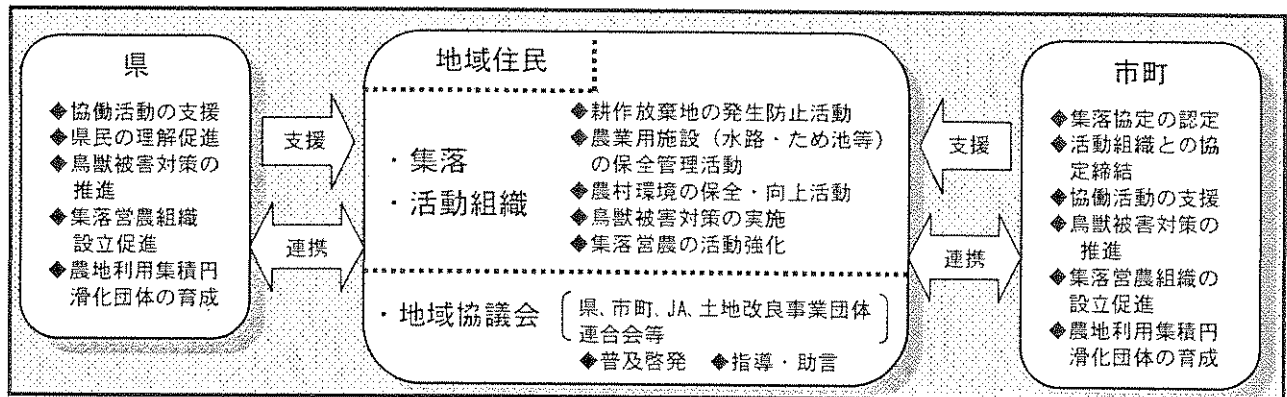
更新など長寿命化対策への取組みを促進します。

- ◆ 農地や水路、農道などの保全・管理のための協働活動の実践を通じて、地域での話し合いや共同作業の活発化を促進します。
- ◆ 地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組むため、農業者への野生鳥獣に関する学習会の開催や集落環境の点検などの取組みを促進します。
- ◆ ため池など農業水利施設に対する理解促進を図るため、都市部の小学生などを対象として、その役割や機能を学習する「出前授業」や、香川用水など主な農業水利施設を見学する「ふるさと探検隊」などに取り組みます。
- ◆ 県ホームページをはじめ、インターネットや啓発資料などによる情報発信を行うとともに、グリーン・ツーリズムを通じた多面的機能の理解促進を図ります。

○ 集落営農組織の活動強化

- ◆ 集落ごとの話し合い活動を通じて、地域リーダーなどの人材の発掘・育成に取り組み、新たな集落営農組織の設立に努めます。市町やJA、農業改良普及センターなど地域の関係機関や農業会議など広域組織による複層的なサポート体制を構築し、地域農業の維持・発展につながるよう努めます。
- ◆ 集落ごとの話し合い活動を通じて、集落独自では組織化が困難な集落や農家については、農地が不作付地とならないよう、認定農業者や農作業受託組織へ農地や農作業を委託するなどの調整活動を行う組織を育成します。また、近隣の集落営農組織への参画を誘導し、既存の集落営農組織の活動範囲の広域化や経営規模拡大を促進します。

推進のイメージ



農業・農村の多面的機能の維持

◆ 多面的機能

- 持続可能な食料供給
 - ・食料を安定生産し、安全な食料を供給する機能
 - ・持続的な食料供給により、将来に対する安心を与える機能 など
- 環境への貢献や洪水を防止する機能
 - ・土砂崩壊や土壌浸食を防止する機能
 - ・地下水をかん養する機能
 - ・生物の多様性を保全する機能
 - ・良好な景観を形成する機能
 - ・水質の浄化、有機性廃棄物を分解する機能
- 地域社会の形成維持
 - ・地域社会を振興する機能
 - ・伝統文化を継承する機能
 - ・やすらぎを与える機能
 - ・体験学習や教育の場を提供する機能

2 環境・景観に配慮した農村整備

現状と課題

- 農村地域は、農業生産の場であるとともに、多様な生物が生息するなど豊かな自然に恵まれ、先人たちの持続的な農業の営みを通じて、美しい農村景観を形成しています。
農村の整備においては、地域住民にうるおいやすらぎの場を提供するとともに、農村環境に配慮した整備を進めてきましたが、農業従事者の減少や高齢化、都市化や混住化の進行に伴い、ため池や水路など農業用施設の保全が困難になっています。
- 農村地域の生活排水処理は遅れており、混住化や生活様式の多様化による生活排水の増加や質的な変化により、農業用水の水質悪化が進んでいることから、各市町の整備構想のもと、水質浄化と循環型資源の有効利用に向けた計画的な生活排水処理施設の整備が必要です。

施策の展開方向

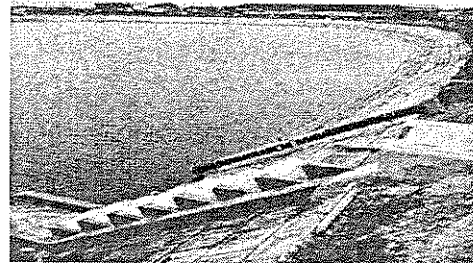
農村の生活環境を向上させるとともに、農村の自然や美しい景観を保全し、将来世代へと継承するため、環境や景観に配慮した農村の整備に取り組みます。

具体的な施策

- 農村の自然や美しい景観の保全と継承のための協働活動の拡大
 - ◆ 農地や農業用施設の整備においては、環境への負担や影響、生物多様性や農村景観に配慮した整備に取り組みます。
 - ◆ 農業用施設などの維持・保全については、農業者のみならず、自治会など多様な主体が参画した管理体制の構築を促進します。
 - ◆ ため池や出水の水辺空間を活用した施設の維持・管理については、農家や地域住民などによる協働活動を促進します。
- 農村地域の生活環境の向上
 - ◆ 既存の集落排水施設の更新や増改築を行うとともに、処理水や発生汚泥の再利用に有効な集落排水施設の整備を促進します。



水辺空間を活用した施設整備



処理水の再利用

3 耕作放棄地対策の促進

現状と課題

- 農業者の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷などにより耕作放棄地は増加しており、放置すれば営農や生活環境に悪影響を与える恐れがありますが、耕作放棄地の発生要因や荒廃状況は、個々の農地で異なるため、実情に応じた対策が必要です。
- 農業経営を行っている経営体では、水田よりも畑や樹園地で耕作を放棄している割合が高くなっています。農地として利用すべき耕作放棄地のうち樹園地では、栽培が比較的容易で収益性が見込める品目としてオリーブが有力ですが、植栽から収穫までに一定の期間を要することなどが課題です。

施策の展開方向

農業者などが協働で行う農地や農業用施設等の保安全管理対策を促進することなどにより、耕作放棄地発生 の未然防止を図るとともに、担い手や農外企業などが、農地として利用すべき耕作放棄地にオリーブなどの植栽を推進し、耕作放棄地の解消を促進します。

具体的な施策

- 農業者などの協働活動による耕作放棄地対策の促進
 - ◆ 中山間地域などにおいて、農業者などが主体となって協働で行う、耕作放棄地の発生防止や水路・農道等の管理などの取組内容、集団で支え合うなどの目標を定めた「集落協定」に基づく、継続的な農業生産活動などを促進します。
 - ◆ 農業者をはじめ、自治会など多様な主体が参加して協働で行う、農地や水路、農道などの草刈りや「いでざらえ」、景観作物の植栽などの保全・管理活動や農地周辺の水路などの補修・更新など長寿命化対策への取組みを促進します。
- 地域の実情を踏まえた生産基盤整備による耕作放棄地対策の推進
 - ◆ 地域ぐるみによる多様な農地の活用方策について検討し、地域の実情を踏まえた「経営計画」の策定を支援します。
 - ◆ 策定された計画を実現するため、生産基盤の整備を通じて、耕作放棄地となることが懸念される農地を担い手や集落営農組織に集積することなどにより、耕作放棄地の発生を防止します。
- 集落営農組織を活用した耕作放棄地対策の推進
 - ◆ 集落ごとの話し合い活動を通じて、集落営農組織の設立を促すとともに、集落内で組織化が困難な集落や農家については、農地が不作付地とならないよう、認定農業者や農作業受託組織へ農地や農作業を委託するなどの調整活動を行う組織を育成します。また、近隣の集落営農組織への参画を誘導し、耕作放棄地の発生防止に努めます。
- 地域における耕作放棄地再生活動の促進
 - ◆ 市町や農業委員会、農業関係団体などの連携により、耕作放棄地の解消に向けた地域の意識醸成を図るとともに、農業委員会が農業上の利用の増進を図るために行う調査・指導などにより、地域の実情に応じた農地の有効活用や担い手の確保活動を促進します。
 - ◆ 農地として利用すべき耕作放棄地の情報提供を充実・強化するなど、農外企業を含む新規就

農者や担い手に対する農地のマッチング活動の充実に努めます。

◆ 担い手などの耕作者が確保された耕作放棄地について、草刈りや抜根などの再生作業や、堆肥投入などによる土づくり、生産基盤や農業用施設の整備などの支援等に取り組みます。

○ 耕作放棄地におけるオリーブなどの植栽の推進

◆ 農地として利用すべき耕作放棄地にオリーブなどの植栽を進めるため、担い手や農外企業を含む新規就農者に対して、集団的で植栽に適した農地の選定や、初期投資の負担軽減などに取り組みます。

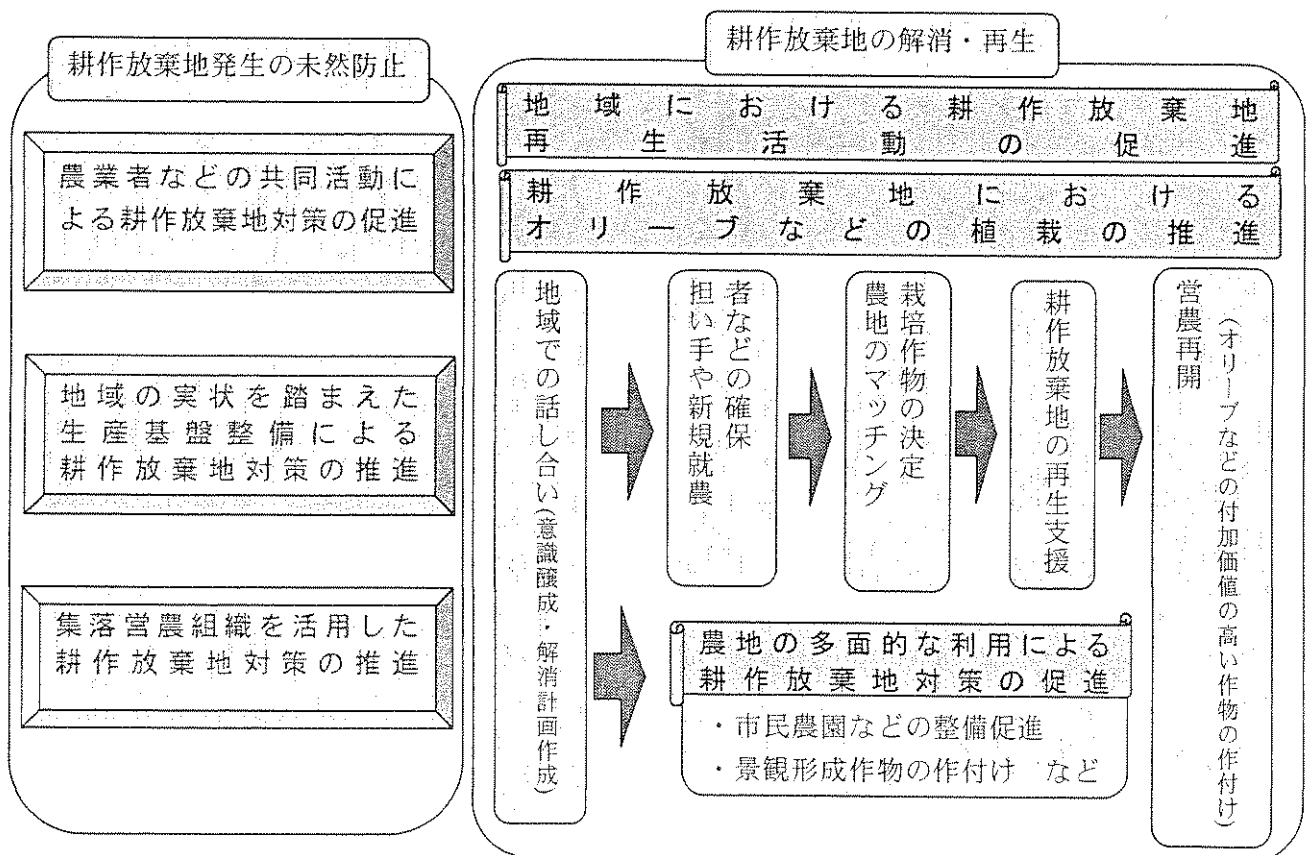
◆ 農地として利用すべき耕作放棄地について、「のれん分け就農」用の農地として活用するための取組みなどを促進します。

○ 農地の多面的な利用による耕作放棄地対策の促進

◆ 耕作放棄地を再生した農地について、地域の実情に応じた付加価値の高い作目の作付けや、障害者の自立支援を行うための農地として活用するなどの着実な取組みを促進します。

◆ 耕作放棄地を含む農地について、県民が手軽に農業に取り組める市民農園や農業体験施設の整備などを促進するとともに、景観形成作物の作付けなどによる地域活性化活動の取組みなどを促進します。

推進のイメージ



4 鳥獣被害対策の推進

現状と課題

- 野生鳥獣による農作物被害は、中山間地域はもとより平野部へ急速に拡大しており、農業振興上大きな障害となっていることから、捕獲や侵入防止施設の設置、追い払いなどの対策が行われていますが、十分な対策に至っていません。
山から出さない、里に入れない、数を増やさないための対策を組み合わせ、効果的で継続性のある総合的な対策を地域ぐるみで取り組む必要があります。
- 野生鳥獣は自然界で自由に行動することから、被害防止対策は行政区域にかかわらず近隣の複数の市町が連携して取り組む必要があります。

施策の展開方向

広域での被害防止対策の支援と地域リーダーや指導者の育成による地域ぐるみでの自主的な鳥獣被害対策を推進します。

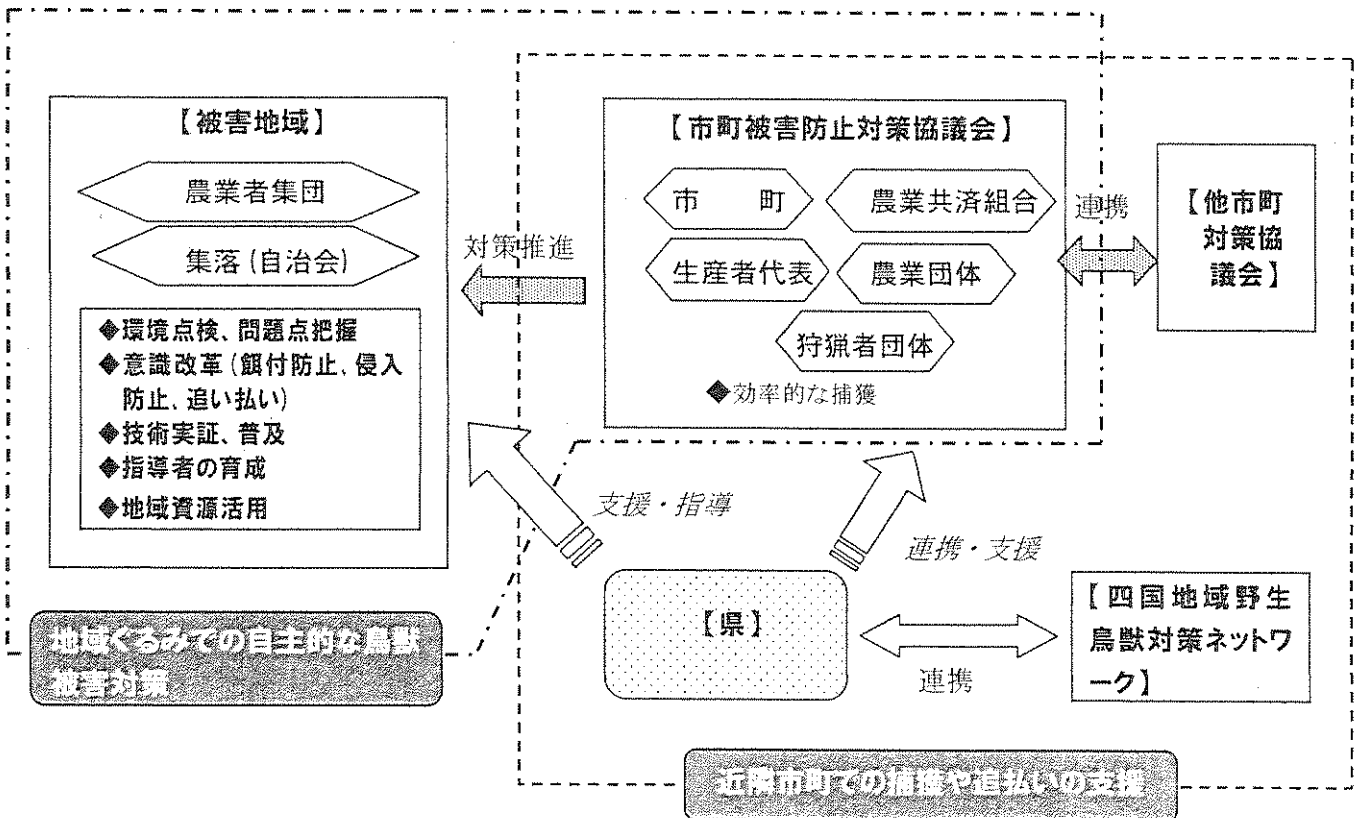
具体的な施策

- 地域ぐるみでの自主的な鳥獣被害対策の支援
 - ◆ 地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組むため、農業改良普及センターが市町やJ Aなどと連携して、野生鳥獣に関する知識の普及や農業者が主体的に取り組むための学習会や集落環境の点検などを推進します。
 - ◆ 集落全体での被害防止対策への取組みを推進するため、牽引役としての地域リーダーの育成を促すとともに、支援する市町やJ Aの職員などの被害防止に関する知識や技術の向上に努めます。
 - ◆ 地域の実情に応じた被害防止技術を普及させるため、先進的な鳥獣被害防止に関する事例調査を実施するとともに、餌付け防止や緩衝帯、侵入防止柵の設置などの被害防止技術の開発や実証展示などを行います。
 - ◆ 有害鳥獣の捕獲などに取り組む担い手を確保・育成するため、市町と連携して、狩猟免許の取得助成、狩猟免許試験の日曜日開催や試験回数の増加を行うとともに、新しい狩猟免許の取得者に対し、狩猟者団体などとの連携のもと、捕獲技術や安全性の向上に向けての研修会を開催します。
 - ◆ 有害鳥獣の捕獲を促進するため、イノシシの狩猟期間の1ヶ月延長や特例休猟区でのイノシシの狩猟の実施、くくりわなの規制解除、有害鳥獣捕獲の許可権限の市町への移譲、自己の耕作地で捕獲を行う場合の許可要件の緩和などを行います。
 - ◆ 地域を取組みを支援するため、市町と連携して、イノシシやサルなどの捕獲促進に向けての助成を充実するとともに、捕獲の担い手の確保や侵入防止柵、緩衝帯の設置などの施設整備に対し助成を行います。
 - ◆ 地域ぐるみでの鳥獣被害対策の継続や地域の活性化を図るため、イノシシなどの捕獲獣類の加工品の開発や販売などを支援します。
- 広域での被害防止対策の支援
 - ◆ 被害の拡大を防止するため、地域における有害鳥獣の発生実態や生息状況などについて、農業改良普及センターが市町や農業共済組合などと連携して、目撃情報や被害状況、捕獲情報な

どの調査や情報収集を行い、関係者の情報の共有化を図ります。

- ◆ 追い払いや捕獲の効果を高めるため、近隣市町が連携した取組みを行うための連絡会議の開催を支援するとともに、個体数・動向調査などの情報提供を行います。
- ◆ 県域をまたがる市町の被害対策が効率的に行えるよう、「四国地域野生鳥獣対策ネットワーク」と連携して、四国内の鳥獣被害防止対策の情報収集を行い、効果的な被害防止対策に取り組みます。

推進のイメージ



第8節 地域資源を活用した農村の活性化

指 標

(★は重点指標)

指 標	現状値	目標値	目標値の設定根拠
★グリーン・ツーリズム交流施設の利用者数 (宿泊者数、体験者数)	98 千人 (22 年度)	108 千人	今後 5 年間で、農業体験施設などの利用者数(宿泊者数と体験者数)を 10% 程度の拡大をめざす。

1 都市住民との交流促進

現状と課題

- 人々の自然志向や価値観、ライフスタイルの多様化が進む中、多様な交流と体験を実現できる農業・農村に期待が寄せられており、都市と農村の交流の可能性が拡大しています。
農村の魅力的な地域資源を活用したグリーン・ツーリズムの推進を図るとともに、グリーン・ツーリズムに取り組む市町や農業者などが行う交流施設の整備や情報発信、交流促進活動などへの支援の充実が必要です。
- 農業・農村の地域資源に加え、教育や保健・休養などの多様な機能に着目した新たな活動モデルの開発により、大都市圏など県外からの誘客や幅広い年代の人々の誘客に取り組み、新たな交流需要を創出する必要があります。

施策の展開方向

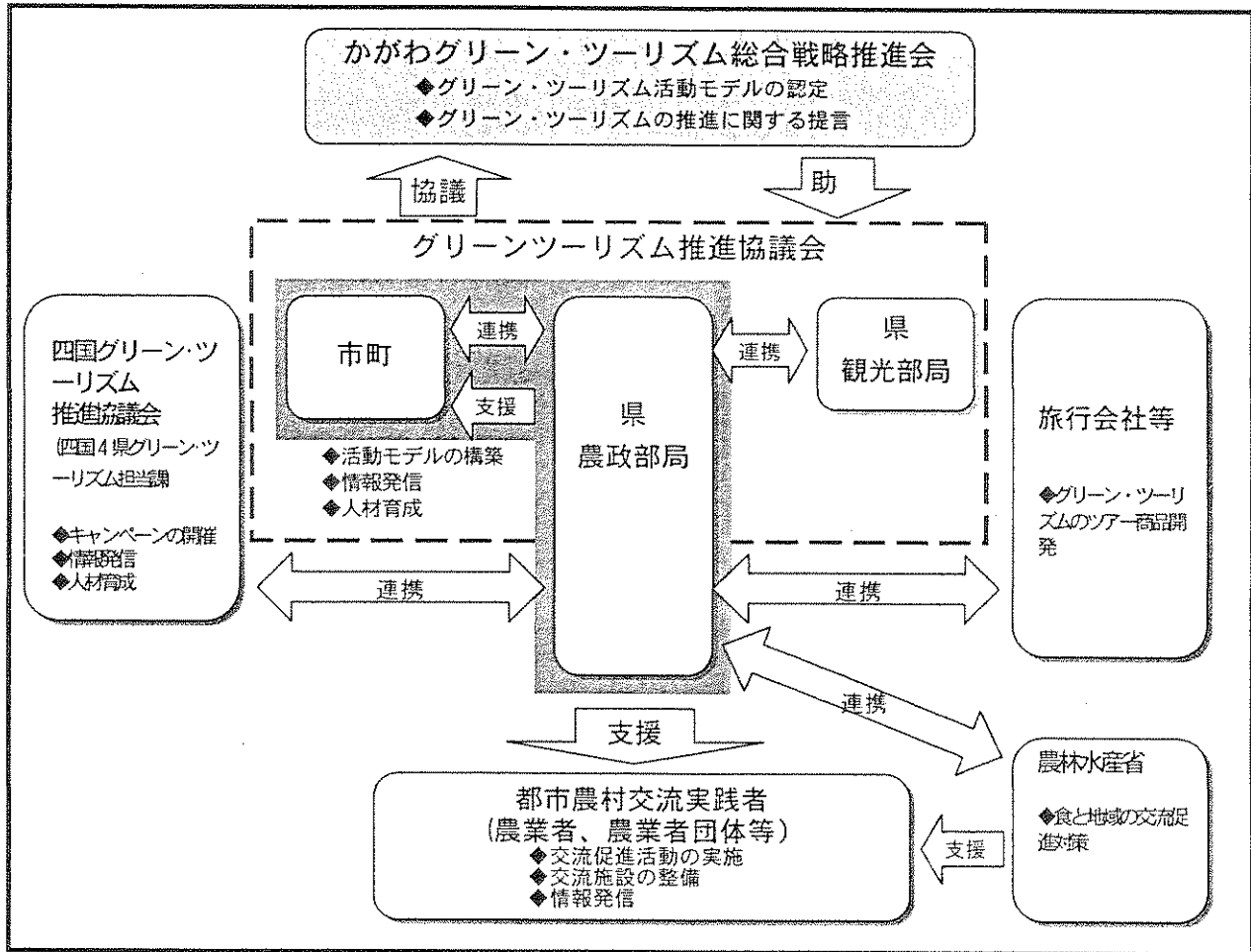
グリーン・ツーリズムの新たな活動モデルを構築するとともに、市町や農業者などによる交流施設の整備や交流促進活動への支援、他県などとの連携により、都市住民との交流を促進します。

具体的な施策

- グリーン・ツーリズムの推進
 - ◆ グリーン・ツーリズムの有識者や実践者、観光関係者などと連携し、農業体験施設などの関連施設を活用した新たな活動モデルを構築するとともに、体験ツアーやフェアの開催、インターネットやパンフレットなどによる都市住民への情報発信を実施します。
 - ◆ グリーン・ツーリズム実践者の交流などによるネットワークづくりやインストラクター研修への参加を促すなど、指導者の育成に取り組みます。
 - ◆ グリーン・ツーリズムに取り組む市町や農業者などが行う、交流施設の整備や情報発信、交流促進活動を支援します。
- 新たな交流需要の創出
 - ◆ 県外からの誘客を拡大するため、四国 4 県などと広域的に連携し、「かがわのグリーン・ツーリズム」の大都市圏での PR 活動やスケールメリットを活かしたキャンペーンの実施、インターネットやパンフレットなどによる都市住民への情報発信に取り組みます。

- ◆ ゆとりある生活を楽しみたいと考えている高齢者などの新たな誘客を拡大するため、旅行会社など観光関係者とグリーン・ツーリズム実践者との連携を図り、グリーン・ツーリズムのツアー商品化を促進します。
- ◆ 子どもたちの農村での宿泊体験や農業体験を促進するため、国や関係団体と連携して、受入側と子どもたちとの交流促進を図るとともに、子ども向けの活動モデルの情報発信などに取り組みます。

推進のイメージ



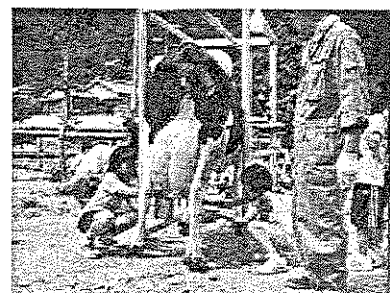
都市住民との交流促進



竹めしづくり体験



山野草のこけ玉づくり体験



牛の乳搾り体験

2 農村における資源の循環利用の促進

現状と課題

- 再生可能なエネルギー資源としては、バイオマスや小水力、太陽光・熱、風力などがありますが、本県においては、農業分野での利活用はあまり進んでいません。
バイオマスの利用は、効率的な収集システムや変換技術の研究開発、普及が課題です。
- 高松での年間日照時間（平年値）は2,076.8時間（全国第6位）で、本県は日照時間が長い
ため、太陽光・熱の利活用が期待されますが、県内の農業分野では、土壌伝染性・種子伝染性の病
害防除に太陽熱が利用されてはいるものの、太陽光・熱を利用した発電は、太陽電池の変換効率
の向上、製造コストの削減、耐久性の向上が課題です。

施策の展開方向

食品廃棄物や生ごみ、稲わらなどを中心として、バイオマス資源の経済的な利活用など、農村
における資源の循環利用を促進します。

具体的な施策

- バイオマス資源の経済的な利活用の推進
 - ◆ バイオマス資源に対する理解を深めるため、市町など関係機関に対し、バイオマス利活用に関
する制度や取組みのモデルとなる事例などの情報提供を行います。
 - ◆ 食品関連事業者などに対し、食品廃棄物の再生利用の促進を図るため、県ホームページによる
情報提供などを行います。
 - ◆ 三豊市が進めている、竹資源による新たなバイオマス産業の育成や生ゴミの資源化などバイ
オマス利活用に向けた取組みに対し、関係機関と連携した技術協力などにより支援します。
 - ◆ 耕種作物に適した堆肥づくりのため、耕種農家が望む品質の確保とその安定供給に向けて、
畜産農家の堆肥生産技術の向上を図ります。
 - ◆ 「オリーブ牛」などの特色ある畜産物の生産拡大のため、うどんやオリーブ残さなどをはじ
めとしたエコフィードを積極的に推進します。また、食品産業や飼料化業者、畜産農家からの
情報収集を行い、ネットワークづくりを進めます。
- 地域の特性を踏まえた自然エネルギー利用の推進
 - ◆ 太陽熱を利用した土壌伝染性の病害防除の一層の普及を図るとともに、ソーラーパネルの電
力を利用した園芸施設での自動かん水装置や畜産施設での換気、照明、細霧装置などの利用・
普及を進めます。

